

是を置、其間之角の尺と、其角之尺と差ひの分
に乘じ、又尺角の尺の價を乘じ、其代永程尺角之尺
に當之内にて引て、殘を其角之尺に壹本之當と爲、
但右同斷也、

貳間木より壹間木迄九寸角以下は、貳間木尺角之
尺に壹本之價より、同長五寸角は四割引にして、五
寸角之尺に壹本當と爲割を以、九寸以下之尺に壹
本之當と爲る法也、

此法 五三四四、
是者算法右同斷、

但右同斷

右貳間尺角壹本永壹貫文として、割合記す事如左、

- 尺五本六分二リ 代永貳拾貳貫四百八拾文
- 尺四本九分 代永拾七貫九百三拾四文
- 尺四本貳分二リ 代永拾四貫五拾貳文六分
- 尺三本六分 代永拾九拾文八分
- 尺一本 永四貫文
- 尺四貫文 永三貫六百六拾文
- 永三貫三百三拾文
- 永三貫三拾文

- 尺三本二リ 代永八貫三百五文
- 尺一本 永貳貫七百五拾文
- 長五間木 壹尺角 代永六貫貳百五拾文
- 尺二本二リ 代永四貫五百貳拾四文八分
- 尺壹本六分 代永三貫貳百三拾貳文
- 尺壹本二分二リ 代永貳貫貳百貳拾文
- 尺六分二リ 代永壹貫四百八拾五文
- 尺五本六リ 代永九百三拾文
- 尺五 代永拾七貫五百五拾八文貳分
- 尺四本四分壹リ 代永拾四貫六拾七文九分
- 尺三本八分 代永拾壹貫九拾六文
- 尺三本二分四リ 代永八貫六百八拾三文貳分
- 尺二本七分二リ 代永六貫六百六拾四文
- 尺一本 代永六貫六百六拾四文
- 長四間半木 壹尺角 代永五貫六拾貳文五分
- 尺壹本八分二リ 代永一貫七百拾貳文八分
- 尺一本 永貳貫四百拾文
- 永貳貫七百五拾文
- 永貳貫五百文
- 永貳貫貳百四拾文
- 永貳貫貳拾文
- 永壹貫八百貳拾文
- 永壹貫六百五拾文
- 永壹貫五百文

- 尺壹本四分四リ 代永貳貫六百七拾八文四分
- 尺壹本壹分 代永壹貫貳百六拾三文六分
- 尺八分壹リ 代永壹貫貳百六拾三文六分
- 尺五分六リ 代永八百文六分
- 尺四本五分 代永拾三貫三百貳拾文
- 尺三本九分二リ 代永拾貫七百四拾八文
- 尺三本三分八リ 代永八貫九百九拾壹文四分
- 尺二本八分八リ 代永六貫七百三拾九文貳分
- 尺二本四分二リ 代永五貫貳百貳拾七文貳分
- 尺一本 代永四貫文
- 長四間木 壹尺角 代永四貫文
- 尺一本六分三リ 代永貳貫五百八拾八文八分
- 尺一本二分八リ 代永貳貫百六拾三文貳分
- 尺九分八リ 代永壹貫五百三拾八文六分
- 尺七分二リ 代永壹貫四拾四文
- 尺五分 代永六百八拾文
- 尺五 永壹貫三百六拾文
- 同 永壹貫八百六拾文
- 同 永壹貫五百六拾文
- 同 永壹貫四百四拾文
- 同 永貳貫九百六拾文
- 同 永貳貫七百四拾文
- 同 永貳貫五百三拾文
- 同 永貳貫三百四拾文
- 同 永貳貫百六拾文
- 同 永貳貫文
- 同 永壹貫八百四拾文
- 同 永壹貫六百九拾文
- 同 永壹貫五百七拾文
- 同 永壹貫四百五拾文
- 同 永壹貫三百六拾文

- 尺三本九分三リ 代永九貫七百八拾五文七分
- 尺三本四分三リ 代永七貫九百五拾七文六分
- 尺二本九分五リ 代永六貫三百四拾貳文五分
- 尺二本五分二リ 代永五貫六拾貳文五分
- 尺一本一分二リ 代永三貫九百四拾五文七分
- 尺一本七分五リ 長三間半 壹尺角 代永三貫六拾貳文五分
- 尺壹本四分壹リ 代永二貫三百九拾七文
- 尺一本一分二リ 代永一貫六百九拾一文二分
- 尺八分五リ 代永一貫百九拾八文五分
- 尺六分三リ 代永八百三拾七文九分
- 尺四分三リ 代永九百三拾七文五分
- 尺三本三分七リ 代永六貫八百七拾四文八分
- 尺二本九分四リ 代永五貫六百四拾四文八分
- 尺二本五分三リ 代永四貫五百五拾四文
- 尺三 代永九貫七百八拾五文七分
- 尺一本 永一貫四百九拾文
- 同 永二貫三百二拾文
- 同 永二貫百五拾文
- 同 永二貫拾文
- 同 永壹貫八百七拾文
- 同 永壹貫五百五拾文
- 同 永壹貫四百拾文
- 同 永一貫三百三拾文
- 尺壹本 永一貫三百七拾文
- 尺壹本 永二貫四拾文
- 同 永一貫九百貳拾文
- 同 永一貫八百文

尺 ^ノ 二本二分六 ^リ	代永三貫六百五拾文四分	同	永一貫六百九拾文
尺 ^ノ 一本八分壹 ^リ	代永二貫八百七拾七文九分	同	永一貫五百五拾文
尺 ^ノ 壹本五分	代永二貫二百五拾文	同	永壹貫五百文
長三間木 壹尺角	代永一貫七百六文一分	同	永一貫四百拾文
尺 ^ノ 壹本貳分壹 ^リ	代永一貫二百七拾六文八分	同	永一貫三百二拾文
尺 ^ノ 九分六 ^リ	代永一貫二百七拾六文八分	同	永一貫三百二拾文
尺 ^ノ 七分三 ^リ	代永九百拾二文六分	同	永一貫二百五拾文
尺 ^ノ 五分四 ^リ	代永六百四拾二文五分	同	永一貫百九拾文
尺 ^ノ 三分七 ^リ	代永四百三拾一文八分	同	永一貫百四拾文
尺 ^ノ 二本八分一 ^リ	代永四貫五百八拾文三分	同	永一貫六百三拾文
尺 ^ノ 二本四分五 ^リ	代永三貫七百七拾三文	同	永一貫五百四拾文
尺 ^ノ 二本一分一 ^リ	代永三貫八拾文六分	同	永一貫四百六拾文
尺 ^ノ 一本八分	代永二貫四百八拾四文	同	永一貫三百八拾文
尺 ^ノ 三本五分一 ^リ	代永一貫九百七拾八文一分	同	永一貫三百拾文
尺 ^ノ 一本二分五 ^リ	代永一貫五百六拾二文五分	同	永一貫二百五拾文
長貳間半木 壹尺角		同	

尺 ^ノ 壹本壹 ^リ	代永一貫二百一文五分	同	永一貫百九拾文
尺 ^ノ 八分	代永九百四文	同	永一貫百三拾文
尺 ^ノ 六分一 ^リ	代永六百五拾八文八分	同	永一貫八拾文
尺 ^ノ 四分五 ^リ	代永四百六拾八文	同	永一貫四拾文
尺 ^ノ 三分壹 ^リ	代永二百拾文	同	永一貫文
尺 ^ノ 二本二分五 ^リ	代永貳貫七百九拾文	尺 ^ノ 壹本	永壹貫貳百四拾文
尺 ^ノ 一本九分六 ^リ	代永貳貫三百拾貳文八分	同	永壹貫百八拾文
尺 ^ノ 壹本六分九 ^リ	代永一貫九百九文七分	同	永壹貫百三拾文
尺 ^ノ 壹分四分四 ^リ	代永一貫五百五拾五文貳分	同	永壹貫八拾文
尺 ^ノ 壹分貳分壹 ^リ	代永一貫貳百五拾八文四分	同	永壹貫四拾文
尺 ^ノ 壹本	代永七拾貳拾九文	同	永壹貫文
長貳間木 壹尺角	代永壹貫文	同	永壹貫文
尺 ^ノ 八分壹 ^リ	代永七百貳拾九文	同	永九百文
尺 ^ノ 六分四 ^リ	代永五百拾八文四分	同	永八百文
尺 ^ノ 四分九 ^リ	代永三百五拾七文七分	同	永七百三拾文

尺 ^ノ 三分六 ^リ	代永貳百二拾七文六分	同	永六百六拾文
尺 ^ノ 二分五 ^リ	代永百五拾文	同	永六百文
尺 ^ノ 壹本文分八 ^リ	代永壹貫五百七拾九文貳分	同	永九百四拾文
尺 ^ノ 壹本四分七 ^リ	代永壹貫三百三拾七文七分	同	永九百拾文
尺 ^ノ 壹本二分六 ^リ	代永壹貫百文八分	同	永八百八拾文
尺 ^ノ 壹本八 ^リ	代永九百拾八文	同	永八百五拾文
尺 ^ノ 九分	代永七百三拾八文	同	永八百二拾文
尺 ^ノ 七分五 ^リ	代永六百文	同	永八百文
長壹間半木 壹尺角	代永六百文	同	永八百文
尺 ^ノ 六分	代永四百四拾四文	同	永七百四拾文
尺 ^ノ 四分八 ^リ	代永三百貳拾六文四分	同	永六百八拾文
尺 ^ノ 三分六 ^リ	代永貳百貳拾六文八分	同	永六百三拾文
尺 ^ノ 貳分七 ^リ	代永百五拾九文三分	同	永五百九拾文
尺 ^ノ 壹分八 ^リ	代永百文八分	同	永五百六拾文
尺 ^ノ 壹本壹分二 ^リ	代永五百四文	同	永四百五拾文

尺 ^ノ 九分八 ^リ	代永四百三拾壹文貳分	同	永四百四拾文
尺 ^ノ 八分四 ^リ	代永三百六拾壹文貳分	同	永四百三拾文
尺 ^ノ 七分二 ^リ	代永三百貳文四分	同	永四百貳拾文
尺 ^ノ 六分	代永貳百四拾六文	同	永四百拾文
尺 ^ノ 五分	代永貳百五拾貳文	同	永四百文
長壹間木 壹尺角	代永貳百文	同	永三百八拾文
尺 ^ノ 四分	代永百五拾貳文	同	永三百六拾文
尺 ^ノ 三分二 ^リ	代永百拾五文貳分	同	永三百四拾文
尺 ^ノ 二分四 ^リ	代永八拾壹文六分	同	永三百三拾文
尺 ^ノ 壹分八 ^リ	代永五拾九文四分	同	永三百三拾文
尺 ^ノ 壹分二 ^リ	代永三拾八文四分	同	永三百貳拾文

右算法割附者、尺角以上者尺五迄、尺角以下者五寸角迄なれども、角物に限るに無^レ之、尺^ノを以て除乘爲るにつき、平物にても同じ、譬ば尺に五の平物なるは、尺角以上の部に入り、九に八の平物なれば、尺以下の部に加る而已と知るべし、

檜二間木、尺角、真去無節、

- 土州 永拾貫文
- 尾州 永七貫三百文
- 遠州千頭山 永六貫八百文
- 信州 永五貫八百文
- 甲州 永五貫三百文
- 上州 永四貫八百文
- 武州 永四貫八百文
- 土州 永四貫貳百文
- 尾州 永三貫九百文
- 遠州千頭山 永貳貫九百文
- 信州 永貳貫五百文
- 甲州 永貳貫三百文
- 上州 永貳貫百文

檜板子、真去無節、長六尺五寸巾壹尺五寸 厚五寸壹挺、

右真去りは、四方無節、二尺五に尺の平物を、二つ割にして、中五寸の真を去り、尺角貳挺の^カを取たる處之價也、板子同斷、尺五角三つ割にして、中五寸の真を

去、板子四挺に取たる處の價也、今の賣真去りは、二尺に尺の平物を三つに割、板子は尺五に尺の平物を二つ割にし、其儘にて真半は附有之價書面より半分なり、亦板子の本取に拵へ、内に真丸に籠りたるもあり、買を^カふ人能々見るべし、

- 土州 永六貫文
- 尾州 永四貫五百文
- 千頭山 永四貫二百文
- 信州 永三貫六百文
- 甲州 永三貫三百文
- 上州 永三貫文
- 武州 永三貫文
- 土州 永五貫文
- 尾州 永三貫七百五拾文
- 遠州千頭山 永三貫五百文
- 信州 永三貫文

檜貳間木、尺角、三方無節、

檜二間木、尺角、二方無節、

- 甲州 永貳貫八百文
- 上州 永貳貫五百文
- 武州 永貳貫五百文
- 土州 永四貫文
- 尾州 永三貫文
- 遠州千頭山 永二貫八百文
- 信州 永二貫四百文
- 遠州 永二貫二百文
- 甲州 永二貫二百文
- 上州 永二貫文
- 武州 永二貫文
- 土州 永三貫文
- 尾州 永二貫二百五拾文
- 遠州千頭山 永二貫文
- 信州 永壹貫八百文
- 遠州 永壹貫六百文
- 甲州 永壹貫五百文
- 上州 永壹貫五百文
- 武州 永壹貫五百文

檜二間木、無銘、

- 土州 永二貫文
- 尾州 永一貫五百文
- 遠州千頭山 永一貫四百文
- 信州 永一貫二百文
- 遠州 永一貫二百文
- 甲州 永一貫文
- 上州 永一貫文
- 武州 永一貫文
- 尾州 永一貫三百文
- 遠州千頭山 永一貫二百文
- 信州 永一貫百文
- 遠州 永一貫文
- 甲州 永八百五拾文
- 上州 永八百五拾文
- 武州 永八百五拾文
- 日州 永二貫五百文
- 南部 永二貫文
- 千頭山 永一貫五百文
- 信州 永一貫三百文

槻二間木、尺、

尺ノ七百五十本 巾一尺八寸ヨリ
木數五百本 長三間ヨリ 一尺五寸ヨリ
厚六寸迄

代永千二百拾五貫文但 尺一本
永一貫五百文ツツ 分廻一本五分

如左にして沽んと云ふ、
尺ノ九百五十七本五分

木數千二百五拾本、長右同斷巾同斷

代永八百四拾三貫七百五拾文分廻七分五釐尺
角廻永一貫二百文

如此にして沽んと言ふ、

如此一つ方八尺ノ當り貴く、二の方尺ノ當り賤し、
然れども尺ノ當り賤く見へて、貴く見ゆる方より貴
し、因て今の商人の行ふ所也、是を知るに二の方廻
しへ一の尺角廻して乗すれば、七百五拾文となる、
百五拾文貴し、亦一の方を二の方の割にして見るに
は、一の方の方廻しへ、二の方尺角廻して乗すれば、
壹貫八百文となる、三百文貴くなる、買ふ人は是を知べ

し、

右定價は山々より伐出し、壹箇年之内に賣買するの
定價也、材古くなれば價も落ち、亦物寡きときには、
價も上る、唯目當とし時之有無材之新古を考見て、損
益して賣買爲べし、苻節を合せたるが如くには非ず、
乙寛政七卯年十二月吉日

相州津久井見、鳥屋村御林仙洞寺山・寸澤嵐村御林
石老山、兩山之積り書覺帳

仙洞寺山御林

一柜尺ノ貳千本

一松尺ノ貳千本

石老山御林

一杉尺ノ千五百本

一松尺ノ千五百本

總尺ノ九千五百本

萬屋 林 藏

但貳間ヨリ二間半三間迄、
七寸角ヨリ二尺角迄、
但貳間ヨリ貳間半三間迄、
七寸角ヨリ二尺四寸角迄、

但二間ヨリ二間半三間迄、
七寸ヨリ尺六寸マデ、
但二間ヨリ二間半三間迄、
七寸ヨリ尺四寸マデ、

此釐代金四百九拾兩三分と銀五匁也、

一、金四百兩也

一、金三百兩也

一、金拾兩也

一、金八兩

一、金百五拾八兩壹分ト銀五匁 但從乘賣馬入迄

但尺ノ一本ニ
付一匁積リ

一、金五拾五兩

一、金七百九拾壹兩貳分ト銀拾匁也 江戶迄運賃尺ノ壹

一、金百兩也 會所入用

一、金貳千三百拾五兩三分ト銀五匁也、

ならし兩に四匁壹分に付江戸附、

仙洞寺山 名主 青野原村 源 之 丞
御林 名主 鳥屋村 彦 右 衛 門
名主 青山村 傳 右 衛 門

石老山 名主 寸澤嵐村 兵 衛
御林 名主 若柳村 市郎右衛門

右御林番村役人名前

東都材木定價書并仙洞寺山・石老山御林兩山積書者、
野村貞五郎祕藏也、大石元庵高壽子之借得しを、予寫
置者也、定價書者大工棟梁之祕書也とぞ、于時寛政十
一年己未季夏廿四日起筆、同廿八日止筆畢、

灌園居源方堅識

跋

不利而利之、不如利而後利之也、利而後利之、不
如利、而正利者利也、利而正利也、無尙焉、利而後
利之、爲其次焉、不利而利之、危亡之道矣、藤井氏
所著材之定價書者、東方諸州備於材木之美惡、詳
於其價焉、於算法亦爲捷徑也、嗟乎取之而求
之、則爲賊商家、不見貝岡也、豈惟是而已乎也、
各說其正、而上下與利之、則庶幾平國家之益也、

藤井氏姓源名直、字設、甲陽之人、來仕于東都令、計吏之屬也。

龜山源長裕識

歷代租法

凡田租の法、神武天皇元年より孝德天皇大化二年まで、一千三百二十七年の間、農政の事は國史にも見ゆれども、租税の法は見へず、古者世質時素法令未彰無爲而治といへり、

○自大化二年通計六十年之租法
至慶雲二年

稻一百束内

收四束四把 免九十五束六把

凡自二十五分之強

孝德天皇大化二年紀之段、租稻二束二把、町租稻二十二束、令義解云、謂段地復二束、稻五十束、下做之。

孝德天皇白雉三年改大化六年紀云、班田既訖、凡田長三十步爲段、十段爲町、段稻一束半、町雜稻十五束、通證云、租稻與大化二年文異、疑、此分註後人所添也といへり、よつて白雉の分註を不用、白雉三年より五十五年降て、文武天皇慶雲三年丙辰、遣使七道、始定田租法、町

一十五束とあるをもつて也、

○自慶雲三年通計十一年之租法
至靈龜二年

稻一百束内
收三束

天智天皇元年制令二十二卷、世人所謂近江朝廷之令也と云り、此令には大化の法にて、町の租稻二十二束と有之哉、然るを慶雲三年に至り、始定田租法、町十五束と改りたる事未詳、

○自養老元年通計八十年之租法
至延暦十五年

復大化租法

段租稻二束二把、町租稻二十二束

元正天皇養老元年五月廿二日、以大計帳、四季帳六年見丁帳、青苗簿、輪租帳等式、頒下七道諸國と有れば、此時養老令の租法は、則大化に同じといへども、其法八十年來全く行れざる事は、次の紀文に見ゆ、

○自延暦十六年通計三年之租法
至同十八年

收八 免二

桓武天皇延暦十六年六月庚申、詔曰、古者什一而税、

謂之正中、三代因循、頌聲作矣、國家薄征利農、勤恤民隱、是以制令之日、田一町租、定爲三十二束、其後有敕處分、減爲二十五束、以今況古、輕重相懸、而今民部勘租之例、通計國中、以七分以上爲定、所餘三分者、任國司處分、如今諸國之司、偏執斯例、雖遇年豐穰、全徵其租、而至於納官、不過七分、其所餘者、常事截留、農夫以之受弊、貪吏因茲擅利、輿言於此、事乖善政、自今以後、收租之法、宜計入別所營町段、仍作十分收八免、
レニ云々、

○自延曆十九年 通計八年之租法
至大同二年

收七 免三

延曆十九年五月、癸丑敕、天下田租、改張前例、十分之内、免三而收七、夫降詔革例、本爲濟民云々、

○自大同三年 通計二十七年之租法
至承和元年

收六 免四

大同三年九月庚子、敕云、大同元年十一月六日格云、頻年不稔、民弊特甚、非有輕租、何得自存、伊賀、紀伊、淡路三箇國田租、始自今年、六箇年收、不四得六、亦今年三月十九日格云、收備後・安藝・周防等國田租、免四得六、有疑通計、宜每戶立率、免四收六、莫用通計之法云々、此通計と云るは、延曆十九年より行れたる法を改て、收六免四事と見ゆれども、此法も亦二十七年の間全く行れたるともきこえず、類聚三代格載弘仁格序云、文武天皇大寶元年、不比等奉敕撰律六卷令十一卷、養老二年、復不比等、奉敕更撰律令、各爲三十卷、今行於世、律令是也、云々、然らば弘仁年中より、連連と律令改行れ、終に承和年中には、令義撰上畢而諸國に施行有しにや、世事は連々とうつりゆくものなれば、制度も亦それにしたがひ、施し行るゝものとみへたり、

○自承和二年 通計九十三年之租法
至延長五年

又復大化租法、

續日本後紀云、承和元年十二月丁丑朔、辛巳、施行天長年中所撰令義解云々、又皇朝事苑云、承和二年十一月、施行天長年中所撰令義解云々、今爰に載する所は承和二年を期とす、義解は養老令の解にして、養老令は大化の租法と同じければ、再三復古貫通の深意を稽ふべき事也、

○自延長六年 通計二百八十七年之租法
至建保二年

收七 免三

延長五年撰上延喜式、曰、凡諸家封租封租は一戸四十束り、更正税を、若當不三得七之年、戸別所輸不滿四十束率數者、通以他郷填之云々、たとへば十戸にて四百束に滿ざる時は、他郷より足加へて、四百束に滿給ふ事ときこゆ、然るに不三得七とあれば、七を收め三を免さるゝ事と見ゆれども、延喜式のうち品により、此外如令といふ事あり、此令とあるは天長年中撰れたる令義解のことなるべし、されども彼の

義解の文に由るとき、式に租法と同じからず、然らば、承和二年大化の法に復したる後、延喜式を撰れたれども、租法は改りたる事なきと言んや否、愚老もの管見に辨へがたく、又延喜より降りては、朝政彌衰へ、天下の租法國史に見つべきものなし、近世に及びて豊臣秀吉天下の租法を改るといへども、其時國政郡縣にあらず、列國の諸役は各從來の國法を◎以下又缺

○自建保二年、關東租法

收三 免六

東鑑云、建保二年甲戌六月十三日、關東諸御領乃貢事、自來秋可被免三分二、假令毎年一所に、次第可爲巡儀之由、被仰出云々、文治年中より、建保元年まで三十年程のうちは、關東の租法いまだ一定せざるにや、建保以來の租法といへども、守邦親王の比まで全く行れたる事ともきこえず、

○文祿四年租法

收六 免三

豐臣秀吉譜云、文祿四年八月、下ニ九條法制、其三曰、天下之賦稅、三分二者地頭取之、三分一者、耕民可ニ自取之、莫使田畝就荒蕪也云々、

○駿河國蒲原郡租法
十分之内

收八分半 免一分半

右證書蒲原郡小河内村舊記略記のごとし、

尾沼に被下候分、

一、五貫卅文 野帳 本地

内壹分半ニ七百五拾四文引而、

残る四貫仁百七十六文定納

一、六貫九百四十五文 野帳 瀧分

内壹分半ニ壹貫四十壹文引而、

残る五貫九百文 定納

此外野帳高定納高多繁く除く

都合拾六貫九百七文

内七百七文銀領ニ引而、

残る拾五貫仁百文ニ被下、 定納

元龜三年壬申九月十一日

佐越泰 光(華押)
友 重(華押)

尾沼雅樂助殿

○同國駿東郡租法

十分之内

收六分半 免三分半

右證書

御法度ニ仰出條々之事

一、當所免合之儀、今度御檢地帳面を以、毛付ニ六ッ半可出候、若大日損大風雨にて作毛以外相違之年ハ、所之領主と立合檢見を請、右諸三分一百姓可取之事、

按に、此法檢地之時、免合を定年之定めに取立、若格別損毛の年柄者、檢見之上出合の三分一をゆるし候事ときこゆ、損毛引方等の事ハ別卷に

出す、

但引用書外之條目ハ除之

右之通堅可ニ申聞之旨

如此也

慶長四己亥七月吉日

内膳正(華押)

右此所府中衆知行所ニ成

其年貢米江尻までハ可ニ相過之事

右ハ中ノ在所也 駿東郡 中石田村總百姓中へ

○同國志駄郡租法

收六 免四

右證書文法前に同じ

慶長四己亥七月吉日

内膳正(華押)

右ハ下ノ在所也

志駄郡 横田之村總百姓中へ

○同國富士郡租法

十分之内

收五分半 免三分半

右證書文法前におなじ

慶長四己亥七月吉日

内膳正(華押)

右ハ下々ノ在所也

富士郡 杉田之村總百姓中へ

右同文言

慶長四己亥年八月吉日

富士郡 内膳正(華押)

○同國庵原郡租法

十分之内

收七 免三

右證書文法前に同じ

慶長四己亥八月吉日

庵原郡 内膳正(華押)

右ハ上ノ在所也

由比之村總百姓中へ

同國富士郡租法

十分之内

收七 免三

右證書文法前におなじ

慶長四己亥年九月吉日

内膳正(華押)

右ハ上ノ在所也

富士郡 岩本村總百姓中

右在所位よせ

上之在所 中之在所 下之在所 下々之在所
○七 ○六半 ○六 ○五半

右之通在所銀の位違有之間、同郡内までも一村限の位違有べき事、

和漢合鑑本草

鯨本

江都 後藤彦金吾先生 編輯
門人 秋庭張庵義臺 閱

海魚門

無鱗魚部

鯨音 和訓久志羅、鯨鯢異物 鯨三才 海鯨國書 勇魚萬葉 鯨唐音 キン 鯨圖會 鯨集 鯨くじ

らの和訓古書に見る所なし、黒白の略語なりと、此物皮膚に黒白の二色ありて、他の魚に異なり、故にしか云と、

三才圖會曰、鯨海中大魚也、其大横海吞舟、穴處海底、出穴則水溢、謂之鯨潮、或曰出則潮下、入則潮上、其出入有節、大者長千里、小者數丈、一生數萬子、嘗以五六月、就岸生子、至七八月、導率其子、還大海中、鼓浪成雷、漬沫成雨、水族驚畏、莫敢當者、然其死也、有慧星應之、雄者爲鯨、雌者爲鯢、或曰死沙上、得之者皆無目、俗言其目化爲明

月珠、

是說疑らくば妄談ならん、中華古より鯨魚を採食ふことなしと見えたり、只傳聞の誤にて少の差ひあり、然れども慧星の應するなどさもありつべし、生動の中に鯨より大なるを聞ず、長さ千里と云心得がたし、沙上に死して目なしと云、是も妄に近し、然ども此魚すべて目織し、殊に死すれば目閉づる故に、さもあらんか、其目化して明月珠と爲るの説、もと異物志に出たり、明月珠の如しとあらば可然、爲ると云る奇異なり、此魚の眼細くして口吻に近く下る、宛水精を磨けるが如し、然ども柔軟にして用なし、古昔但馬の國より鯨珠を獻する者あり、然れば亦堅して珠の如きものこれ有るか、中華人古より鯨を稱美せざる故にや、諸本草及び季東璧も詳に言はず、予是を按するに、野必大が本朝食鑑に曰、中華には柏油あつて鯨脂に勝り、牛豚有て鯨肉に勝れり、故に鯨を用ひざるかと云り、按

するに是説も決定しがたし、後漢書卷の九十に曰、光和元年酒泉の戦のとき、糧竭て檀石槐、自ら秦水に水停て流れざる所に、魚のあまたあるを見て、是を得ること能ず、倭人網捕に善と聞くとて、倭人國を撃て千餘家を得て、魚を捕らしめて糧食を助く、是を考るに、華人天然魚捕に功みならざると見えたり、漢の世まで如此魚を探ること不鍛鍊なるにて推察すべし、殊に戦に望て糧の爲とて、遙遙日本を襲ひ來り、漸倭人を得て歸り、さて魚をとらすること、甚思慮の永きこと也、其思慮の永き故に、魚を善く捕ることあたはず、まして巨鯨をや、鯨は漁中のはやわざなり、然ば悉も我國漁獵に功なること、神代より備れり、鯨如きの勇魚すら、舒明天皇の比専ら盛に之を探る、萬葉集に金村が歌に越海角鹿の濱從に勇魚とるとよめり、其比は越前にも采れたるにや、近代は紀州・勢州の海上に多し、其後長州及び、筑陽・五島大村、其外西海處々

に來る、亦常州・總州も希に采る、北海にも希にこれありといへども、採ることを聞ず、
 閩書曰、海鯨巨能吞舟、日中閃電、若箴朱旗、潰沫飛酒成雨、其來也移如山嶽、乍出乍沒、舟行相值、必鳴金鼓以怖之、取得列爲油、
 此説考るに大概的當せり、然れども日本に舟を吞たること未聞ざれども、三十三尋の鯨ありといへば、小舟などは吞むこともあるべし、然れば中華にも今は鯨をとりて油とすと見たり、然れども未食ふ説見えず、末世に及ばば中華も治定食ふべし、大和本草に篤信曰、日本にも古は鯨を弓にて射てとりし故に、射漁と云、慶長年中筑紫諸浦の漁人、初て戈を以てつき得て、油をとり肉を捨つ、其のち肉を食し、腸と骨を捨つ、又其後腸をも骨をも食ふ、按ずるに、業術は末世ほど委くなる故に、鯨採る器物にいたるまで、今は殊外易簡にして、民生に利あり、くじらとよめる歌、藻鹽草、

潮ふく鯨の息とみゆるかな沖に村立つ夕立の雲
 異物志曰、雄爲鯨雌爲鯨、

如是兩種に呼とも、日本にて總て鯨と而已云て分別せず、

太平御覽に載す金樓子曰、鯨鯢海鯢、穴居海底、鯨入穴則水溢、溢爲潮來、鯨既出入有節、故潮水有期也、

按ずるに、是も憶見の説にて、傳聞の度を経て大言となれり、此も其長千里と云類ならん、

洪邁が夷堅志曰、廣州發船過南蕃貿易路、經海心深淵處、忽見十餘山、乍出乍沒、篙工曰、非山也、海鯢魚背也、目如閃電、鬚鬣者如箴、朱旗、日中忽雨霖霖、篙工曰、此鯢魚噴氣而水散於空、風勢吹而若雨耳、

按ずるに是説も、初の閩書の説に似たり、
 李時珍曰、海鯢生海中、極大、江鯢生江中、泥鯢生湖池、

陸佃が曰、道健好動故名鯢といえり、時珍、海鯢江鯢泥鯢の三品を説けり、然江鯢長さ七八寸と云、何物なるや、後の博識を俟つ而已、鯨の形略泥鯢に似て、肥大にして胴の一周の長と、總身の長と大方相合ふ、其色全黒あり、蒼黒あり、灰色あり、鱗なく鼻の上の骨高く、項の上頸の前に潮吹の穴あり、口潤くして下唇上唇より指出づ、舌を嚙と云、長くひろし、齒履齒の尖りたるが如し、斷白し、蕪骨と云、又圓斬骨と云、蕪善根の形の如し、細く切り曝乾して膾などに入れ、或は酢味噌などにて食、眼は細くして口わき近して下る、烏珠水精の如し、蟹口中の兩わきに出で、其數三百六莖あり、名けて箴と云、長三四尺より丈餘に至る有、廣さ五六寸厚さ五六分、工匠是を以て秤尺の類を造る、是工匠のこそげ屑綿の如きを用て、血止に佳しと云、領の際の鬚を達波と云、外黒内白色にして、長さ八九尺より丈餘に至る、廣さ四五尺程、骨肉に近きはねを法師骨

と云、此も漁人煎熬して油をとる、筋赤黄色太さ
徑り三寸許、細に割り米泔水に浸し、油氣を去て唐
弓の弦に用て木綿を打、大小腸又帶腸と云、世に
此を百尋と云、長五丈許、色白し、是を鮠し又乾し食
ふ、能久泄痢を治すと云、姫腸周り一尺許、長三四
尺、外赤く内白し、烏賊腸厚さ一寸許、周二尺許、筒
の底なきが如し、茶色也、丸腸色赤し、福腸外白く
内赤し、豆腸色赤し、以上五種の腸は漁人常に食ふ
て精氣を益と云、味も又美なりと云、丁子腸色赤し
漁人も是を食はず、只油をとるのみ、辛膽外白内蒼
黒にして味辛と云傳ふ、人食ふことなく油もとら
ず空捨、陰莖俗にたけり亦はやりと云、大なるも
の長さ一丈四五尺許、圍り三尺許、雌鮠の陰戸及び
乳房あり、糞黑白の二種あり、水上に浮て泡の如し、
取得て乾し用ゆ、蛇骨に似たり、疔瘡紫黒下陷を治
す、是を帳中に煙を薫らせ、效を得ると云、又外科
に用て、面刺疣痣、黒子、凍瘡の類を治す、今世香

油方及び薰物佩香を製するに殊に用ゆ、久く香を
たもつと云、甲香もまされりと、本草綱目に、龍涎
是羣龍所吐、涎沫浮出、蕃人採得貨之、亦有大
魚、腹中剖得者、能收腦麝不散、入諸香と、今
按するに、紅毛人崎陽え持來るアンペラと云物あ
り、右綱目の説の如く蕃人もいへり、日本にて鯨糞
と云るもの疑らくはアンペラに似たり、白糞殊に
希なり、薩州より琉球に到る海上にあり、水に浮
て白泡の如くありと云、薩人の説にも、同く疔瘡
紫黒に焼て、忽赤色に變すと云、又江都の俗間に、白
糞癩狂の類に妙なりと云、黒皮と赤肉の間に白き
脂皮あり、之を熬て油を采るに最多し、凡三寸四方
にて厚一尺の皮、油一升ほどあり、尾に岐あり、諸
魚の尾筒と云を、鯨の尾筒を尾脛と云、其味鯨中
上の美味也、日本に鯨魚を載せし書、本朝食鑑、大
和本草和漢三才圖會等に、何れも六種を著せり、此
六品諸州に大方常に見る處なり、予が此書五種を

増す、此五種希なりと云ども、油をとり民用に利
あり、故に末に出す、凡鯨は喜で鰯を食、他魚を好
まず、海舶あやまつて鰯にさわる時は船覆る、冬は
北より南へ行き、春は南より北に行く、肥前五島
平戸の邊には、節分の前後を盛とす、熊野浦は霜
月比を盛とす、此を捕るに鯨を突く鉞を森と云、森
の字の形に似たる故に云と、森及鯨を斬る庖丁は
がねにては製せず、生鐵を以て製す、森の柄樫木
を以て造る、森の頭に繩を付て船に繋ぎ、其鉞鯨に
當れば、柄はぬけて戈ばかり肉に入る、之を突く
役を羽指と云、第一第二第三を賞するに法あり、
鯨死する時にいたり水に沈む、其時鼻刺と云堅木
にて作り、長さ三尺許櫛の形の如し、此になはを
付て羽指水中に入れて、頭皮肚腹數ヶ所に貫き透し
て、繩を引きあぐ、則庖丁を以て鯨の背を割り氣を
發す、遅き時は熱發し肉爛る、近き比は大繩の綱を
以て豫め是繋ぎ、森を突く故に取にがすことなし、

採を採る法并に諸器寸法等本朝食鑑に委し、
主治 肉氣味甘酸、大温無毒、補腎調胃厚腸、
止虚泄久痢、暖沈寒痲冷、若多食、則動火生熱、
不_{野必}免瘡瘍之患、性熱食之生熱動風、發瘡
生_大痰、多食難消化、能傷脾胃、病人及有脾積瘡
疔者、婦人有崩漏帶下之病者、不可食、其近
尾白肉、鹽藏日久者、夏月食之味美、能峻補脾
胃、肥健於人、虚冷無積滯人宜食、止久瀉若新病
熱盛者可_{野必}食にあらす、馬信、牛山油甘大温有毒、大
抵與肉同、右主治古人の説、大抵同にして少異
なり、右の如くなれば病症により數、忌むことあり、
殊に油毒ありとあれば、蒙味の輩は、一切食はざる
者もあるべし、予暫先輩に戻て言は、此物毒なし
也、人藥に用ることなし、何れも食料とす、殊に厚
味なる故に、其人の脾胃不相應に食す、故に毒あり、
譬へ常食平和の魚と云ども、其人の脾胃に過ると
き、毒ならずと云ことなし、鯨性温甘し、味厚く陰

中の陰、其色黒く北方坎水に主り、能血分に走て五臓の陰を補ふ、其體味極陰にして然も偏勝なく、温は陽春發生の氣天の陽たり、甘は脾土に味を肉を養ふ、故に瘦人常に少づつ用る時は、肥ること甚效あり、殊に遊女に仕立賣る者あり、俗に世術と云、彼れ其業至て賤と云とも、女容を養ふに妙あり、故に彼に其術を問、曰、凡男女にかぎらず、面の色蒼く或はうるみ亦艶なくして、皮膚乾きたるやうなるには、其效鯨鱈二種に過るものなし、餘魚も效ありといへども、是の二種の如く皮膚に光潤を出すものなしと云、さて如此常に油膩の物を食すれば、又餘疾生ず、故に五穀は少しづつ用ひ、雪花菜かちに養ふ故に病ひ生せず、殊に性質美なりと云、是にて鯨毒なきを知るべし、如此常に食へば、亦常に厚味の氣を瀉する食あり、一編には論じがたし、又衆人の中には、鯨肉口に入ても直に不快の性あり、多は氣弱の性にあり、

鯨品類圖略

背觀 此鯨今年大雪比より、明年立夏の比まで採る、背黒く腹白し、達波のみ有て殊に鬣なし、潮吹あつて二つならび、人の鼻のあなに似たり、常には閉て潮吹上るとき開く、嘩あり鼠色なり、眼大なるはわたり五寸ほどあり、目殊に織し、色白又黒く中に黒き輪あり、輪の中又白黒色玉なる、凡諸魚眼珠なきは水上頭を出し息す、故に水上に出て息す、また鯨なきもの何れも頭に潮吹あり、諸鯨何れもゑらなく潮吹あり、又鯨の類多くは齒なし、上斷に鬣雙び、生の齒の如し、下斷には齒なし、此鯨味上々品、其長さ三丈五六尺より、六七丈あるも有、是兒鯨は二三丈程もあり、六七丈の者全體の油をとれば二百斛ほどあり、四丈ほどあるは油四十斛ほどあり、八尋の鯨殊の外油すくなし、漸十斛ばかりあり、

座頭此鯨大きなもの四五丈に過ず、たつは長さ一

丈許、一片は黒く一片は白し、其肚皮畦をなして、竹を編みたるに似たり、故に簀子皮と云、背二三尺許なる疣鱗あり、琵琶の形に似たり、是を琵琶宮と云、替者の琵琶を背に負たるに譬へて座頭と云、潮吹あり、口中にひれあり、然ども柔軟にして用なし、さへすりあり、淡黒色なり、其外は大抵せみに似たり、此鯨森にあたるといへどもよくにげ去る、子持鯨は得やすし、先子鯨を半死にするときは、母鯨去るに忍ず、身を以て子を掩ふ、其とき殺得べし、然ども近製の大網を用ゆれば遁去らぬ、此鯨味上品、油四五丈のもの十斛程あり、

長須 此鯨大なるもの十丈許、此も亦背に疣鱗あり、常に海底に沈て浮くことこれなく、故に得やすからず、味佳ならず、油八十斛ほどあり、

鱈鯨 此鯨大きなもの二三丈に過ず、全體黒色咽の下少許赤し、口中にひげあり、たつはあり、此くじら大抵座頭に似たり、四時あり、然ども肉うすく油す

くなき故に、漁人好み採らず、口をひらき鱈を追ひ來る、味下品、油四斛ほど在、

眞甲 此鯨大きなもの四五丈にすぎず、三月より五月中是をとる、頭丸くして塗桶の如し、牙あり、犢牛の角の如し、其牙象牙に類す、世に入齒の臺とす、又珊瑚を偽る、さゑつり淡黒色、小さなひれあり、齒あり、下齒なし、上齒に入るほどの空穴あり、又此鯨に糞あり、然ども甚稀なり、全體の色鼠色に赤を帶ぶ、是も鱈を追ひ來る、脂少し、故に好みとらず、油五斛ほどあり、亦是のくじらに大きなもの有、とんとと云、油甚多し、紀勢總常の四州にこれあり、四海にこれなく、味下品、

小鯨 此鯨大きなもの一二丈にすぎず、霜月比より明年五月時分までとる、形細長く全體色灰色、ひれなし、潮吹あり、口の上にひげあり、白色、長さ一尺五六寸、廣三寸許、厚さ二三分ほど、白鬣と云、味上品、油二三斛ほどあり、

右六種は先書載す、以下五種は此書に増す、
 逆股 此鯨長さ二三丈に過ず、味下品、油二斛餘も
 あり、又車知とも高松とも黒蜻蛉とも云、
 能蘇 此鯨大なるも三四丈に過ず、長須に似て全體
 黒し、味下品、油一二斛ばかり、
 槌鯨 此鯨長さ二三丈にすぎず、全體鼠色にして眼
 の上口のまわり赤し、口さし出て齒あり、圖略の
 如し、味下品、油三斛ほどあり、
 赤類 此鯨二三丈に過ず、全たい紅にして逆股の如
 きひれあり、頭餘鯨にかわれり、齒あり、味下品、油一
 斛餘もあり、
 琴鯨 此鯨長さ二丈ほど、全體黒く腹少白を、是も逆
 股の如ひれあり、頭圖略の如し、味下品、油一斛餘も
 あり、

合卷 本草文化戊辰冬至節、畑中氏西嶽生所贈也、

文化庚午暮春念五、使兒假裝釘

遠櫻散人

新三十幅 卷之七

花かつみ考

多賀 伊勢 小野 大久保 狛 倉賀野

此ごろはからずして、花かつみといふ水草を得たり、
 これ大久保忠寄の惠による所也、此草の名昔より聞
 えて、古き畫の官服の織物にも畫けり、古歌にも
千載 五月雨に淺香の沼の花かつみかつみるまゝに隠行
淺澤沼也誤寫歟
 かな 顯 仲

如斯よみたる事あり、然ども予本草綱目、及和漢三
 才圖會等を見るに、此草蘋といひ、茶菜、田カ葉草、
 又田地草などもいふよし見へたり、和漢三才圖會に
 花かつみといふ訓なし、同書菰の條下に、五月雨に
 淺香の沼の花かつみの歌を出せり、しかれば菰を花
 かつみといふとみえたり、げにも此田地草にては、歌

の心もたがへる事にやと思はるゝ也、よりに不審少
 なからず、大久保忠寄に談じければ、忠寄云、顯仲
 の和歌にいふは菰歟、いにしへ蘋をもかつみと唱へ
 けるかとみえたり云々、今四條家の定紋とせらるゝ
 は、此四葉の花かつみなり、彼家にも花かつみと
 唱ふとやらん、是を以按すれば、まこも和歌に花
 かつみといひ、この蘋をも、古代花かつみといひける
 ものを見へたり、猶御覽に呈して分明をえむ事をね
 がふのみ、二物一名といふべきにや、
 于時安永九庚子年六月上旬、多賀常政考之、

貞丈按萬葉卷四、中臣女郎贈大伴宿禰家持歌、
 娘子郎四、をみなし咲澤二生流、さくさばに花勝見、はなかつみ都而毛不知、かつてもし戀裳摺
かも可聞、
 古今戀部よみ人しらす、
 陸奥のあさかの沼の花かつみかつみる人に戀やわ

たらん

此考に引れし千載の歌は、此古今の歌をとりてよめる成べし、古今よりも後の歌也、證歌には少も古きを用べし、

右兩首の、花かつみの名のみ出て、四葉菜とも菰ともわかるべき詞なし、引用ひられし千載のうたは、菰の事と聞ゆ、又堀川百首杜若の題、公實のうた、花かつみまじりにさける杜若誰しめさして衣に摺けん、此歌杜若に交りて咲るとあれば、是も菰の事と聞ゆ、すべて歌によめるは薦のこと也、

契沖雜記云、かつみは菰の異名也、六帖題にこもにつぎて、かつみを出したれば、こもものやうなれど、ぬなはにつぎてぬなはを載たる類とすべし云々、萬葉家の契沖もこもの異名といへば、歌によめるはこもの事にて、四條家の花かつみといへる文は、四葉菜の事なるべし、一物にはあらざるにや、
花かつみの文字を、濁りて云まじきかいかとい

ふに、古歌に花かつみといひて、その名をうけてかつみるとよめり、

高禦考、花勝美の加文字、濁て讀まじき事ながら、古歌いひかけを以て、清濁を定るは非通論、甕原涌而流留泉川以都美來登天加戀志嘉留覽、此歌泉川に、何時見き脱カ重たり、然とて泉川を清ては不讀、元泉川挑川詛る事、日本紀卷五に見たり、此類猶有べし、

忠寄按、古より歌によむ花かつみは、こもといふ草に花のさきたる也と吳竹集に有、荻枝折連歌の書也に花かつみはこもといふ草、薦也、蒲也、又あやめともいふと有、四條家の衣紋に付る花かつみは、水草の一種、歌によみたるとは別なるよし、和漢三才圖會に、四條家の紋に付る花かつみを、本草の蘋にあつれども、形狀不_レ合、和草にしひて漢名を付るは不_レ好事也、本草綱目蘋の集解、紅景藏器が説皆不_レ合、時珍の説似よりたれども、葉浮_二水面_一、根連_二水底_一、其莖細_二於

蓴菜、其葉大如_二指頂_一、面青背紫、有_二細紋_一と云、花かつみの葉は、兩面とも青く、水の面にうく物にあらず、本草の蘋にあつる良安が誤也、

貞丈按時珍が蘋の説、此方の花勝美に大方似たれども、背紫有細紋などいへるは少違たれども、一物なるべきにや、凡鳥獸草木の形狀、其土地の陰陽向背に依て、少異なることあり、一つ日本の中にても、諸國の産物の形狀少異あり、況外國の物をや、されば時珍が蘋の説、此方の物に大方似たれば、其物なるべきにや、

右花かつみの私考、貞丈忠寄の兩先生に呈し、其是非を訂正せむ事をこふ故に、兩先生の所述の記を給はり、其事一言半句もらさず記す所也、此辨を以開明を見たるもの也、

蘋吳晉本草

本草綱目卷十九、水草類二十二種、
釋名蓴菜菰、四葉菜、田字草云々、其草四葉相合、中

折十字、故俗呼爲_二四葉菜_一、田字草破銅錢皆象形也、云々、

集解時珍曰、蘋乃四葉菜也、葉浮_二水面_一、根連_二水底_一、其莖細_二於蓴菜_一、其葉大如_二指頂_一、面青背紫、有_二細紋_一、頗似_二馬蹄決明之葉_一、四葉今成中折十字、夏秋開_二小白花_一、故稱_二白蘋_一、其葉攢簇如_二萍_一、故爾謂_二一種大者爲_レ蘋也、云々、又頂氏言、白蘋生_二水中_一、青蘋生_二陸地_一、按、今之田字草、有_二水陸_一、一種陸_レ生者、多在_二稻田沮洳之處_一、其葉四片合_レ一、與_二白蘋_一一樣、但莖生_二地上_一、高三四寸、不_レ可_レ食、

右所_レ書和漢三才圖會九十七、水草之部、解本草時珍之説也、別書略_レ之、

贅考

高潔按、此一卷中原常政所_レ著、其中藤原忠寄平貞丈の考もありて、花かつみの事詳に見へたり、しかるに

考中所載萬葉集古今集千載集堀川百首の歌を以、古にいはゆる花かつみは、薦をいふよし、契沖・貞丈・忠寄・常政、四子の説有、さる事ながら、予が意には此歌にて、花かつみは必菰ならんといふ事、いまだ決定しがたし、またこもを花かつみといふ義、其名未詳、實方中將陸奥に在て、あやめのかはりに、かつみをふけるよしみへたるも、今いふ花かつみも、いかで菖蒲のごとく軒にふかんや、依ておもふに、かつみと花かつみとは、本別草なるべし、かつみはこもに似たる草、花かつみは本草にいはゆる四葉菜、即今四條家の衣紋につけらるゝものにて、是菰ならん、今の俗にあやめの外に、又花あやめといふものあるがごとく、かつみはこもの屬、花かつみは又それに類ひして、葉の形花のごときをいへるか、又古き連歌に秋の千ぐさの花かつみといへるは、かの本草菰に水陸の二種ありといへる陸種なるべし、但萬葉集・古今集等の歌は、現にこのものを目撃してよめりとい

へども、後世は實物の有無によらず、其名によりて宛轉して詠するゆへ、花かつみもいろくりに轉じ來て、このごとくも陸草のごとくもよめれば、強て後代の歌のみを以は、其實は定がたき也、今幸に藤原忠寄の惠によりて、此ものを目撃する事をうるときは、是本草の四葉菜なることをしり、萬葉古今によめる花かつみなるべしと知て可也、多言をついやすに及べからず、これしかしながら愚慮短才のいふ所也、明者訂之、大澤翁も花かつみ考ありと、予未見之、定て明辨なるべし、一覽の時を待つみ、花かつみの考は、萬葉考の中にことにくはしきが侍るを、おのがともがきの、こひ侍るにまかせおきて侍りしに、かのも古さとにまかることの侍りて、かの書をももて行ぬ、さるほどにとみにかへしがたかるよし、かしこまりいへば、其にみのかへらんほど、ちかきほどにははかりがたくて、契り奉りてまいらす事の、あまりにおこたり侍れば、おのが古今集のうちなどに、おほ

くかきしるしおき侍る眞淵が考を、とりあつめて書てまいらす、

難波の僧契沖法師が、古今餘材抄卷第十四戀歌曰、題しらす、よみ人しらす、

陸奥のあさかのぬまの花かつみかつみるなべにこひやわたらん

此歌契沖が注に、六帖には「かつみる人の戀しきやなぞ」とあり、初の五文字、顯注には「みちのおくの」とありて、みちのおくは陸奥也、陸奥國と書てみちのおくのくにとよむ也、歌にはかくのごとく、みちのおくとよむを略して、みちのくとも書り、世俗にみちのくに申は、歌の詞にあらず、ましてむつのくにと申、無下の事也、陸といふ文字を、むつといへりと思へり、陸をばみちと讀也、又かちとも讀也、されば常陸はひたみちをひたちとは申也、今按、陸をば日本紀に

くぬと讀たるを、常にはくがと申めり、かちとよめることはいまだしらす、ひたちはひたちみち也、あさかの沼は安積郡にあり、安積山同所也、花かつみは菰をいふといへど、和名にも見へず、六帖にも菰につけて、別に出したればこと物か、又菰も秋になりては花はあれど、花薄・花橘などの例にいふべき花にもあらず、その上菰は夏こそ賞する物なるに、おとろふる比咲花をもて、いふべくもあらねば、いよいよおぼつかなし、又顯注にかゝる物の名は、所にしたがお事なれば、伊勢の國には蘆を濱萩といひ、又神をば玉ぐしと申やうに、みちのくににこもをかつみと申とかや、かつみふきとて五月五日にも、かの國には菖蒲をばふかで、こもをふくは、菖蒲のなまかと思ふに、あさかのぬまにあやめをよむは、ひかごととも申べしと、俊頼もしるしたるに、郁芳門院根合に藤原孝善がよめる、
あやめ草引手もたゆく長きねのいかで淺香の沼

に生けん、此うたを金葉集に入られたる如何、密勘云、陸奥のならひにて、菖蒲なかりけり、實方中將守に成て下られたる比、五日にいかにあやめはふかぬぞと尋るに、國にさぶらはすと申す、さてあるべきならず、あさかの沼のかつみを刈て、ふくべしとて、ふかせられたりける、後五日はかつみをふくなり、中古の人のかたり傳へけり、六條右府の子息、皇后宮亮信雅朝臣、みちのくにの守になりて下りて、京へ歸りて申されけるは、此事そらごととなり、さうぶこよなくおほかりと侍るは、彼中將の後にや出來けん、又かつみふく事ひが事ならんもしらず、今按に、萬葉四に、

をみなへしきき澤におふる花かつみかつてもしらぬ戀もする哉

六帖

君がおるやへ山吹の花かつみかつみる人ぞ戀しかりける

此二首は淺香の沼ならでもかつみを讀れば、陸奥にかざりて、菖をかつみといふにあらぬが事しられたり、又むかしよりあさかの沼に、菖蒲ありければにや、

左近家集に、或女の歌、

くるしきに何求むらんあやま草あさかの沼に生とこそきけ

左近は實方と同時の人なるに、その比かくよめれば、かつみふく説は一定ひが事なり、下略、契沖はかくまでいへりけれど、かつみてふものいかなるもの也とはいはでおけり、かつみふくなどいへるも、淺香の沼に菖蒲なきといへるも、中比よしなきあとなし事を、好事の人のいひいで、人まどはしなる事かける、これにかざらず、さるあとなしごとは、今の世となりては、人もおほくしり侍り、契沖がひけるに、歌ども又は其ちかき世に實方朝臣のかつみふかせしを、あらぬ事をいひもて行けることなりと、わかれ侍り、

されどそのものをよくあげつらはでは、何のよしがあるべき、まづそのかたちをいはんに、下總の國なるふせ沼てふ池に、葦菜などもあり、こはたらはぬなはねぬな也などいへるものなり、その池にかつもてふ藻ありて、水にうかべりといへるを見つるに、そのかたち〇かくのごとくなるうきくさ也、花のかたちしたれば、花かつみともふるくはいひしならん、今草んとてぼたんの花のかたち似たる葉の草をさてふるき太刀いふ、さるたぐひに呼て、今も□□とも有、ぼたの蒔繪に、此かたちなる藻の、水にながるゝかたをかける圖の、田安のとのにあり、そを年中行事の公卿の、繪のうへのきぬ袍の紋様に、藻にかつみとてあるにあはせて見れば、てらし合てこのものならんとしらる、かつも、かつみ、かたみ、ともに音のかよへるをも思へ、今の世かたばみぐさといふも、かつみに似たれば、かつみそめる草といふより、しかいふならん、されどそも又音のかよへるをいはば、かたばみの婆美の約は備なれば、美にかよはしてかた

ばみとはとなふるならん、もとよりバビブベボの半濁は、マミムメモなれど、しかかよはしいふも常也、猶此ものならねど、其音のかよへる證をいはば、神代紀無目籠とあるを、日書の一書に、堅間とかけり、又萬葉卷一、泊瀬朝倉天皇の御製に、籠毛與今本の訓はあやまれるとあり、又冠辭考に今いふ、玉勝間よし萬葉考にありとあり、これをタマカタマを、かつまと音を通じいふ、又花筐は花籠なり、こも音のかよへるにしかいふなり、

萬葉の歌と、六帖の歌をあはせみれば、萬葉のうたは、女郎花にとり合てよめれば秋なり、六帖の歌は、八重山吹にとり合てよめれば春なり、今の世となりては、杜若にも四季とて常に花有あれど、ふるくはさる事も聞へず、まして菰のはなは秋なれば、春も花かつみといへるものを、いかで菰の花なりといはん、又古今集戀の四に、

逢までのかたみとてこそと、めめ涙にかぶも
くすなりけり

とあるうたを、形見とばかりとりては、下のなみだ
にかぶといへる言の首尾をなさんや、かのかつみ
に音のかよへるにより、うかべる藻草なるをもて、一
首の首尾をと、のへよめるをもおもへ、

さてなきのあつものなどは、いにしへには供御にも
そなへまつりて、さももて興じたるものなれど、今
は水あふひとて、五月の比紫の花の咲るを、わらべ
のもてなやみ草とするばかりにて、食物とする事を
しらぬ人もおほかり、かくいにしへをうしなへるも、
かのよしなきもの、人まどはしいふより、目ちかきも
のまかくれ行事のおほかれは、山城の都ちかきにあ
りて、むかしは歌にもよめるかつみも、そのもとし
る人のなきまでにこそなりたりけめとはしらる、か
く古をふかくたづね侍るを、をこなりといふ人もあ
れど、誤れる事は、ふるきふみなどによりて、しらる

るほどはしり得て、難なからんこそはちかへるなれ
とおもへば、しかいふ、

こはひとわたりを、かきしるしまいらするなり、こ
のふみかへし侍らば、くはしきをまいらすべし、な
ほ吾ともにかたらひおき侍れば、おのが書なら
でも、ちかきほどには送りこし侍らめ、さてこのふ
みのかしらにかき加へたるは、おのがひかごと
に聞覚へたるをいふのみ、とりもし、すてもし給は
んは、見たまふ人のこゝろにあらんのみ、

草稿のまゝなれば、こと葉なめげなるは見ゆる
し給へ、
狛 諸 成

此一帖は住吉廣當號慶舟、土、佐家莊工が、古畫の公卿の袍の文
に、藻に花かつみとてあるを、花かつみはいかなる
のともおもひわかで、狛諸成野田富之介隱居號助教、田安殿
之學士也、岡部衛士之門弟也
に尋問ければ記してをくらす、書也、すなはち廣當

所持の本を、蛭川親當して乞求うつしぬ、

安永十年辛丑正月六日

貞 丈

貞丈云、右の考に依て按ずるに、菰をもて花かつみ
とする事は、俊頼の時代、白川院堀川院の御宇の比
よりいひ出せし事か、それより以前古代の歌に、か
つみとも花かつみともよめるは、四葉菜一名田字草
の事と心得べし、一名兩物也、菰の事を花かつみと
よみ來れることも久しく成にたれば、花かつみに
二品ありと心得べし、菰の事とするは尤誤也、契沖
雜記
契沖に花かつみは菰の事なりと記せしは、契
沖考のいまだ然せざりし時書しならん、
又云、花かつみといふは、花かたも花形の轉語なり、
その葉の四ひらにて、花の形に似たる水草なれば、
花かたもといふ、たとつと音相通也、もとみと音
相通也、如此音相通故、花かたもといふ語轉じて、
花かつみと成たる也、又花かつみを上略して、かつ
みともいふなり、

花かつみ考、諸君子の説いとつまびらかなり、予これ
をえていとまのひまにうつしぬ、またいさゝか考る
ところ有て、別にしるしをきぬ、

辛丑年秋七月

隅 東 散 人

袖中抄第七

かつみふき、

みちのくの淺香の沼の花かつみかつ見る人の戀
しきやなど、能因が歌枕に云、かつみとは菰をい
ふ、こも花をかつみといふ、

無名抄に云、かつみといへるはこもをいふ也、か
やうのものも所の名も、所にしたがひてかはる
か、伊勢に、あしをばはまおぎといへるがとく
に、陸奥に菰をかつみといへるめり、五月五日に
も人の家に菰蒲をふかで、かつみふきとて、薦
をふくなり、彼國にはむかし、あやめのなかり
けるとぞうけ給し、昔はあさかの沼に、あやめを
よめる歌はひが事と申べし、

私云、彼六條左京兆のまうされしは、橋爲仲が任
に、肥後守盛房が下向して、歌枕どもの事まうし
けるに、陸奥には菰蒲なし、五月五日にはかつみ
ふきとて、こもをなんふくといひける也、而郁芳

門院の根合に、孝善がよめる、

あやめ草引手もたゆくながきねのいかで淺香の
沼に生けん、此歌無別難して持になりぬ、又
俊頼入金葉乎如何とこそははべりしか、

江記には、右の方人々、淺鹿沼間在陸奥、自京
一月路也、不可達今日の事所引之菰蒲、定
て黃損歎云々、

此難はべりければ、判者は左の歌は、あさかの
沼によせて、根をばひく手もたゆくながしとよ
みたる事、たがひたるこ、ちすれども、すがた
うためきたれば持と申云々、判者右の方、人雖
加他難、陸奥菰蒲、と云難は不出來歎、
童蒙抄云、あの國の風俗にて、かつみとはこも
をいふ也、むかし菰蒲のなかりければ、五月五日
にはかつみふきとて、こもをふく也、橋爲仲任に
こもをふきければ、はらたちて、みをこなひて
ふかせける在應のものをめし出して見れば、年

おひかしらしろきものにてあり、いかでとしの
みよりて、かゝる事はせさするぞと、いましめけ
れば、中將のみたちの御時、菰蒲やさぶらはざり
けん、あさかのぬまのかつみをぞ、ふくべきよ
しさぶらひければ、其後かく例になりてつかま
つるなりといへりければ、爲仲はちてひきいり
にけりとぞ、かたりつたへたる、されば實方の
中將の時よりふくなるべし、

私云、彼國にかつみふきとていふ事あるなり、
それは信夫郡に、今年のこもをかりて、みたち
にかりやをつくりてふきはじむ、其後にこをか
るとかや、五月五日の事にはあらず、それは菰
蒲をぞふき侍る也、宮内卿師綱朝臣の説なり、陸
奥の司にて下向せる人也、慥成事歎可信之、
このかつみふきをおかしきさまにとりなして、
盛房かたりけるか、但かの中將はみちのくの所
所の歌まくらみんために、中將にかへて任也、

仍云陸奥中將、さる心なれば、菰蒲なくば、淺
香の沼のかつみをふけともまうされけん、任國
の間金吾將軍が合戦出來て、國中散々、水驛云
云、

又彼國にて逝去畢、旁以遺恨、然る數奇の名を
とむるやさしき事也、又萬葉にはこもとよめ
る歌はおほし、かつみとよめるうたはすくなし、
をみなへし咲さはに生ふる花かつみ都もしらぬ
戀もするかな

綺語抄云、花かつみとはあしの花をいふ、又こも
のはなをいふともいへり、
散木集云、はなかつみといへる事を、ある人よみ
たりけるを、いかにいふことぞと尋ければ、よう
もしらぬことをしりがほにいふと聞へければ、
心のうちに思ひけるしぎのゐる玉江におふる花
かつみかつよみながらしらぬ成けり、今云あし
のはなといふ事はきこへず、

はじめ豹の諸成てふ人の、辨じておかれたることながら、後袖中抄をまたぐ出されねば、ふみ見ぬ人にたよりあしからんやと、こゝにしるしつけぬ、

ひとひ牛隠の、平高尙の翁のもとにとぶらひければ、折しもおくしら露の玉だれの、こがめにあらぬこんるりのうつはに、見なれぬ草ありて、水のうへにひとときふたきばかりたちて、かたばみぐさに似てよひらなる草あり、あるじにとへば、これなんみちのくの淺かの沼のかつみてふものなりといへり、此すがたひなびながら、みやびかなるかたち、四條家のおんぞのあしでにせさせ給ふも、ことわりとみへたり、ひともとこひてかへりつゝ、えしれぬはちにうつしうへぬ、さればこれにつきて、何くれしかくれ、さへある人たち、おのがじしかいつけたるをみるに、まちくにして、いとすへのみだれたることく聞ゆ、かの大とものかもちのきみのう

たは、かつてもしらにとあれば、あやめのことにながきねはあらし、顯仲卿のかつ見るまゝにかくれ行とよめるも、いとちいさきものとしらる、これ水陸の高きならん、實方中將の軒端にかつみをふかしむるは、こもにもあるべし、また蕨をかならずしもかつみともいひがたし、かりたる文字ながら、

明日香井雅經卿家集

さそはれぬ身のうき草のかなしきはゆくかたもなき宿の池水

師兼千首

風ふけばさそはぬ水に根をたへてたゞよはれ行池のうき草

爲家卿

またさらにすまはばすまん浮草のさそはれ出る中川の水

秀景

風ふけば水たび浮草かたよりて月になり行廣澤の

池

新續古今

五月雨にもとの汀も水越て浪にぞさわぐ井手の浮草

かく浮草の題などに、蕨と萍との文字をかりたり、これにてはかつみにあらず、うき草に字をかりたるのみなり、

續千載

公雅

花かつみかつみても猶たのまれず淺かの沼のあさき心を

とも見へたるは、さだめて田字草ならん、いづれわいためがたきことながら、つくつえつくつと、此ふみをまきかへし見るに、高潔氏のことのまにまに、かつみといふは薦にて、花かつみといへるは、彼四葉菜ならんといへるはさることとこそ聞へぬ、なをひとしくして種は異なりといへるも、やゝげにと聞ゆれど、花といふ文字かうぶりたるにて

わかちつるも、一興と聞ゆるものならんかし、

あめあきらかなるさつき中のむゆか

白蓮社主人空阿彌

右以弘賢藏本己巳季秋初二日寫畢

六十一翁

花かつみ考

武藏國なる友がき、おのれみちのくのあさかの沼の花勝見ちふ草を、くぬちに傳ふ古言をきかまくほりすと、顯昭が袖中抄に、書つたへたる物がたりをあげつらひ、そが中にも能因の歌枕に、勝見とは菰をいふ、菰の花を花勝見といへる由を本とし、事好める人どちおのが心のまに、舊きを口新しきを發し、くさくの說、あさち原つばらに記し贈りぬ、こは古き代の物がたりを思ふに、さく竹の大宮人のまさ言にして、下れりし今の代に、さかしらをもていかにありきとは答ふべきかも、しかはあれど、からく口をそそぎ、日くろみに面かほりせしわざなん好みしをこの人もあなれば、あまざるひなの長路の事わざ、言つぎかたり續て、いさゝかのあやまりも、ひさしにひさしをかさね、たすけたらんも有ぬべし、誠に盡く書

を信せんは書なきにしかじと、言しもうべならずや、そもく觀應の比、宗久法師みちのくに遊びし筆のすさみ、都のつとと名づけて、後普光園院攝政の跋文なし給ふを見しに、此しほがまの浦松島のわたり、五百とせの昔も今みる如、曲に書つらねたるもとすゑもてはやすべき文にぞおもほゆ、そが中に花かつみの一條もかいとめぬ、こゝにあげつ、出羽の國へ越て、あこやの松などみめぐりつ、みちのくあさかの沼を過て、中將實方朝臣下られるに、此國にはあやめのなかりければ、本文に水草をふくとあれば、何れも同じことなりとて、勝見菖かへけると申傳るに、寛治七年郁芳院の根合に、藤原の孝善が歌に、
あやめ草引手もたゆく長き根のいかに淺香の沼に生けん
とよめるは、此國にもあるにやと、年月不審におぼへし、此たび人に尋しに、當國にあやめのなきにあらす、されどもかの中將の君くだり給ひし時、なにの

あやめもしらぬ賤が軒端には、いかで都の同じあやめをばふくべきぞとて、かつみをふかせられるより、是を葺傳へたる也と語り侍りしかば、げにさる一義も侍るにや、風土記など言文にも、その國の古老の傳なども侍れ、さる事もやと一々しるしつけ侍りぬと書たり、然者あれど、花かつみちふもの、菰とも薦とも、そのことわりもあらじ、その比風土記などいぢるしければ、ゆづりて筆には口けるにや、おのれ思ふに、花かつみのをちく古き物語を、證となしてんには、能因が歌枕より、無名抄・童蒙抄の文ともに、こゝに書のせぬ、こは其比歌よめる人、誰か其説にしたがはざらめや、しかれども其説わいしくしからず、うたがひ思ふかたさはにありけん、散木集に花かつみといへることを、ある人のよみけるを、いかにいふことぞと尋ければ、よくもしらぬことをしり顔にいふと、聞得ければ、こゝろのうちに思ひける、
鳴のゐる玉江におふる花かつみかつよみながらし

らぬなりけり
此歌をもて考ぬれば、花かつみをまさしくしりたる人も、まれにや在らぬ、其比俊成卿女よみける、
契こそあさかの沼の花かつみる色に露ぞこぼる
此歌かつみの花の色に、しらべをよせたるがいかに菰のさま有ぬべきや、こももてかうがへぬれば、歌人も皆おのがさましくしひもて、かた絲のかたよりにようもしらで、よみにし歌も有なんかし、あやめなしと云けるなども、實方あそに時を同じ、小大君が、淺香の沼に生ふとこそきけと、よみしをもて考ぬれば、宗久の説まさりたらめ、おもふにぐれ竹の世々の人、花かつみの花によせつ、よみ出し歌どもをみるに、ひなくもりをばつかなき心にも、思へあたりぬるゆかり聞ゆめれば、こゝにくさくかいつどひぬ、
萬葉集、中臣女贈家持歌、
娘子郎四、咲澤二生流、花勝見、都

此うた實方に先たつ事二百年、帝畿花勝見あり、萬葉集菰の歌許多あれども、勝見の歌只此一首のみ、古今集

よみ人しらす
陸奥のあさかの沼の花かつみかつみる人に戀やわたらん

實方に先たつ事百年餘り、花かつみをよめり
續千載集 權中納言公維

心は
花かつみかつみともなを頼まれぬ淺かの沼の淺き

續後拾遺集

源信明朝臣

花かつみかつみる人の心さへあさかの沼になるぞ
佗しき

御集

後鳥羽院

さゝわけし淺香の沼の花かつみかつみる夢や明る
ほどなき

夫木集

兵衛内侍

花かつみかつみちたゆる鴉鳥の淺かの沼に水馴そ

めけん

同

信實朝臣

花かつみかつみだれ行ぬま風に露や淺かの名に通
ふらん

建保百首

定 衡

淺からぬあさかの沼の花かつみかつみる色に出に
けるかな

壬生二品中

夏はまだ淺かの沼の花かつみかつみる色にうつる
旅かな

堀川百首

公實朝臣

花かつみまじりにさけるかきつばた誰しめさして
衣にはすらん

此六首の歌にて、花かつみの菰ならざるありさま、うち聞へたり、菰の花は秋八月に至りてさくもの也、夏さくものにあらじ、其實如米、彫胡米とて、饑軍の糧に備ふよし、唐の書にもしるせり、花は詩にも歌に

も、よめるさまなきものにぞ、波漂菰米沈雲黒と、その實のみ杜詩に覺ゆ、又後の歌に花かつみ交りに、燕子花のさける印結はては、分別しがたき花にて、燕子花は衣に摺れるためし、競狩の歌にも見へたり、花かつみの燕子花に彷彿たるわいたため、後の説にてらし合て見るべし、

拾玉集

慈 鎮

尋こし淺かの沼のかきつばた色ばかりこそ深くみ
へにき

此歌花かつみのおもかけおもふべし、

新續古今集

俊 頼

あやめ草あさかの沼に風ふけばをちの里さへ袖薫
也

家の集

小 大 君

苦しきに何もとむらんあやめ草淺香の沼に生ふと
こそきけ

蓋し袖中抄なる物語にも、淺香の沼あやめ草なきな

どもとむやすがも知らずや、後の世の歌とても、よみ人のあやめ草の在にしたがふもの、また多くきこへぬめり、あはれ淺香の沼に遊び、おのれみづから其ありさまを、問はまくもがなと思ふみぎり、ゆくりなく其郷黨人宗仲てふ叟、わくらはに訪來ぬ、たひめのむしろ、とみに花かつみを問もとむるに、あやめの花にして、少し異なる色のけちめのみと、ねもごろに答ぬ、そのことのすみよかなるをよろこび、問とぼらふ友がきに、見せも聞せも其花勝見のかたあらましやはと、せちにゑがらを乞求るに、畫かく事もとより工なるわざ人にて、終に書て贈りぬ、こゝにうつしつ、

◎花勝見圖略

常のあやめの花に似て、少しこぶり也、色は京むらさきの少し赤みつよし、此花二本松淺香の里に、澤山野山にもあり、五六月も花あり、宗仲又云、淺香のさとに老夫あり、ことし八拾九歳、

長傳と名のらふ、よく古事を覺へ、世のくたちにも
のかはりゆくさまをかなしめり、此花かつみの事な
ど問ぬるに、今や歌などよめるをのこらは、いさゝ
かに古き物語などよみ、菰の一名なるよしまうせど
も、古く此里にあやめの名なると答、まことに忌部廣
成の翁が、書契以來、不好談古、浮花競興、還嗤舊
老と云しも思ひあたりぬ、街談巷説にも採所あな
れ、此花かつみはおのれ仙臺の民、なべてあやめと
呼、池沼水澤に多し、別に花あやめてふ小草の、燕子
花に似れるあれ、それにはあらし、花の名をかぶらせ
ず、ひたすらにあやめてふのみ呼べるこそ、あさかの
里の人の花かつみなれ、いにしへの軒の菖蒲にかへ
て葺たりし名の、今くちすつたへたるにや、其葉のか
たちも、儼然にあやめにひとし、菰のよはきに似もよ
らし、音をもて唱ふるは、軒にふく菖蒲にして、たゞ
あやめとのみ訓によべるは、此花なりけり、此春子
の三郎なる知能、むさしの國に旅たちぬる道すがら、

淺かの郷に入、人つどひたる民家に、花かつみを問も
とむるに、むくつけきをのこふたりみたり、口ほと
びて、あやめの花にして四ひらなるこそ、まことの花
かつみに有けり、五月に來らば取てまいらせんなど
いらへり、此あるかたち、ふんづかひにむさしより言
おこしぬこと、先に宗仲が語りしもひがごとならず、
たゞ花の三ひら四ひらのくはしきは、其里にひさし
く住なれしものけちめにや有けん、言靈のたすけ
有國風、ひたぶるにたへず、口ごとに相傳へて、ひ
なにのこれる古言もすくなからず覺ゆ、さらば四ひ
らのあやめまきもとめんと、池沼に臨に多く得たり、
花かつみかうがへぬる友がきに、其生る花をも見せ
まくふところ紙に壓ものし、あるは畫かたに寫し、こ
こに供へぬ、古き物語のをちくは、文みる人によ
ざしてん、かう國內に言傳ふる、野花の言の葉のま
に／＼かいつけぬれば、野にしたがふのかうがへと
も、呼なりしやは、

◎四葩花勝見圖略

ある人の言へる、古今六帖にも、こもはなかつみとつ
らねたる名こそ、花かつみとは、菰なることをさと
したる歌なるべし、

花かつみ生ふる澤邊のをみなへしみやこもしろ

ぬ秋やへぬらん

こは古き代の歌をもわきまへぬ、おろなるとひとごと
なれ、なべてうたに物の名をつらねよみぬるを、萬葉
ゆ古今代々の撰集にこゝたおほし、此花かつみのう
たは、まさしく萬葉中臣女が作る娘部四咲澤二生流
ちふ歌の籙案にして、都の文字をカッテとよめる古
訓をしらずして、いひめるひが言也、日本紀天豐財
重日足姬天皇の紀に、便見紫菌挺雪而生、○中押坂
直與童子煮而食之、大有氣味、明日、往見都不在
焉、といへる文に、都をかつてと訓せり、かゝるため
しもしらで、しれ人のしひ言もて、かつみを菰に言つ
のらんもふけにや、又よみ人のあやまりならでも、書

寫せる人のまがひたるかも、おほよそ中つ世には歌
つくる人ども、上つ世のふるごとをしぬばで、おの
がじしに、其世のならばしにまに／＼、よみつらねた
るも聞ゆ、衣笠内大臣の歌に

妹がくむ寺井の上のかた檜の花さくほどに春ぞ

なりぬる

此歌萬葉集、攀折堅香子草花二歌に

物部能八十乃戀婦等之梶亂寺井之於乃堅香子花

と作しを本歌になしたる言の葉なるに、其ごろ大宮
人も、かたかこの草なるはしらすや有けん、八雲御抄
木の部に、櫃しらかしと注し給ふも、同じ意趣にや、草
の部にかたこともたかこともなし、六帖題花とて、葛
飾の諸鳥の梓せし雙紙にも、萬葉の堅香草の歌をも
もじして、かたかしの花と木部に入たり、かゝるあや
まち古今少なからず、おのれみちのくの民、かたかご
の草なるは何れも覺へぬ、他の國にも、かたご初ゆり
と書たる文みつ、此草のねさゆりの如し、さればおく

の南部ちふ所には、此根を粉に製、かたくりと呼、かたこゆりの轉語ならめ、補益の功在とぞ、漢土旱蓄に充つ、かたこはかたかこの略訓にして、かこの反こなるをとらざるにや、萬葉の歌の序にも、堅香子草と在つるを、後世は草ちふ文字をわすれたるにや、その眞を圖、

花淡紫葉薄、有斑文根半夏、◎圖略

いにしへの名、今の名ならぬもの多し、そが中にも、菊の和訓のまがいたるぞいふかし、日本逸史に類聚國典據となし、菊をふぢばかまと讀給ふ大御歌あり、史曰、日本根子天排別國高彥天皇、幸三神泉苑、詔曰、九月九日者菊花豐樂聞日爾在止毛、忌避所有爾依比年之間、停奈毛聞行須、然時節止云物者、不可虛擲、止、自昔云來留事毛在依毛、此乃豐樂聞食之賜布、故是以御酒賜倍、乙巳、略、琴歌問奏四位已上共插三菊花、于時、皇太弟頌歌云、美耶比度乃、曾能可邇米豆留、布智波賀麻岐美能於

保母能、多乎利太留初布、

上和之曰、

袁理比度能、己己呂乃麻丹眞、布智波賀麻、字倍伊呂布賀久、爾保比多理介利、

羣臣俱稱三萬歲、賜三五位以上衣被、こをもてかうがへぬれば、菊をふぢばかまと訓せる、いやちこに聞ゆ、寛平四年の新撰和字鏡に、菊鞠左支、菊花廷廷と訓せり、蕙胡桂反と在て、蘭字不載、其後源順和名抄を撰して曰、蘭一名蕙和名布知皮加麻、新撰有白菊、有紫蕙、香乎與と在て、蘭字不載、其後源順和名抄を撰して曰、蘭一名蕙和名布知皮加麻、新撰有白菊、有紫蕙、香乎與、和名加波良與毛岐一云可波良於波岐、これより後皆ふぢばかまとは、蘭の和訓となれり、萬葉集秋の七種の花に、布知波賀麻あり、菊をよみたるにや、野に菊をよみたる後の代にも多し、されば萬葉に菊の花なきは、楚辭に梅なきがごとくうらみたる人もあなる、毛詩に梅の實は賦して、花をめでざるなど、其時代のならはしにや、源氏物語にふぢばかまちふ巻有、宰相中將の蘭の花、玉葛の君になるその詞書に、らにの花のいとおもし

きをも給りけると有、是らにの音をもてす、然れども歌に、おなじ野に露にやぬる、ふぢばかまあはれをかけよかごとばかりも、玉かづらの君の祖母の服に居給ふに、夕霧の君は外祖母の服を著給ふ故、同じ野にと聞へぬ、服者の藤衣あれば、ふぢばかまをよせてよみたるなるべし、はじめふぢばかまの和訓書たるは、重陽のとよのあかりのことほぎの、大みかたに聞ゆなるに、いかなればかゝるうれたき、かなしみのきたなに衣には、つけならべたらんや、凶服の袴は赤色にして、裏は袍の肉色と見へ、女房裏袴純色紅裏と有、表服鼠色裏柑子色なり、有職の古き文に見へつるに、ふぢばかまの凶服にゆかりさらにあらじ、大日本に稱せる蘭は、漢土にも本草の芳草部に記せるにひとしく、花白くして葉麻の葉に似て兩岐有、是真菜にして、楚辭にいへる幽蘭なり、今唐土より來れる麥門冬のごとき、はくりちふくさのごときは、皇國にはあらじ、あらゝぎの訓にて、蘭和名の

うめならめ、ふぢばかまは菊にあらまくおもぼゆ、菊は鞠にして、花の窮つくれるの字義なれども、鞠又圖囊の字にて、日本紀に菊理姫をくゝりひめとく、れる訓あり、又縛衣裳爲袴と縛はつかねることにして、ふぢばかまの名にゆかりあらん、漢土にも菊に紫袍金帯の名あるも、其色状によるにぞ、延曆帝の菊を音により給ふ時雨の御製も在、蘭菊を漢音のまにまに、らに、きくにさだんてよめらば、外に疑もあらまじに、からよもぎふぢばかま、或はあらゝぎちふなどよみ、人のこゝろく、に言出づるにぞ、後にいたりてまどへるはしとなりけらし、菊の大みうたに、ふぢばかまとのたまふは、和名あやまり給ふにや、また後の世の其わいだめあきらめがたし、みやこには、ものしれるはかせたちのおほかめれば、花かつみの條々こたへ贈るついで、此ことを尋まくほりす、おのれさきに忍ぶ草のかうがへを、子弟のためにかいつづりしに、ある人順和名にあやまり有、烏韭はほら

忍ぶくさにして、垣衣異草など罵る人多しと、こは古き軒端を忍ぶなる草にあつべきをもしらぬ輩にして、おほみや人の冠袍を、唐の字義にあててかいたるをそしり、弓に作る日本の梓を、唐に説て琴瑟にならざるを、笑ふる百事、かれと是と附合せざる説、盡しがたし、只いにしへの故實の、今に誤あるをたゞせるのみ、順の誤は順をそしる人の意にゆづりぬ、此ほど萬葉集なる品のもの、畫がたにうつしかうがへぬるに、うたがい半に至、おほよそいにしへにかなへるはひなに得たり、日を逐てかうがへ得たらんをも、友がきに問もとむことをこゝにちぎりぬ、

寛政きとの卯のとし文月、みちのくしほがまの宮人、

藤塚知明述

かつみ考

かつみとは真菰の一名也、花かつみとは真菰の花也、袖中抄に能因歌枕を引て、つまびらか也、左にししかるをちかき比、人々異説をまうけて、うき草もてそのものよしいひつゝ、古にかへせりとおもふらん人もおほかり、やつがれ古説をさぐり、今按をくはへて、この考をかきしるしぬることは、かの異説をたゞさんためなる、異説の書とも別に辨駁しおけり、

袖中抄第七云、かつみふき、

みちのくのあさかの沼の花かつみかつみる人の戀しきやなぞ、能因が歌枕云、かつみとはこもをいふ、こもはなを花かつみといふ、弘賢曰、此説正しき也、くはしくは左にしるせり、

無名抄云、かつみといへるはこもをいふ也、かやうのものも所の名も、所にしたがひてかはれるか、伊勢にあしをはまをぎといへるがごとくに、陸奥にこも

をかつみといへるなめり、五月五日にも、人の家にあやめをばふかで、かつみふきとてこもをふく也、彼國にはむかし菖蒲のなかりけるとぞうけたまはりし、このころはあさかのぬまに、あやめをよめるは、ひがごととも申つべし、弘賢曰、陸奥に菖蒲のなきといへるはめをよめる、ひがごとにあらざるべし、釋家久曰、あやめぐさひくてもたゆくながきよのいかであさかの沼におひけんともめるは、此國にもあやめの有にやと、年月ふしんにおほえしかば、此たび人にたづねしに、當國にあやめのなきにはあらず、されどもかの中將の君下り給ひし時、なにあやめもしらの腹が軒端には、いかで都のおなじあやめをふくべきとて、かつみをふかせられけるより、これをふきたり侍し云々、

私云、故六條左京兆の申されしは、橘爲仲が任肥後守盛房が下向して、歌枕どものこと申けるに、陸奥には菖蒲なし、五月五日にはかつみふきとて、こもをなんふくと云ける也、

而郁芳門院の根合に孝善がよめる、

あやめ草引手もたゆくながきよのいかで淺かの沼に生けん

此うた別の難なしとて持になりぬ、又俊頼入ニ金葉ニ

乎如何とこそはべりしか、弘賢曰、前の説によりて思へば、歌合にも難なく撰集にも入たるはむべなり。

江記には、右方人々淺鹿沼間在陸奥、自京一月路也、不可逢今日事、所引之菖蒲、定黃損歟、

此難は侍りけれど、判者左歌はあさかの沼によせて、根をばひくてもたゆくながしとよみたること、たがひたる心地すれども、すがたうためきたれば持と申、云々、

判者、右方人雖加他難、陸奥に菖蒲と云難は、不出來歟、童蒙抄云、あの國の風俗にて、かつみとはこもをいふ也、弘賢曰、東雅物類稱呼等に、陸奥のみの方言のよし、へとはあり、猶く、るはあやまり也、すでに萬葉集に陸奥ならで花かつみはしく左に記、

むかしあやめのなかりければ、五月五日には、かつみふきとてこもをふくなり、橋爲仲任にこもをふきければ、腹たちて、みをこなひてふかせける在廳のものめし出してみれば、としおいかしらしろきものにてあり、いかでとしのみよりて、かゝることはせ

さするぞといましめければ、中將のみたちの御時、菖蒲やさぶらはざりけん、あさかの沼のかつみをぞふくべきよしさぶらひければ、其後かく例になりて、つかまつる也といひければ、爲仲はちてひきりにけりとぞかたりつたへたる、されば實方中將の時よりふくなるべし、

私云、彼國にかつみふきと云事あなり、それは信夫郡に、今年のこもをかりて、みたちにかりやをつくりてふきはじむ、其後にこもかるとかや、五月五日の事にはあらず、それは菖蒲をぞふきはべるなる、弘賢曰、此説詳ならず、是は宮内卿師綱朝臣の説也、陸奥の司にて下向せる人也、儲なる事歟、可信之、このかつみふきを、おかしきさまにとりなして、盛房がかたりけるか、但かの中將は、みちのくのところぐの歌枕みんために中將にかへて任也、仍云陸奥中將、さる心なれば、菖蒲なくばあさかの沼のかつみをふけとも申されけん、任國のあひだ金吾將軍が合戦出來て、中散々水

驛云々、又彼國にて逝去畢、旁以遺恨、然る數寄の名をとむる、やさしきことなり、又萬葉にはこもとよめる歌はおほし、かつみよめる歌はすくなし、をみなへしきく澤にあふる花かつみ都もしらぬ戀もするかな

綺語抄云、はなかつみとはあしのはなをいふ、弘賢曰、此説詳ならず、

又こもの花をいふともいへり、散木集に云、花かつみといへることを、ある人のよみたりけるを、いかにいふことぞとたづねければ、よく物しらぬことを、しりがほにいふときこへければ、心のうちにおもひける、鳴のある玉江におふる花かつみかつよみながらしらぬ成けり

今云あしのはなといふことは、きこえず、以上袖中抄弘賢按、古人皆能因法師説によれり、今陸奥の人にきけば、安積沼にまさしくかつみあり、今は轉訛して、かつぎ又はかつごとよぶ也、他國のまこもにた

がふことなし、越後にてはかつぼといひて、萱の代に用ひて、屋をもふくといへり、魂祭の料に編るをば、がつぼごもといふよし也、又美濃國もがつごといふ、是等かつみの轉訛せる也、かつみてふ名のことわりは、詳ならねども、もしあるひは、かてにあつべき實といへるならんか、あるひはかてとのみいへる名にやもやあらん、それは穀にもみといひ、きびひもまたみにかよへり、といひ、木にくるみはしばみぐみなどいへるたぐひ也、美濃國にてかつみ切といひて、まこもの實もて製せる物あるよし、また他國にてまこもちといひて、此實もて製し、或は春このつのをくへば、むまきものよし、田舎の小兒はおほくとりてくふともいふ、これらの説によりて、かの意も有べき歟と思ひよれるなり、再按、菘を食料にすること、唐書にもある事なり、證類本草菘根の條に、圖經を引て、春亦生笋、甜美堪噉、即菘菜也、至秋結實、乃彫胡米也、古人以

爲美饌、今饑歲、人猶採以當糧と云、又衍義に、河
翔邊人は、菰の實をとりて粟に合て粥となして食
ふ、甚濟饑といふ事みへたり、

考證 萬葉集・古今集の歌は前
にみえたれば爰に略す、

金葉集秋部、水上月の心を、 攝政在大臣

あしねはひかつみもしげき沼水にわかなくやどる
秋のよの月

千載集夏部、中院入道左大臣中將に侍る時、歌合し侍
りけるに、五月雨のうたとてよめる、

藤原顯仲朝臣

五月雨に淺澤沼の花かつみかつみるまゝにかくれ
行かな

同集冬部、水鳥の歌とてよめる、 加茂重保

おく霜をえらびかねてやしほれ臥かつみが下にを
しの鳴らん

新古今集夏部、最勝四天王院の障子に、あさかの沼か
きたる所、

藤原雅經朝臣

野へはまだあさかの沼にかかる草のかつみるまゝに
しげるころかな

續千載集夏部、弘長内裏百首歌奉ける時、沼螢、

爲氏卿

刈てほすあさかの沼の草の上にかつみたるはほ
たる也けり

同集戀部三、題しらす 權中納言公維

花かつみかつみても猶たのまれずあさかの沼の淺
き心は

續古今集戀部一、見戀、 今上御製

契をばあさかのぬまと思へばやかつみながらに袖
のぬらん

前中納定家

うしつらしあさかの沼の草の名よかりにもふかき
えにはむすばで

續拾遺集戀部、天曆御時の御屏風に、

源信明朝臣

花かつみかつみる人の心さへあさかの沼となるぞ
かなしき

堀川百首、杜若、

公實卿

花かつみまじりにさけるかきつばたたれしめさし
て衣にはすらん

永久四年百首、且見戀、

大進

いかにせんあさかの沼の淺ましやかつみる人にあ
かぬ心は

夫木集春三

俊頼朝臣

はる駒はあさかの沼に求食してかつみの上葉ふみ
しだく也

同雜六、建保三年名所百首、あさかの沼、

兵衛内侍

花かつみかつみちたゆる鴉鳥のあさかの沼にみな
れそめけん

最勝四天王院名所御障子、

後鳥羽院御製

さゝわけしあさかの沼の花かつみかつみる夢のあ

くるほどなき

同雜十、洞院攝政家百首、

民部卿爲家

山がつのふせやのまこもあみめよりかつみだれ入
冬の白雪

狭衣

花かつみかつみるだにも有ものをあさかの沼に水
や絶けん

散木集、中納言國信の坊城の亭にて、人々長うたよま
せける比、向泉述懐といふことをよめる、

よそねしま岩の波間を、中略、あまのあまたの見める
にも、はゝからぬまの花かつみ、かつみるさまは、ま
こもにて、名もかへけるもうら山し、下略、

慈鎮和尚宇治山百首、菖蒲、

東路の野澤のかつみけふばかりあやめの名をもか
りてけるかな

壬二集中

夏はまだあさかの沼の花かつみかつみる花にうつ

る旅かな

拾遺愚草、中、

ふみしだくあさかの沼の夏草にかつみだれそふし
のおもじすり

古今著聞集第十九云、五月の比、圓位上人、熊野へ参
りける道の宿に、あやめをばふかで、かつみをふきた
りけるをみてよみ侍ける、弘賢曰、是に似たることあり、武藏
の類をきりて軒
にふくなり、

かつみふく熊野まうでのやどりをばこもぐろめと
ぞいふべかりける

異本西行集、雜、五月に熊野へ参る、日高宿にかつ
み菖蒲ふきたるをみて、

かつみふく熊野まうでのとまりをはこもぐろめと
やいふべかるらん

後深草院竹内侍日記、五月五日あさがれるに、かつみ
をまいませたるを、歌をそへてとりてまいらせよ
と仰ごとありしに、あやめとおもひて侍れ、ひきた

がへたるもおもしろくて、

石間集に入、

かつみおふるあさかの沼もまだしらでふかくあや
めと思ひける哉

爲家卿千首

花かつみおふる澤邊のをみなへし都もしらぬ秋や
へぬらん

古今六帖、こもかつみとつらねのせたり、

八雲御抄、こもの下に云、みちのくには花かつみとい
ふ、たゞかつみとも、おみなへしさく澤におふる花か
つみといへり、是は中臣女に家持の遺歌非陸奥一如
何可勘、あしねはひかつみもしげきといふも同事
也、

後京極殿作庭記云、こ、かしこの入江に、あし、かつ
み、あやめ、かきつばたやうの水ぐさをあらしめて、
云々、東關紀行云、洲崎所々に入ちがひて、あし、かつ
みなど、おひわたれる中に、をじかものうちむれて云

云、

右のするところの諸書、おほくこものさまあらは
れて、すこしもうき草のけしきしたるはみえず、も
しうき草・田字草をも、かつみといふ證も侍らば、
それは同名異物なるべし、あまねくいひつぎたる
は、いづれもこものことなる事あきらかなり、

寛政元年八月上浣脱稿

源 弘 賢

小野道風像冠服考

小野朝臣道風、從四位下參議峯守孫、太宰大貳葛絃五十九代男、宇多天皇御宇寬平八年生、村上天皇御宇康保三年丙寅十一月卒、七十一歳、官位至從四位上木工頭、能書也、世稱三野蹟、七十四代鳥羽院有仁左大臣號花園左大臣、輔仁親王子、後三條院孫、と仰合されて、冠服に衣文と云事を始させ給ひしより、裝束こはくなり、烏帽子なども品々にかはりし由、續世繼物語・神皇正統記・海人藻芥等にみへたり、是好色の風流より事起りて、禮容の爲にはあらず、鳥羽院御代より以前は、冠服ともに皆やはらかなりし也、上代の裝束のきざまは、いかにや有けん絶て知人なし、只古畫の古人の像をみて、しるべきにや、然るに住吉廣當慶舟が説に、後小松院の御代、古畫の古人の像は、裝束異形にてよろしからずとて、其時の繪所土佐守行廣に詔あり、改

め畫しめられしより、土佐の家傳とす、是今世に用る所の圖なりといへり、思ふにかの詔はいともかしこく、土佐が家の眉目とする事にはあれども、いまだ衣文といふ事なかりし代の古人の像を、衣文の風體に改め畫しめられしは、時代相違の繪にて、規模とするにたらざるか、されば後小松院御代より以來、畫し古人の像は、冠服の考證には取がたし、爰に小野道風の像をえがける古畫のうつせるを得たり、その體を見るに、いまだ衣文といふ事のなき時代の、畫工のゑがきしものとみへて、その冠服のさま上代の古様なり、甚感するのあまりに、その冠服の體を古書に考合て、左にしるしぬ、

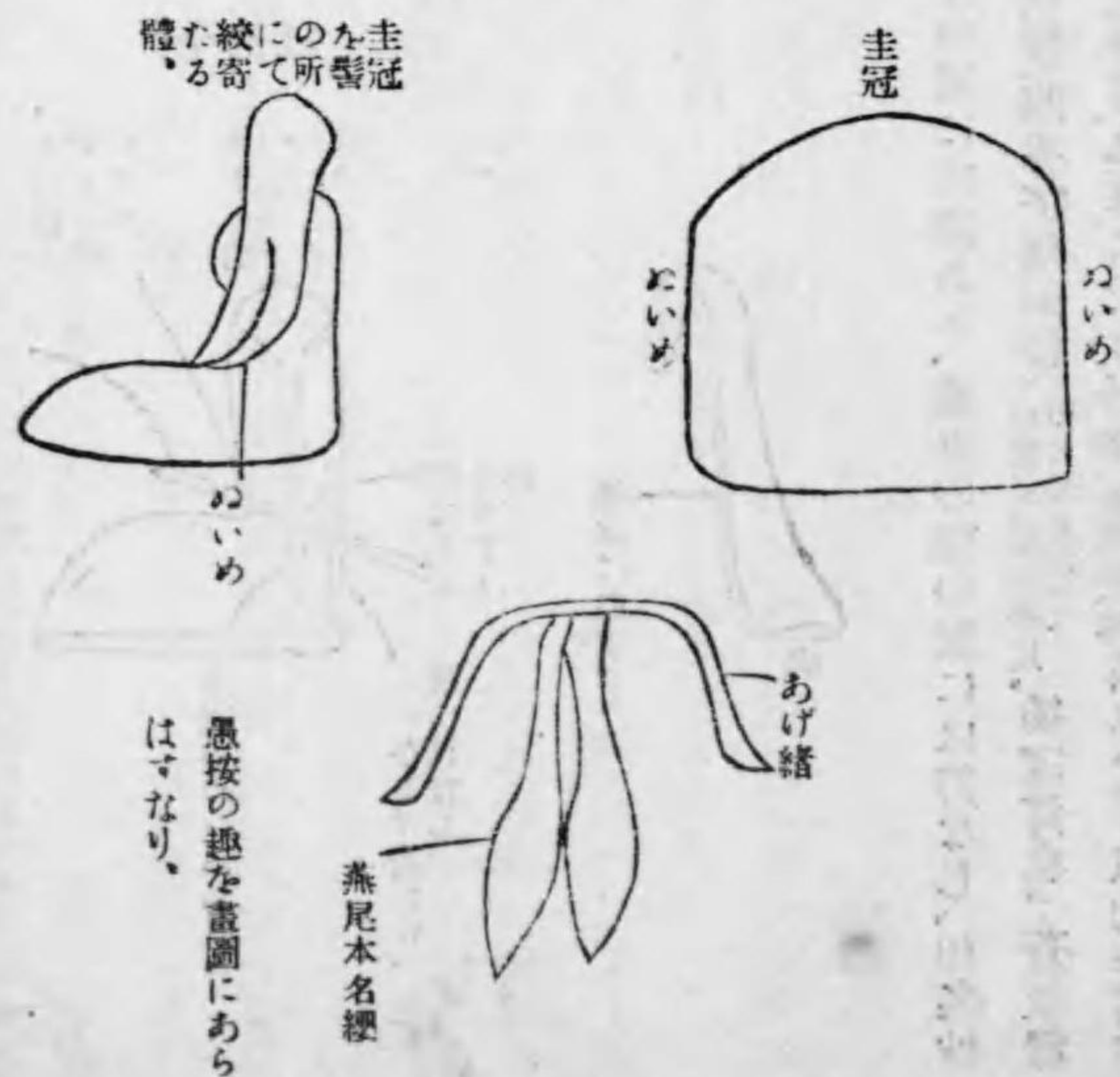
冠の體やはらかにみへて、あげ緒の結び餘り出て、纓の端方ならず、丸くして少とがりたるごとくたれたるさま、垂柳のいきほひならずして直に下へたれ、又重ならずして兩方へわかれて、燕の尾に似たり、按、日本紀に、天武天皇十一年六月壬戌朔、丁卯、男女始結

髪、仍著漆紗冠とみへ、同十三年閏四月壬午朔、丙戌の紀に、男子有圭冠とみへたり、十一年より十三年の間、冠制を改められし事みへざれば、漆紗冠と圭冠一物なるべし、漆紗とは其制作を以記し、圭とは其形をもつていへるなるべし、圭は玉にて、其形上圓にして下方なり、

小補韻會、圭字注曰、説文圭端玉也、上圓下方、下略、又閨字注曰、説文特立之戶、上圓下方、有似圭、从門圭聲、

然者圭冠は、上圓に下方にして、立烏帽子の形にして、紗に漆ぬりて製たる物なり、此圭冠の縫目を前後になして著を、今立烏帽子と云、又圭冠の縫目を左右になして著て、手を以額より後のかたへ撫でやり、鬢鬢は頭の百會に有の所にて絞りよせて、あげ緒にて冠を括り結べば、鬢の入たる所、今世の冠の巾子のごとくなる也、あげをの結あまりは、兩方へ出て、今の世の笄の如くなる也、又纓はあげ緒に付てあるべし、さればにや

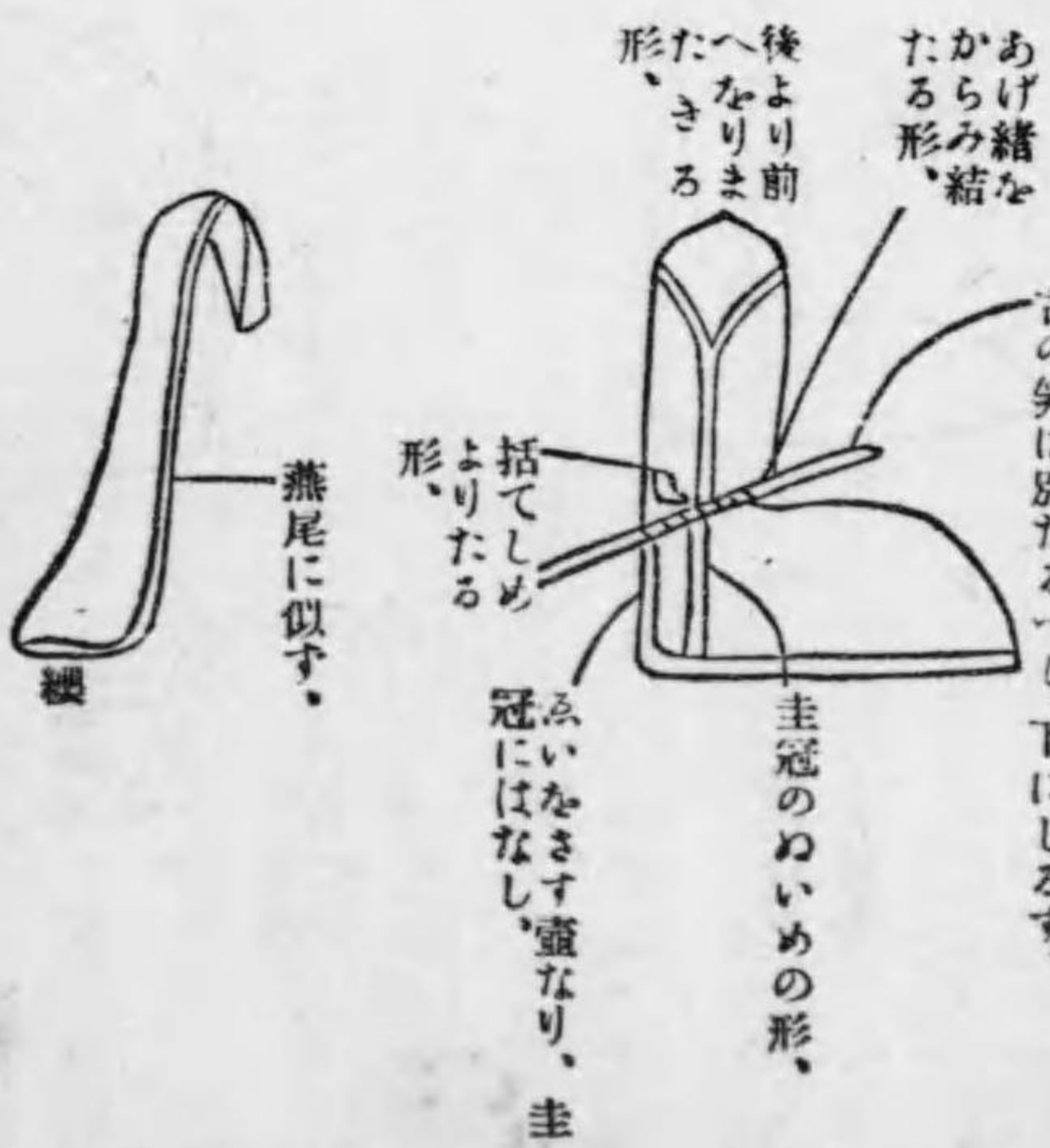
纓字かぶりのをともしみ、玉篇に冠絲と注せるにかなへり、和名抄に、纓俗云燕尾とみへたり、其形燕の尾に似たるゆへ、しかいへる也、今世の纓、燕の尾に似た



る事なくあげ緒の結びあまりの、長く出るはよろしからぬにや、宇治拾遺に、

佐なる人ありけり、冠のあげ緒の長かりければ、世の人あげ緒のぬしとなんつけたりけるとみへたり、清少納言枕草子わびしげに見ゆる物の段に、雨のいたくふる日、ちいさき馬にのりて前駆したる人の、かうぶりもひしげ、うへのきぬ下がさねも、ひとつになりたる、いかにわびしからん云々、是漆紗冠にて、うすくやはらかなるゆへ、雨にあひてひしぐる也、又徒然草に、此比の冠は、むかしよりはるかにたかくなりたる也とぞ、ある人仰られし、古代の冠桶を持たる人は、はたをばつぎて今用る也云々、是等にて上代の冠の巾子の高さを考べし、つれづれ草にいへるは、紙の張ぬきの冠の事なれども、其本の古代の冠は、かの圭冠を寫せしゆへ、巾子高からぬ也、今世の冠に、古の圭冠を括りし形をかたどりて作るは、左の繪圖の如し、

冠世今



今の冠には筭あり、道風の像の冠には筭なし、和名抄に、簪、四聲字苑云簪、作含反、又明孝反、和名加無左之、插冠釘也、蒼頭篇云、簪筭也、釋名云筭、音難、此間云、筭、于上音如才、係也、所以拘冠使不墜也とみへたり、然ば筭は古より有しものなれ共、あらはにみゆる程の物にもあらざりしゆへ、道風の像には畫ざるか、今の冠の筭は、あげ緒の結び餘り

の形を、筭とひとつにしたる物ならん、

袍の體やはらかに見ゆ、上代は衣文といふことなきゆへ強裝束はなし、又袍の袖短く少し、上代は今の世の如く、二尺餘の袖はなし、續日本紀元明天皇和銅元年八月丙申制、自今以後、衣標そで口闊、八寸以上一尺以下、隨入大小爲之、云々、延喜彈正式云、凡衣袖口闊無問高下、同作一尺二寸已下、其腋闊者一尺四寸、其表衣纒著地、云々、拾芥抄云、袍袖口闊、五位以上、一尺爲限、六位以下八寸、女亦准此、於格雜寶龜六、年正月九日、又袍に欄みへす、日本紀天武天皇十三年閏四月壬午、朔丙戌詔男女并衣服者有欄無欄、及結紐、長紐、任意服之、又袍の色赤く彩れり、是衣服令に、五位淺緋とあるに叶へり、道風從四位上までに至れり、淺緋五位の時の體也、又袍の文藻に四葉草也、土佐の畫家にて是文を藻に花かつみと稱へ來れ、後代の袍の文は、轡、唐草、輪無、輪達のみにて、藻に四葉草は用ひず、延喜式織部式にも、綾の名多くあれども、藻に四葉草の綾は見へず、又轡、唐草、輪無、

輪達などもみへず、衣服令に色の定はあれども、文の定はなし、延喜織部縫殿式等にも、此文の綾を用るなどいふ定はなし、國史にも袍の文を定められし事は、曾てみへず、上代は袍の色の定法のみ守りて、綾の文には拘らざりしなるべし、藻に四葉草の文の綾、上代は有りしと見へて、年中行事の繪、公卿の袍の文所々に畫、年中行事繪六十卷あり、今は土佐光長が畫る十六まで世にあり、光長は順德院八、四代御代の比の畫工也、彼漢元は年中行事御屏風の繪にて、光長以前昔よりありし成べし、かの行事の繪には、藻を基盤の目の如くして、中に四葉草を入たるもあり、

袍の裾より裾を出さるは、上代は裾甚短くして、長長と地に曳し事はなかりしゆゑ也、續日本後紀仁明天皇承和五年三月乙丑の紀に、池田の朝臣春野が事を記したる章云、其裾離地差高、袴欄露見矣、諸大夫皆驚云、古之儀制應與唐同、後代當效之、春野衣冠古様、云々、承和の比は裾少し長く、袍の裾よりも餘るほどにも有しゆゑ、春野が裾の短く地を離しを、古様とはいひしなるべし、道風の像の體にて、袍のすそ

より裾外へは出べからず、後堀河院寛喜三年四月二十四日、若宮御百日也、今日出仕人々裾寸法事、内々爲三頭中宮亮資頼朝臣奉行被_二仰下_一、大臣八尺、大納言七尺、中納言六尺、參議三位五尺、四位上下四尺云云、百鍊抄にみへたり、是後代の事にて上代にはなき事也、

表袴に文を畫す、本朝文粹善相公三善清行延喜十四年上るの意見封事に、臣伏見貞觀清和元慶之代、親王公卿、皆以_二生筑紫絹_一爲_二夏汗衫_一、曝繩爲_二表袴_一と見へたり、然れば無文なるは古様也、

革帶の體畫なるゆるゑ、玉か犀角かわかれざれども、有文丸袴の帶也、古の帶に丸袴巡方玉角有文無文の品あり、後代は一帶に丸袴と巡方とを交へ付て、兩様を兼る也、むかしはなき事なり、

安永九年庚子霜月五日 伊勢平藏貞丈考

姓氏錄云、小野朝臣、大春日朝臣同祖、孝昭天皇皇子、天是彦國押人命末、彦姥津命五世孫、米餅揭大使主命

之後、大德冠小野朝臣妹子、家子近江國滋賀郡小野村岡、以爲_二氏云々_一、

敏達天皇 — 春日皇子 母老女子娘 春日神君女 小野妹子 大德冠

毛人 小錦中 毛野 從三位 永見 從五位 陸奥介 峯守 從四位下參 謀判部卿

篁 從三位、左大辨、文章生、參議、大内記、式部少輔、近江守、仁壽二年壬申十二月廿二日逝、五十一、葬桑野、子孫有、

葛弦 太宰大貳 道風 從四位上木工頭、能書稱野頭、康保三年丙寅十一月卒、七十一、

元風

伊風

道里 — 明尊

奉持

道丸 — 通家 — 家次 — 道真 — 貞久 — 貞成

校訂者曰、冠服考羅月庵圖書抄ニアリ、文章文字互ニ得失アリ、參照以テ宜シキニ從フベシ、

新三十幅 卷之八

糟粕手鏡

二卷抄書

肥前國田島大明神御寶殿納り奉る、

糟粕手鏡兩冊書拔、

○萬治四年丑三月四日晚、明方七ツ時分に、三ヶ月二ツ出給ふ、永井伊賀守番の者共、月夜を見付ふしんをなし見れば、月影つよく明かにして、三ヶ月二ツ有、相番の者共をおこし見ける内に、兩方より三ヶ月をろそろとより給ひ、程なくひとつになりて、まんげつなり、西の山のはへ入給ふ、めいよなる事也、

○寛文元年丑八月廿九日、曉、六半時之頃、一尺四方程のひかり物空を飛、白晝のごとし、

○あまりたへかね、御心の内も御はづかしながら、一ふでをそめ參らせ候、さてくそもじ様を、すぎつる

としきさらぎの頃、ちらと見そめしより此かた、ふかきおもひのふちへしづみまいらせ候、うき世のならいなれば、そもじ様つゆちりほどの、御心ざしもあるまじき處に、われらかやうに、ひとり身をこがしまいらせし事、いかなるくわこのいんぐわにやと、みをうらみ參らせ候、あわれ何たるかみほとけの御ちかいにてせめてはゆめのまばかり、御物がたりなりとも申たくと、ひごろ心をつくしまいらせ候事、すこしころをはらし申たく、ねがいまいらせ候、われら心の内御すもじ被_二下候_一、あわれと思しめし可_二給候_一、ちちんとおぼしめし候て、御心ざしは候へず共、御返事の一筆をたまわり候はば、御めにかゝり候こちして、ながめ入て申候、むかしよりなさけのみちと申候、あさからぬ事にて、かやうにおもひおもはるゝも、はなざかりにて候、まことに人のよわひと申も、ゆめまぼろしのごとくにて、又々何とわれらおもひ候とても、そもじ様われくゝに、物御申候事も、い

やにおぼしめすやうに候得者、せひにおよばぬ事にて候、ゆめのまばかり、御物がたり申ほどの事は、人をたすくるみちなれば、くるしからぬ事とおぼしめす御心ざし、すこしにても御ざ候て、人しれずいづくにてなりとも、せめて御物がたり申まいらせたく候、たとへにも申候也、いかなるたけきおにがみも、なげくはあわれむならひとやらんうけ給候、とかくおろかの筆にはつくしがたく故、申とゞめ候、めでたくし。

返々二とせにあまり、われら心の内、あわれと思しめし被下候、いつく御げんもじに入、ちらとなりともかたり申たくこそ、ねがひまいらせ候し、きみぞのみせめてゆめにもみる物をさめてぞつらきわが思ひな君思ふ心のやみにかきくれてかよふうき身をあわれとはみよ

おいね様は

さけのせうより

○人はたゞ事たらずして有ぞよしみつればかくなるならひなりけり、此ほどはたへて久しく、御おもかげも見たてまつらず、あまり御ゆかしさのまゝ、すゝりにむかい参せ候、御そく才の事にて御入候哉、朝なゆふなにふきくる風のたよりなり共、きかまほしく、うわの空をのみながめ入たるばかりにて、せん日はもしそこもとより、御ふみ給候哉、こゝもとへんにてゆくゑもしれぬ文とて、こゝかしこにとりちらし候よし、きゝ申候まゝ、もしもわれく給り候文にて候はずやと、心もとなく候つる、しせん候、又給り候とも、そこつの便にはむやうにて御入候、世上へももれ候得ば、よものとなへもいかゞにて候、われらしきにあひ申候、御よかも候て御心おきなく御申給参らせ候、さてく人がまじき申事にて御入候、申度事は山よりたかく、うみよりふかく候得とも、人めのあいふでをそめ候得者、心まかせぬ事にて、さてくゆめのまばかり、たちながらにても人しれず、

御物がたり申たく思ひ参らせ候、いにしへの人もくちすさみに、げにや思ふ事かなわねばこそうき世なれと申おき候、いまのわが身のつらさに、思ひあわせ参らせ候、めで度し。

御そもじ様を

つたなき身より

○ひせんがさ薬

- 一、明ばん四匁やきて、一、雪丸の油六匁、
- 一、生のう六分やきて、一、水がね壹匁、

是を合、くるみの油を手にぬり、薬をあつかい付申候、○寛文二年三月廿七日に、伊丹播磨守所にて寄合有之節、神原之御代官、一式内藏助意趣有之由にて、播磨守を切ころし、岡田豊前守にも二ヶ處手おさせ、御勘定之面々内藏助を切とめ申候、

○御使札忝令拜見候、先以御無事ニ御番等被仰付候由、大慶存候、如仰貴様儀、其元ニ御座候段、年々承及候得共、拙者今程八幡山下ニ引籠在之候故、何方へも不申通ニ付、御物遠ニ打過候、御口上ニも被仰聞

候通、勘三郎殿別而申談候様、我等も一段達者ニ居申候、隨而青山因幡殿より中坊へ、旗竿五十本御用之由被仰遣候ニ付而、拙者指圖仕當月之吉日を以、ほらせ候様にと被仰入候、因幡殿御狀披見委細得、其意申候、則中坊之悴造酒丞、遣候而、其段申候、中坊江申候者、當十五日ニほりそめ候而、當月中竹ニ共見立ほり調置候而、其上貴様へ御左右可申遣由被申候、中坊如御申候五十本共掘申候ニハ、則時ニ一兩日ニハ難成候間、中坊左右次第人御上せ可被成候、隨分情ニ入可申候、今時之竿ハ世間之流ニ候哉、殊之外竹太ク御坐候、左様ニふとくおもきは、戰場の役ニ難立物にて御座候間、因幡殿御心ニ入申間敷ハ、不存候へ共、我等任家傳、竹本口より一尺、中上にて三寸五六分七八分之竹を、掘被申候様ニ中坊へ申遣候、因幡守殿へ、拙者義未得御意候得共、折々書狀ハ取替せ申候、此度以、使可申入候へ共、乍慮外貴邊より、可然様御心得被仰達可被下候、尙期脱ア恐々謹惶

謹言、

八月十一日

友大膳大夫入道

成也齋判

大久保勘九郎様御預

猶々御無事之由、珍重奉_レ存候、若其邊へ罷下_リ候ハバ可_レ得_ニ御意_一候、

○一筆令_ニ啓達_一候、先日八幡豐藏坊御使僧_ニ、以_ニ書狀_一申入候趣、申届候哉、其元無_ニ相替義_一御親子御無事_ニ御座候哉、無_ニ御心元_一存候、此御地無_ニ相替_一拙者共達者_ニ罷在候、隨而宍戸道義も節々被_レ參、御噂申暮候、大右京亮殿も同道申候、大玄番所へハ未同道不_レ申候、其外御親類衆數多御座候間、思召候御方へ御出入被_レ申候様_ニ、可_レ被_ニ仰越_一候、牢人ハ方々へ出入被_レ申候か、人も知_ニ様子_一能御ざ候、大豊前も御知人_ニ罷成咄可_レ申由、拙者_ニ申候得共、何角と障指合に今御咄無_レ之候、近日同道申折_ニ御咄候様_ニ可_レ仕候、かが爪半之丞_ニも相語者仕候、其元より不_レ被_ニ仰越_一候

ニ、我等引合申義、牢人者誰もいやがり申候間、其元より可_レ被_ニ仰越_一候、それ次第同道可_レ申候、總別肝煎被_レ下候へとの御狀ハ御無用_ニ而候、先々被_レ申候而なじめ候得者、互_ニ如在不_レ申義_一候、其御心得尤_ニ候、初之書狀御肝煎候得と被_レ仰候ハバ、多分近付もいやがり申物にて、其御心得尤_ニ候、恐惶謹言、猶々其元御無事之由、目出度存候、道義も思召寄候衆へ、御狀御越可_レ被_レ遣候、我等など方計へ出入被_レ申候得者、さびしき體_ニ而候、此由大膳殿へも能々可_レ被_レ仰候、我ら事大名衆と心安咄申候方無_レ之故、乍_レ存ぶさたの様_ニ御座候、松平相摸殿下總殿へも、御無心申上候得共、人多候と抱不_レ被_レ申候、扱又かハ爪半之丞道無_レ此本多十藏無事_ニ候、別而咄申候如在不_レ申候、道無娘も孫もそく才_ニ候、いづれも小身_ニ候て候得結構なるもの_ニ而候、以來も御聞可_レ被_レ成候、我等とハ別而咄申候、此由大膳殿へ可_レ被_レ仰候、尙重而可_ニ申入_一候、

大久保權右衛門

八月十一日

常吉(華押)

大河内造酒丞様

人々御中

○上州に白井と言處に、先年住せられし白廣和尚と云禪師あり、河合源兵衛別て心安語りける、古は出家皆馬に乗りたり、有時源兵衛尉遊山に出るとて、和尚をさそひければ、同道すべしとて、馬に鞍を置べしと云付られ、手に鞍をかけ罷出しが、酒を一ばいのみて可_レ行とて、立ながら茶わんに酒をだふくとうけのまれける、源兵衛尉いはく、酒にむちは入間敷候と言、和尚酒をのみあげて、茶わんを源兵衛にさしなから、いつさんに鞭がいらいで候と答たり、一、白廣にて源兵衛尉語り居ける中にいはく、和尚御名は白廣、又白井と申處に御住所候に、御衣のくろきは如何と言、和尚答てしろい墨付たりと言へり、○こせがせの藥、はなびぐさをほして、手ぬぐひに

つゝみ、行水の度ごとにあらふべし、妙也、手足さめの悪きも、此草にてあらへばよくなる也、○小兒かんの藥、うなぎのわたをこまたかにきざみ、味増しるにてくはすべし、三年まなこのみへざるも、一兩日の内に快氣する也、又烏目にもよし、○げこ言けるは、上戸とても朝はらに、酒よくくろう事と云ふ、上戸聞て、おみたちは朝はらにめしをくろうはと答ける、一、寄合はなし居ける内に、げこの言けるは、上戸の酒いかい事くらいて、ゑいさめたるつらは、うつけたる物かなと言、上戸聞ていはく、尤也、そのま、下戸のつらのごとく也、どうしても上戸の口にはかたれぬと、大せいたかわらひける、あるものよそへ、松だけ音信するとて、文のもんごんに、進上申十八本松竹百程つゝしんで申と、書てつかはしける、ごくらくもちこくもしらぬおもいでにむまれぬさき

のものとなるべし

○たんぐわい和尚

さんがいをたゞひとくちにのむ時はしゆみのししうものどにかゝらず

愚堂大和尚御返し

さんがいをたゞくちにのむものをまつげのさきにおどらせてみる

○いな所に力のあるものあり、しりにはそ引をはさみ、よじりあしをしてあゆみけるを、あとより三人して引に、ひきえずして、三人のもの引たてられし也、

○おもひあまり身もくづおれる我身をば君ならすしてたれかたすけん

○人しらすをなたをおもふ心をばあはれみたまふ神ぞあれかし

○八幡山さゝやきのはしに付て神歌

さきのくにのおとなし川をきかざるややはたの山のささやきのはし

日月橋 こゝ、やきのはし 此字秘密也

一、八幡山鳩峯と言所は、祝堂石のカロト山を言ふ也、

一、香呂山と言處は、護國寺を言也、

一、雄徳山と言處は、馬場先三の鳥井のあたりをいふ也、

一、やはたあんかうばしを、阿伽井橋といふ也、

一、やはた山路町のはしを、とゞろきのはしと言也、

一、やはたの内し水に、男づか女づかなみだ川など、是皆名所なり、

○過去現在未來之秘密歌

さしおろすあまのさかほこつゆももり人とならずば物はおもはじ

○端午のまき、あさなまきのあくかげんの事、

一、つばきをあくにやき、しやうは少も水のかゝらぬ様に、いかにもよくやき、火のきへ次第にして、はいを白くやき申候、

一、右のはいをいかにもこくたれて、二番あくにて米

右大河内の家傳也、

をそめる、色うすくばあくを加へてひたし置也、明日取上こしきにあげ、前方の時分に、右の一番あくをうち水にして、さてつく時のとり水にもつかふ也、

一、ゆいそろへてゆでるには、えの木を葉をせんじて、それにてゆでる也、えの木の葉枝なにも多入れて、こくせんじるほど吉也、

一、右之つばきのあく、米一斗にあく一斗三升をつもりなれ共、あまりこく候、あく一升にて白米二升ほどのつもりにて吉也、以上、

一、つばきのあく、いかにもあつくして米にかければ、なをくよくそまる也、又くちなしにてそめ候得ば、一しほうつくしき也、

一、くわしなどの色つけるには、くちなしにてあらひこめをそめ、こに引こねる也、内にもくちなしの水をわかして吉也、つき候時には、しろこにてもこね、水にくちなしの水、いかにもあつくわかし、こねてこしらへ候へば見事也、

○ある人、さかいのめいのはまにて、刀一こしかひ出し、細川兵部大輔入道友齋へ頼みせるとて、是程にめの濱邊にてかい出し申候、いかゞ候哉御覽可被下候と有ける、友齋見ければ、正しく二代め康吉也、たんじやく一つ付て返しける、ほり出しのなをよくきけばやすよしのなかごたゞしきめいの濱かなとあり、則此短冊をりがみとなりし也、

○妙心寺之禪師愚堂大和尚東寔、大河内造酒之丞に向て宣く、濃州にて先年ある女人に、我あこをとらせたりしに、其女男にふそく有て、大川へ身をなげたりしに、あこをくびにかけたるゆへにや、水心もなき女人川の上にかみて、こしより上はしつまさりき、然處を人々よりとり上たり、せひなく死なれざりければ、又大かめのたぐさんに居する山の中へ夜中にわけ入、くはれて死んとせし處に、大かめとくにげちりてよりつかざれば、死する事不能、是を兩

方の一類共聞て、男の前障を取に、今濃州に居する也
と宣ふ、造酒之承承て、無類の難有御事に候、諸社の
札守とても左様には不可有、一天下の貴僧高僧、佛
だんに上り、不動あいせんをたて奉りて、のふつりが
ねをつく程にあがき候得共、左程に理勝も不承所
に、尊僧の御あこ頂戴致して、萬のなんをのがる、事
ありがたしと思召ける、

○あるものみぞ堀へ出て、かはすの子を、ひた物すく
ひてゐけるを見て、又あるもの、それはかいるの子だ
んべいが、何になるぞといへば、答て、何たる事、なま
づの子だあといふ、なまづの子にはひげが有だんべ
いが、それはがいるごろだんべい、所でひげがないだ
んべいといふ、又答ていやさ、おどけた事いひ申な、
わか子にひげはない物だあといひて、ひた物すくひ
てにくらひける、

○こほりもちの方上々

一、もちをつきて、一日二夜ほど過て、よき頃にきり、

宵より水につけ、夜五つ過に、たなに新敷むしろにひ
ろげ、霜にあて、晝は日影に置、又よるく三枚程霜
にあはせべし、其後天日に、いかほどもくもよくほ
して吉也、寒の内天氣能時分にすべし、こほりもち
天氣あはいあしき時分は、又水に入置、てんきのよき
時、霜にあてる事第一也、

此方勢州龜山において、山崎義兵衛尉入道長榮輪
外軒に相傳す、

○ひしほの方上々

一、大麥一斗、いかにも能つかせて、まるながら、
一、大豆六升いりて、二つに引わり、かはをさりて、
右二色むしてかうじにねさせ、よくほしておく也、
一、水一升二合に、鹽一合五勺あはせ、少の間せんじ、
湯あつき内に右のかうじ壹升入て、よくく合す、二
三日の内によし、若又いそぐ時は、火の近邊に置ば、
一夜にてもよし、

愚堂大和尚御秘方相傳

○高麗國蔚山籠城之刻、加藤肥後守清正・淺野左京

其時主計頭

大夫後紀伊守幸長、一ヶ國主の大名たれ共、戦場の心安さ
は、大河内茂左衛門尉秀元、不斷はうばいのごとく語
ける、大敵のせめざる間には、塙のかさ木にこしをか
け、四方を覽し居ける、淺野左京大夫・大河内只兩人
居て、四方山の物語し、大河内言けるは、そなたはい
くつになりたまふ、大夫是にとなり、大河内扱我等も
其通御同年也、そなたはいもがほなるに依て、年より
はふけ申候、扱そなたのやうなるむさきいもづらの
人を、何として歌にはうたひつらん、

だいてねよやれかなべなりと、淺野おなべの心
して、
といふこうた、方々にてはやりけると、いひければ、
幸長大きに打わらひて、只うつけにしていひたる物
といはれる、左京大夫重名をおなべといひける、

○寛文二年寅三月廿九日に、青山因幡守召、二萬石御
加増被下、大坂御城代に被仰付候、跡には阿部備中
守代之由被仰付候、小室之城は、因幡世倅幼少之

事に候間、被召上候、以來はせがれを城主に可被
仰付一由、上意之旨、四月朔日之奉書、同五日に永井信
濃守方へ到來す、熊庄三郎御越、殊更さげ、かんび
やう、又一重寄合不_二打置_一、せうくわん申候事、

○
一、其元上下家内堅固之由、千萬大慶、不_レ同有_レ之候
事、
一、貴殿灸數おびたしく、きもをけし申候、其に依
てしよくも進み、堅固之由、大慶申ばかりなく候事、
一、脇指之さや、中ぬり出來、さりわに出來上り、ぬり
一段に候得共、とぎ少隙を取可_レ申候、然共八月折節、
時分よき水にてとぎ申候間、一入仕合と存候事、佐右
衛門口上、

右大膳大夫秀元殿自筆、

○透頂香の方、

一、あせんやく 拾分
一、りうのう 五分

- 一、ちやかう
- 一、ほうしや
- 一、かんぞう

霧之方

外師子印をむすんでとなへ三べん、
小鷹之方

かんぞうは能々せんじつめて、どろく〜とへらにか
かる程せんじ、則かんぞうをのりにして、右四色いか
にもこまかにして、かたき程にねり合、くるみや
きこれを紙に包、その油を手にぬり丸す、ぬり物に
油をぬり付て、それく丸入てゆれば、色つき見事
也、

此眞言を三べんづつとなふる也、

右之祕事の神道、軍陣しあひ或はそせう事勝
負、或は主君の出る時、此法をして出べし、大
祕事も、努々他傳有間敷也、

大久保甚九郎

明暦三年丁酉九月吉日 藤原朝臣朝光(華押)

大河内浩酒丞秀孝殿

○改年之御慶目出度不申納候、其元御無事ニ候哉、此
地去ル十日大火事出来、又候哉信濃殿御屋敷類火、其

○熊以三飛札一致啓上候、先以其御地、御雨親様御機
嫌能、貴殿様御堅固被爲成御座候哉、承度奉存
候、次ニ當地無別條御座候、一類共無事罷在候、隨
而此書付於江戶、當月中時分、日々御出申候ニ付而、
御老中春齋ニ御尋被成候得者、昔も加様のためし御
座候由ニ而、萬寶大全ニ御座候由、被申候ト申節、昨
日主殿頭方へ、江戸屋敷より書付参る、恐惶謹言、
三月廿九日 石川權大輔

上右近殿・伊賀殿・外記殿御屋敷類火仕候、吉十郎平
九郎・兵四郎、無事御供も仕、谷中へ御越候、恐々謹
言、

永庄九郎

光(華押)

正月十七日

杉浦七兵衛殿

尙々古も方々とありき、大勇之人共出會申候内に
て候得者、中頃分別人之わざニても可有哉と存
候、右之通ニ候へ者、只今常式之如くニ被成、尤
可爲候、萬々面上ニ可申候、已上、

彌生月廿七日

大造酒丞

杉兵四郎様尊

女院様御方

○花の露
一、ちやかう 二分よくすりて
一、りうのう 二分五リンよくすりて
一、ちやうじ 壹匁きざみて
一、かんせう 三分きざみて
一、らいくわんのあぶら 七匁
ちやわんへ入て三日程置て、きぬにつゝみてしぼる
べし、油かたくなりたらば、ちやわんに入てゆせんに
する也、

○御札令三拜見候、先以御無爲御勤使候由、珍重存候、
彦右衛門殿より申來候とて、武具之事御尋候、具足胸
之板すかけニハ、如何之旨親ニ申聞候得者、終すがけ
ニ致たる具足、聞及たる事も無之故、徳失之合點不
レ參候由申候、雨の時も又常之見分ニも、餘可然も有
レ之間敷様ニ申候、されども左様之武具きなれ候而、
其徳を覺候方御座候て、被申事ハいつたニ惡共難

○正法山妙心寺、一天下第一の御尊師、
愚堂大和尚東寔庵禪師、萬治三年庚子卯月八日、御
年八十四歳の時、大河内大膳大夫秀元公、八幡の宿
所へ入御有ける、四十年以來にて對面有ければ、たが

ひに珍敷ふるき物語敷をしらす、大和尚宣く、先の頃禁中より敕使を給り、參内すべしと有し程に參内しける、天子仙洞、愚堂同座に居す、大覺寺妙法院の門跡方は、下段に座せられたり天子敕誼に、和尚御しめしに預べきとあり、愚堂答て、御尤に候得共、天子仙洞の御身に、我シツヘイもあてられまじく候、又常我ニつきそひ給ふ事もなるまじく、然時は今の御心ざしにては、難及候と答たり、此御物語を諸人聞に驚耳したりき也、おそらく玉體に同座の人、日本の世界には難有し、一天下一人の名、尊師たる位徳也と奉感ける、

○耳だれの妙樂

一、せみのぬけがらを黒やきにして、ごまの油にてとぎ、一つゆ二つゆ耳へ入べし、いたみ則やむ也、

○仰出之覺

一、被成下智積院、致違背御條目之旨、今度不用能化之命、所化中結徒黨、狼藉之働、甚以不届之事、

一、爲智積院後住、江戸圓福寺從能化望申之處、所化中不致承引、剩器量不相勝之様ニ申掠之、圓福寺之義、智積院小池兩能化撰出之上、不及所化中之沙汰事、依爲右之通、所化之輩、隨科之輕重、或流罪、被召預或剝袈裟衣、追放被仰付候、所謂
上座 同 尊與
湛盛 存誠
右三人隱岐國へ流罪、
織田山城守ニ 湛玄
松平兵部少輔ニ 文精
黒田東市正ニ 文正
稻葉能登守ニ 良甚
龜井能登守ニ 良仙
右五人御預り、
京都智積院僧正と所化之輩、後住之事ニ付而言
分有之、江戸へ下りて如此相濟申候、
一、空存仙音教清順諦覺印定賢存覺堯與堯覺、京都ニ在之宗甚、右も十人ハ劍袈裟衣追放ニ被仰

付候、但堯覺宗甚ハ京都ニ在之候間、於其元可被レ行同罪候、以上、

萬治四年辛丑三月廿八日 江戸御奉行中

牧野佐渡守殿

○萬治四年丑正月十五日、禁中殿不殘、仙洞様、新院様、女院様、九條殿、二條殿を初、公家衆屋敷火過而焼失す、同年正月廿日江戸大火事にて、侍屋敷酒井雅樂頭、松平伊豆守を初而、百餘町屋敷四十町餘焼失す、數度めいよの火難也、

○一翰致啓達候、去十五日禁裏炎上奉驚候、次公家衆寺町等迄致焼脱カ之旨、絶言語申候、定而尊師御一家之内、御公家衆類火ニ御逢可被成と御笑止難申盡候、爲御見廻如此ニ御座候、恐惶敬白、
正月廿日 大河内造酒丞秀孝

本國寺參御寺中

○大河内茂左衛門尉若年之頃、家康公御上覽之度毎に、御奉公可仕由、忝も數度御言葉被下けれども、

其頃御はた本の小兒の内にて、三人にえらみ出されたる程のあら心なれば、大久保相州大守、此人を出しなば、能事は有まじとて、嫡子加賀守と一所に、心もやわらぎけるを待てかな置れける、大河内御前へ出ざるを不足に思ひ、わかとう一人中間一人のしつれ、大久保加賀守、本田出雲守、土屋民部少輔、只三人に暇乞して、父母にもしらせず江戸を出て、伏見へこそ上りける、父母も跡にて聞、結城中納言殿下野守殿など御懇に有ける、是へこそ參つらんと思ひてゐられける、思ひの外に伏見へ上りける、其頃秀吉公御代にて有ける、二所へちきそうし、其後大田飛驒守殿、其頃未小源太とて、豊州白杵の城主三萬五千石にておはします、是へ路中にてちきそうす、步者三十人計召れ、かもかはらけの馬に乗て通り給ふ、大名町のまん中にて、馬のわきへ立より、あづまのものにて候へば、上方に知人無御座候ゆへ、ちきそう仕候、御奉公仕度候と云、大田殿馬上にて聞給ひ、何事々々といへ

る、供の侍、是々被_レ申候と言、大田殿、埒もなき事きつねつかれにて有べしといへり、大河内是を聞、あづまのものにて候へ者、えんなきに依てぢきさう申候と言に、耳のあなへ不_レ入やとて、馬の口を取たるを、つきはなしてぞ歸りける、大田殿につことわらひて通り給ふ、さて徳山平十郎と言人をもどし給ひて、三人ふちを望、大田殿へぞ出たりける、高麗國歸陣の後、暇を乞て大田殿立のきける、いにしへ大河内茂左衛門尉若かりし時、牢人の砌、寺尾七兵衛尉入道無仁とて、大過ぎ大力あり、是も牢人故、度々出會語ける、有時公家までのかうじ中納言殿へ同道し行ける、近衛殿別而御目かけられ候故、までのかうじ殿同道して御歸に伺公し、大河内常に氣ずい者なれば、御前をも不_レ憚しかば、近衛信基公上覽有て、すぐるゝとのたまふ、大河内承て、笑敷御意にて、御位づくを被_レ仰候得者、御えんの下迄も參ものどもにては無_二御座_一候、御さびしく思召候間、參候得と御意候へば社

參に、いざやむにんたちませいとて、刀を取て立ければ、信基公やれゆるすゝとの給ふ、御ゆるし被_レ成候て、御とき可_レ仕候、御小姓衆まくら持てき給へとて、御座間近くいねてぞかたりける、信基公少之間奥へ入せられ候透に、大河内までのかうじ中納言をつかまへ、取て打こかして、我等が預にて一期にくわんせうにねよとてねさせて、中納言殿せなかへ足をどんともたせければ、中納言殿驚き、やれこ、なものは何をすぞといへりける、大河内おきなほり、刀のつかに手をかけ、おのれすいさんもの、侍にこ、なものは何とは何事と、氣色をかへておどしければ、中納言殿誠と心得、きもをけし、扱々今のはらたちけるやと、申しやく色々になりわびられける、

○あまり御なつかしさのまゝ、人めのあい筆をそめ參らせ候、さてゝゝこもとを出しおりふしは、御なごりおしさ數々申ても、つきがたくぞんじ參らせ候、そこ御ほどの御やしき、まだ夜をこめてとをり

參らせ候に、此とし月雨のふるひもふらぬひも、かよひなれにし道なれば、つきせぬなごりたれゆへぞ、よしそれとものがれぬゑしやちやうりの世のならひ、戀しき御そもじ様、御なごりおしき御ちゝは、はすみなれしふるさとを、あとにのみなして、しだいゝにとをざかり、行々こがるゝしほがまの、むねのけふりははれやまず、いとゞ過行いにしへの、戀しさ計にて、ある時は川をこへ、ゆんでもめてもたいざんの、行衛もしらぬ遠山を、はるゝこゑ行參らせ候へば、ありしうつりがもなくなりて、とうざいなんぼくを見わたせば、雲方角のあとをうづみ、そのおもかげのみへざれば、いかなみだはくさづのしゆく、袖につゆくばかりにて、いそぎ二日にせきへつき參らせ候、わたくし心の内、御すいりやうなさるべく、

せんどは御あもじ様かへらせられ候おりから、まへかたは四五日も御とうりうのやうに仰られ候まゝ、ゆるゝとくわしくしんじ候はんと、文もかきまい

らせ候はねば、廿二日八ツ時分、にわかには御のぼりにて候ゆへ、文もゑかき不_レ申候、すこしもゝ御ぢよ才おろかには、そんじ參らせ候はず候、何事もゝかさねて申あげゝゝめでたくし、

かめ山より
む っ
よどにて

おつもじ様者人々御中

此文のおもては、大河内造酒之丞いもとおむつ、十八のとしの正月廿日にやはたを出、いせのかめ山にて、石川權太夫もとへありつけのえんぐみにて、さけのせう同道し行けるに、その二月に淀のいもとは、おつるかたへおむつよりこしたる文のことなり、さけの丞よどにてこれを見たりしに、さてもゝおんしやうのやさしさ、かんるいそでをひたす計也、あまり大えつのあまりに、かきうつしおく也、

○懸香の方上々
一、せうのう三分 一、ぢやかう二分五リン

一、しやうのう二分

せうのうはかはらけに入、ちやわんをふたにし
て、まはりをいきの出ぬやうによくはり、火の上
に置いてやく也、ちやわんへ付たるをこそげ、
右三色かたきそくいにおしませ、紙にぬり付た、
みこめて、

一、ちやうじ三分五リン 一、白だん三分五リン
一、かんしやう三分五リン

かんしやうは、水に酒をくはへあいらてほして、右三
色はあらくとおろし、合袋へ入べし、以上六味也、
○大河内大膳大夫秀元曰、わきざしのつかしらさめ
にすべからず、雨にあたれば巻たるまゝにて、くるく
るとまはる物なり、よくぬり候て、かはにて巻て
さすべし、いとづかはしあいの時、手の内いたむもの
也、又曰、刀わきざしのさやの内口けつき、うるしに
てぬりて合すべし、雨水さやの内へ入たる時、ぬらざ
るさやには、ほうの木へ水しみて、やくに不立也、く

りかたを大きにすべし、ちいさきは刀をおとしざし
にして、道をいそぐ時さやをおとす也、

○一筆致三啓上候、御同名伊州様御内義様、御死去之
由承驚奉存候、是非と可申上様も無御座候、御笑
止ニ可被思召と、乍恐御心中奉察候、恐惶謹言、
六月九日
竹中左京

永井信濃守様

重口(筆押)

○のどにはねのたちたるまじない

一、如是空と、三度小刀の先にて、其人の口をあかせち
うに書て、あびらうんけんを三度かきて、いきをふき
入る、則ほねぬける也、
○やけどのまじない

一、さるさはのいけの大じやに火にてやけにけりと、
三度小刀の先にて、其やけどの所ちうに書、まじない
女如、此、せいめいがはん三度書て、いきをふきかけ
置べし、則いたみやみてなほる也、あつきゆにてやけ
たらば、ゆにてやけにけりとまじなふべし、やけどの

處へ薬つけなどしたるあとを、まじないたるぶんに
は、本ぶくせずとつたへたり、

○ 返しまづ、御禮申さんは、み事のは、ゆゑん
一ツ、ミ三丁おくり被下、かたじけ思へ参らせ
候、なをかかねて申うけ給はばめで度し、

御ふみかたじけなくながめ入参らせ候、仰のごと、と
しのはしめのめでたさ、どなたもおなじ御事といは
ぬ入参らせ候、そこもと御そく才のよし、うれしく
ぞんじ参らせ候、つぎにこゝもとわたくし子共とり
どりそく才に御座候、せんひやうへも、するが御ば
んぶじにつとめ申候よし申こされ候ま、御心やす
くおぼしめさるべく候、誠おぼしめしらせ候て、く
わぶんに思へ参らせ候、めでたくし、

正月十八日

大河内せんびやうへ内

大河内さけのせう様

御返事□□□□

大河内善兵衛尉政雄内室は、鳥居左京亮殿息女
也、酒井宮内大輔内室等の妹也、

○書状様書わき書の事

一、我より下へは、人々御中と書べからず、旨参と書
也、中にも参は、少さがる也、御宿所是はことにさか
る也、家來同前と言也、

一、様是は別てあがまへたる方へ書也、様是も上、極
中、根同輩、根同、根、かよふに書はかるし、
一、友上殿上々、友中、友、かやうに書はかるし、友、
友、かやうにはたいてい也、とのへと書は家來のも
のへ書也、

一、誠恐敬白上々の留書、恐惶敬白是も上、
忍悦辞云、是中にあが、忍悦辞云、忍悦辞云、
かやうにはたいてい也、忍悦辞云、忍悦辞云、
忍悦辞云、かやうに書たるは一入さがるべし、
家來などへは也と書とむる也、以上とむるも有べし、
○猶々竹之義、被入ニ御念被ニ仰付、竹も能御座候

由、因州満足可被致候、將又保科彈正殿、一段御無事ニ御座候、御傳言之通可申届候、松平隼人殿、未御登無之候、定而當年ハ江戸に越年可被申と存候、折々貴様御噂御座候キ、以上、

御懇札忝致拜見候、先以貴様彌御無事ニ被成御座候由、被仰聞珍重存候、爰元別條無御座、拙者式も無事罷有候、然者青山因幡殿旗竿之儀、被入御念、御息造酒丞殿、御見計御調置候由、具ニ被仰聞候、今日伏見迄用處にて人を遣申ニ付而、竹之義親ニ立寄候様ニと申進之候、青山大膳殿迄、竹遣候様ニと因州より被仰越候間、近日取ニ越可申候條、中坊へ其段被仰達可被下候、重々被入御念竹寸法之義被仰下候、因州へ其段可申達候、委細者從是可得御意候條、不能詳候、恐惶謹言、

大坂御城御定番
御弓大將

大久保勘九郎忠別(華押)

友大膳大夫様貴報

○一筆申上まいらせ候、そこもと御きげんよく御さなされ候や、うけ給たくぞんじ奉候、せんどは尊札被下、信長記御ようのよし、被仰下候間、しん上仕候、わたくし一たんぶじに罷有候、おそれながら御心やすくおぼしめさるべく候、御まへ様御すきのおりふし、少々御出可被遊候、次に少々ながらなまだい三ツ、しん上仕候、めでたくし、

二月十一日

小川又さへもん
行廣(華押)

しん上

大河内左馬助内室おみやさま人々御申上

織田内大臣信雄公 大野侍従

兵部大輔

伊豫守勝尙

出雲守高長

彌次右衛門尉

女子 小川九左衛門尉

女子 大河内左馬助

女子 小川又左衛門

○西行ほうしある川邊のほとりにて、むぎのこをとり出し、水にたててのまんと思ひ、かみにつゝみしをひろげしかば、をりふし風ふきて、むぎのこを悉く川へふきちらしける、西行あきれたるけしきにて一首、
たのみつるむぎこは風にさらはれてきやうさめが
ほの水をこそめ

○八幡山修行坊頭、岩本坊權大僧都法印増周江戸下著、上様へ御目見過て、堀田加賀守正盛へ見廻れしに、よも山の物語有て後、賀州いはく、やはたへ大河茂左と云牢人有べきが、御咄候哉と言ひ、岩本坊答て、如御意に只今やはたの山下に居被申候、拙僧も別而出入仕候由被申ける、賀州重ていはく、此人は一天下にかくれもなく、誠おに神のやうに世間に言ならはす事也、我等知人にてはなけれども、具に一類衆のぞうたんにて、聞及申候とて、具に噂もの語有たりと、増周法印物語也、

○堀田加賀守正盛へ、本多能登守忠義、水野監物丞忠

吉、見廻に越て語られるに、加州正盛いはく、兩人聞給へ、一天下の諸大名の内に、今程上様御心安可被召遣者は、たれ可爲や、そなたなど分別して見給へと言ひ、兩人承て、愚按難及奉存候之由被申候へど、賀州しひられしかば、監物丞いはく、若も大久保加賀守などにも御座可有やと被申ける、賀州聞たまひて、扱も監物殿ふかき心入感入候也、我數の諸大名之内をかながへ見るに、大久保加賀守など程の人は、有間敷と思ふ也と言ひ、能登守あいたつに、忝御意に而候、大久保加賀守は拙者ともよりのき不申候、御意之段申聞候はば、忝奉存候はんと言ひ、扱重て大久保加賀守へ能登守參會之節、こなたの御事を堀田加賀守殿、如此に被仰候間、切之御見廻有べしと言ひ、大賀州答て、我は加賀守殿へ御無沙汰申計なるに、扱も忝御心入也、左様に思召上は、彌御見廻難成と言ひ、子細は度々參り、若も不調法いたし候へ者、御目かねもちがへ候と答へり、能登守彌かんじ

て、◎以下

○本多十藏定重は、家光公御納戸頭也、いにしへ本多作左衛門尉と言ふ四方にかくれなき勇子の孫也、本多飛騨守成重は、作左衛門尉嫡子也、飛州弟の子則十藏也、大河内道無入道正信曾也、萬治二年亥正月御役替、家綱公被_二仰付_一何その御番頭被_二仰付_一候と也、

○仙洞様御製、公方様御追善、

あかなくにまだき卯月のはつかにも雲がくれにし影をしぞ思ふ

ほととぎす宿にかよふもかひなくて哀なる人のことづてもなし

いとしく世はかきくれぬ五月やみふるや涙の雨にまさりて

たのもしな猶後の世もめのまへにみることわりを人におもへば

た、頼めかけいやこかくわか竹の世々のみどりは色もかはらじ

○公方様四月十九日御詠之由、

有ともあるにまかせぬ世なれどもなきにはしかじうつし繪のはな

堀田加賀守正盛

行ききはくらくもあらし時をえてうき世の夢のあけぼのの空

さりともと思ふ、ことも夢なれや何ことの葉もかたみなるらん

阿部對馬守重次

と、めえぬ君の別をおしみてや天が下みな袖をぬらせり

をしめども風の吹敷むさしのにたかき木するの花とちり行

大河内左馬助

景綱(筆押)

大河内伊織正秀孝殿

從一位左大臣征夷大將軍家光公四十八歳にて、慶長四年辛卯四月廿日御他界、前日御ちせいのよし、

大猷院殿贈相國正一位太政大臣、御供追腹衆、堀田加賀守、阿部對馬守、ちせい、

○青山伯耆守、一代御前へ二たび不_レ出_レして死去す、同嫡子因幡守を被_二召出_一、若年たりといへども、則官位被_二仰付_一五千石を拜領し、則大御番頭に被_二仰付_一ける、家光公御老中酒井讚岐守忠勝へ、因幡守見廻ければ、折節堀田加賀守正盛も其座に居られる、賀州正盛は家光公御もつたちの御老中にて、誠とぶ鳥もおつるほどなるいせい、上こす人もなかりける、讚州いはく、因幡殿は加賀殿と、未御知人にて有間敷候とありければ、賀州あいさつに、こなたは伯耆殿御子息に候哉、承及候と言ひ、因幡守如何あいさつにはら立けん、返答に、そなた堀田勘左の子息に候哉、承及たと答り、青山因幡守宗俊、父伯耆守忠勝は、青山常陸介嫡男なり、大久保次右衛門尉聲に、上意を以て被_二仰付_一、則將軍家光公御老中に被_二仰付_一けるに、家光公へあまり御異見申上過し御勘氣を蒙り居ける、され

ども左様に打捨させらるべき人にあらざれば、土井大炊頭利勝を以、難_レ有_レ上意にて可_レ被_二召出_一とあり、伯耆守謹而上意承、感涙を流し御答にいはい、忝上意たりといへ共、拙者申上事御心に不_レ奉_レ叶上は、罷出間敷由言上す、

○松平物語、大河内茂左衛門尉源朝臣秀元記、おくがきのうつし、

右此書を後覽賢哲の人は、始終只大久保氏大河内氏が軍功をのみ舉るに似て、其墓となくよしなき事を書付置しと言はん、然りといへども、度々家康公戰場に臨ませ給ひし事共を顯し奉り、下には親族朋友の祖、忠勤の品を校し畢ぬ、

過にしすたれるを今知しむる事、且は先祖の弔ともならんか、予其場其處へ攜りし面々、眞の口跡を寫し置、父の詞に隨て子孫の末の形見とて、言葉の易を顧みず、短才不智の惡筆を以て、是を聯ね是を筆す、たとひ讎敵の善事父兄の惡たりと言ども、いづくん

ぞ士たる者、有をとりけし、無を有とするの偽を挾事有らんや、日本國中大小の社々照覽を誓て、一言の詐偽なき事を記候也、而して此卷は大久保氏の家嫡、賀州大守從四位下忠任朝臣懇望に依て、重撰し是を送る者也、

寛文二年薄月吉日 大河内友大膳大夫入道 成也 秀元判

榊原飛驒守殿へ爲懸御目一度存候、此書物たとへ掃部殿御披見有之候共、少も偽り無之候得者、聊恥ケ敷不_レ及候得共、乍去むざと人ニ御見せ被_レ成間敷被_レ存候、御心得之ため計に如此ニ候、已上、

六月十六日 大河内茂左衛門 秀元(華押)

大久保權右衛門様
同 左馬允様
同 豊前守様

世の中、よろしからぬ世の時にてぞ有らん、あるものの歌に、

何事もかはりはてたる世の中にしらすや雪の白くふるらん

○爲_二改年之御祝義、先日者其元之、拙宅へ御出被_レ成候由、忝存候爲_二御禮、如此ニ御座候、恐惶謹言、

正月廿六日 松平大膳大夫 綱廣(華押)

久保吉右衛門様人々御中

○新春之嘉事不可_レ有_二盡期_一候、依_レ之其元私宅へ光臨候之由欣然之至存候、爲_二謝禮、如此候、恐々謹言、

正月十六日 越後中將 光長(華押)

大保吉右衛門様御宿所

○秀孝衣物、袖身之分一尺九寸、袖下一尺一寸、身之長三尺五寸、つま一尺五分、

帷子の袖下は一尺也、袖口四寸也、但くじらのさしにて、

此うらうちは、八幡五水の内の名水、筒井水、藤井水を

以のりをのべ、再放生川の水を加へて合たり、秀孝判、

○七夕の井草水を以てすみをすり是を書す也、せいぐわ水とは、オの一天の水を言也、大事を用る、

造酒丞 秀孝(華押)

○あるもの二人山居して、浮世の中をすてて居たりしが、さはへくだり水をくみ、我影の水へうつりたるを見て、一人の者、一首の「たちよりてかげもうつさじながれては浮世の中へ出る山川」とつらねければ、一人のもの、つらをふりて一首、

ながれても水のごとくにすむならば浮世の中も山のかくれが

○せうゆの方

一、大豆 二斗、味噌まめのごとくよくにて、
一、大むぎ 二斗、まづきにして能いりて二ツわりに引わりて、

一、小むぎ 六升、いり、引わりて、

右三色能ませて、かうじのごとくねさせ、

一、水四斗 よくにたてて、

一、鹽貳斗 右のゆへ打こみさまして、

一、米かうじ 壹斗六升入て、

日に三度づつかく也、

五十日めに、米二升に水壹斗六升かゆにして、能さまし、鹽二升ひとつにして入る也、扱卅日めに上る也、以上八十日、八幡新善法寺門主より相傳、上々之醬油の方也、

○なつとうの方

一、まめ一斗、小むぎ一斗、鹽三升、からかわ一升二合、水一斗、しそ、

以上六色 しそはくろみしたいに成共、少成共、すき次第にそへるなり、

まめのように、みそまめより少まへかたに、こむぎはよくつきて、あらひてほしてはかる也、扱少いりてこにして、右のまめに能ませて、あつさ一寸程

にねさせて、きなる花むら／＼にみへる時、上をしたへかへし、

一、かうじ能はなつき候て、八日めほどにはこまかにくだき、二日ほど日にほして、又内にて八九日もかうじをからして、

一、鹽のせんじやう、水一斗に鹽三升そへて、せんじあげてさまし、下のをりは少すて、右いづれも合て、あくる日より二十日ほどおしをおく、たまりあがりたる共くむべからず、

一、かうじのねさせやう、少もつゆのかゝらざるよふに、ねさせるなり、

一、しほは三升の内へ、一合もおほく入てはくるしからず、道具多く候まゝ、少もひかへまじく候、どよふ水にていたして吉也、以上、

○寛文二年寅五月一日、午の刻大地震す、京都伏見在所々大過敷事也、八幡の内も大地をゆりわり、くろきつち水をはせ出す、井戸などもゆりうめたり、其後

ほれ共水わかすと也、諸人驚立出る、足ふみ立る事不能して、ころびたふれける、餘りにつよくゆりけるによつて、座中のわきに有し薬つばのいへを持ちよりて、父母の御そばに置、只三人座中に居に、かべなどゆりおとし、ぬきなどもねぢきりたれ共、家は堅固也、天道の御くりきと難有候、やはた中何程か、ひしげたる家も蔵も多し、淀の城内大過敷大破す、石垣も三百間餘くづれたり、江州邊は一入つよく、膳所の城内は天主のみ残り、矢藏等は悉く崩たり、二條御城も破損す、大坂は堅固也、方々諸社の鳥井石どうろ、悉たふれたり、愛宕山の坊中不殘谷へこけ口口に、權見の御社は少もそこねず、八幡山へ秀孝其日地震の後參宮し奉りて見るに、石どうろう等は悉くころびくだけたるに、御宮御かまへの内の分は、少も地震せずとなり、神馬其日見へすして、しばし有てあせをかきはせ歸りしを、別當尋合て御馬屋に入ける、いせの大神宮神馬も、三日見へすして、三日めに土にまぶれ

て歸しとかや、朔日より毎日夜少づつひたもの地震

ひ、大ぢしんの後は、かつは五日十日もゆりやますと古より言傳、地震治の御製とて、朔日禁中より路中へ被下、門柱におす、御歌、

むねは八ッ門は九ッ戸は一ッ身はいざなぎの内にこそすめ

又守りの御歌とて諸人書ておしける御歌、

天てるや大神宮のちかひまで治むる御世ぞめでたかりけり

石清水八幡宮のちかひにてたみあんをんぞめでたかりけり

○寛文二年寅五月七日の日、天大きにして赤く光りたまひ、北方より出させたまふに追付、又日輪二ツならびて出給ふ、程なく黒雲かゝり、三つながらみへたまはず、日たけては、常のごとくに一ツ也、同八日の日、天二ツにわれて、れんげのごとくになりて出させたまふ、二尺計になり給ひて、ひとつにならせら

れ、常のごとく丸し、めいよの天道也、

一〇書致啓上候、彌御無事ニ御座候哉、承度奉存候、先日、鸞飛脚以後御左右も不承候、然者大河内茂左衛門義、可被召出之旨、色々御懇之、御意共ニ候間、貴様御取持御尤ニ奉存候、爲其如此御座候、委細者大久保權兵衛ニ口上申候間、御物語可申上候、尙重而可得意貴意候、恐惶謹言、

本多佐渡守 正次(華押)

大相摸守様人々御中

○よき中のあしくなる時いかせんかたらぬ事はかたらぬぞよし

世の中のさけのむ人は見てもよしのまざる人はなをよかりけり

○禪宗長老寺内に、たぬき一疋死て有り、小僧持來て長老へ是如何と言、和尚見て扱も不便なり、とむらひてとらすべしとて、下人に言付て、けをむしりわたを取、能あらひて、細々ときざみしるにこしらへ、わんに

もりてはしを持、和尚いんどうにはく、汝死門に入るやるともゆかばこそ、しばしふく中にとまりて、ふつどうとなれと言てくはれける、同宿共もとぶらへとて、寄合てほてばらのふくれるほどくらひけり、かの小僧、扱々うまき物かなといひてくひけるが、やがてわなをこしらへかけおきしかば、一兩日の内にたぬきかゝりたり、小僧悦で、急ぎ長老の前へ持行て、如此又しるにこそ可仕といふ、和尚しかつていはく、先度のは死居たればこそとぶらひつるに、沙汰の限り也、早々にがせといへり、小僧畏候とて、頓てくりへ持來り、たぬきをおさへ、すりこぎを以ていんどうしていはく、汝死門にいれ、行とやらばこそ、しばしふく中にとまりて、へともくそとなれといふまゝに、則時にたゞきころして、しるにしてくらひける、○切づけの方

ぼに入置、鯛あはびばらさしいわし何にてもつけ、其まゝ用ひてもよし、又はなます又吸物に用ても吉、○冬脱が三十日、なつ五七日もこたゆる也、○汁かげん、そうめんうどんにても、一、せうゆふ一ぱい、酒二はい、水三はい、かつを能ほどに入てにる也、○酔牛蒡のこしらへ

一、ゆで湯のうちへ、其湯六分一程酔を入てにへた、せ、牛蒡を入ゆがき取上て、酒に半夜もひたし置、出しざまにせうゆふのかげんする也、はぎれかくべつ也、

○○爲見廻、大河内善一郎方迄舟給之趣、加披見喜悅之至候、其地無別義、御出誠之旨、尤珍重被存候、其義此中少煩敷在之候へ共、次第令驗氣候間、可御心安候、度々被懸御心候段、不淺候、尙善一郎可申候、恐々謹言、

三月八日

徳川藏人殿

義昭(華押)

吉良左兵衛督義昭公より、松平三河守家康公へ御書寫、

○師直師泰誅伐事、早馳參御方可致軍忠之狀、如件、

觀應二年正月廿六日

(華押)

將軍尊氏公御弟、足利左馬頭直義公御書寫、

小藏十郎左衛門殿

就今度其地難口内伐、種々馳走之由悦入候、向後無二忠節候ハバ、本知事可返付候、先其間當座於合力、千疋可令扶助候、猶隨彼方可記申候、恐々謹言、

閏三月十七日

氏真(華押)

大河内善一郎殿

今川上介氏真公より、大河内善兵衛尉政綱給る自筆寫、

○一書申入候、然者吾右死去之旨、力落之段、可申様も無之、我等數年用候とも頼候處、不存非義と存候、吾右ニ不替、萬用所申、藏本頼可申候、恐々謹言、

(朱註)石川主殿總輔後忠總四品、近江國膳所城主七萬石家の紋竹の葉ちやの目、

石

主殿

(華押)

五月十三日

淀屋

右衛門太郎殿

市兵衛殿

御番所

○大河内金兵衛秀綱

久綱 大河内金兵衛尉
 政久 松平右衛門大夫
 女子 欽元但馬守
 信綱 松平伊豆守
 從四位下侍從
 女子 天野豐前守長信
 大河内又兵衛尉

○大河内出雲守基孝

入道古顯三州西條城主十二萬石

政綱 善兵衛尉
 女子 都筑喜右衛門尉
 女子 平井作右衛門尉
 女子 小澤十左衛門尉
 女子 山下宗十郎
 政光 源兵衛尉 女子
 政光 喜平次 女子 大竹源太郎室
 政澄 善左衛門尉 政憲 善左衛門尉
 一色出羽守娘

○大河内善兵衛尉政綱

三州西條長繩城主領知一萬貫

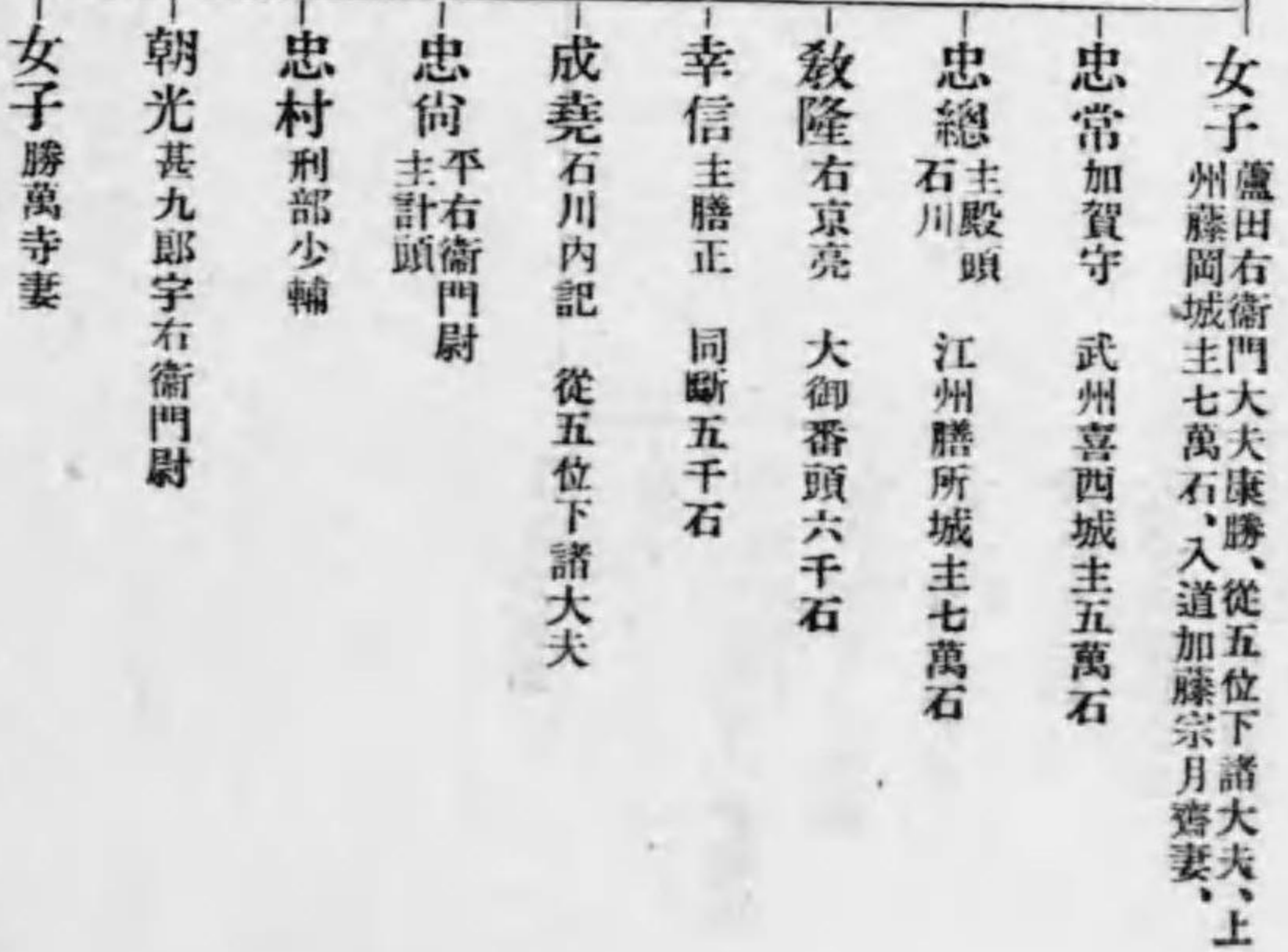
政定 足立善一郎 重頼 大河内八左衛門尉
 男子 政義 足立善一郎
 女子 河合源兵衛尉 女子 加々爪牛之丞
 女子 巨海三四郎
 秀元 大河内大膳大夫
 政勝 大河内平十郎 女子 本多十藏
 善兵衛尉 女子 勝清左衛門尉 勝牛之介
 坊丸 女子 勝清左衛門尉
 政信 同平二郎入道
 出田道言
 女子 大久保市左衛門尉
 女子 景綱 左馬助
 女子 秀孝 三郎四郎 伊織正
 造酒丞
 女子 杉浦七兵衛尉
 女子 石川權大夫
 政久 平三郎
 女子 兵部助進室
 女子 柘植平右衛門尉 正直
 政雄 善兵衛尉
 女子 松平清左衛門尉

大織冠内大臣鎌足

○大久保相摸守忠鄰 三十一世ノ孫

相州小田原城主七萬石、從五位下諸大夫、

入道溪廣道白
家康公第一ノ御家老



○字津八郎左衛門尉常吉

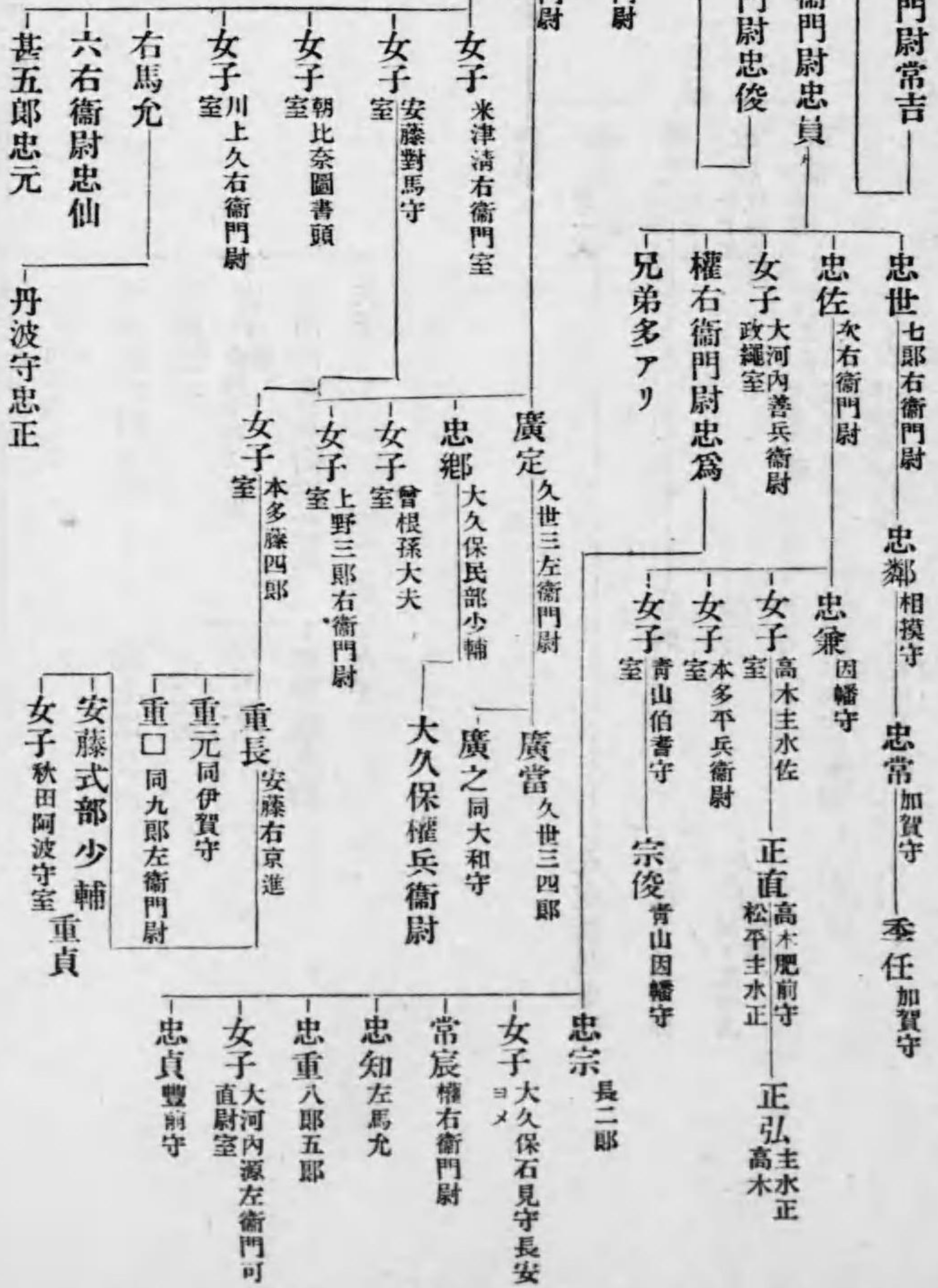
大久保平右衛門尉忠員
同五郎右衛門尉忠俊

忠勝 新八郎
五郎右衛門尉

忠吉 四郎右衛門尉

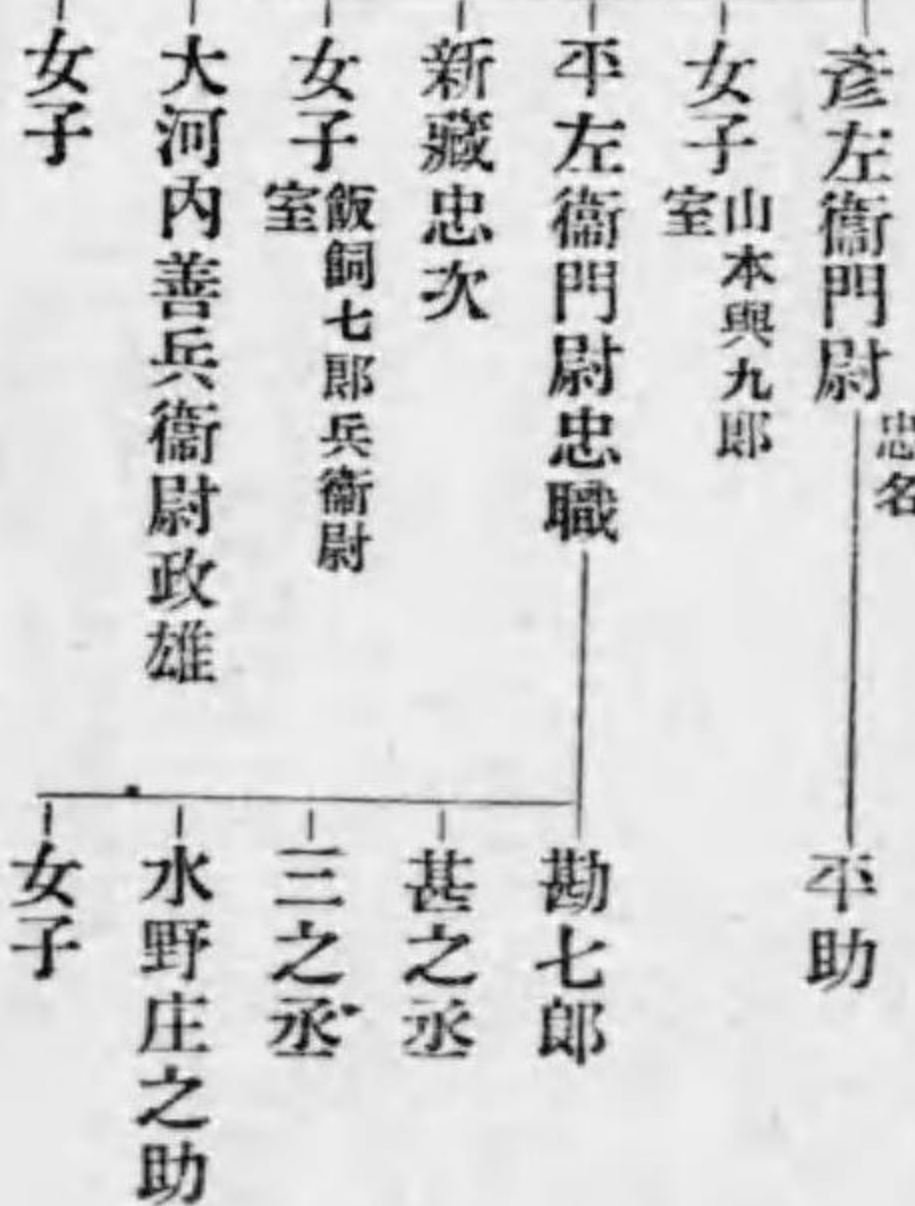
忠實 喜六郎

兄弟多



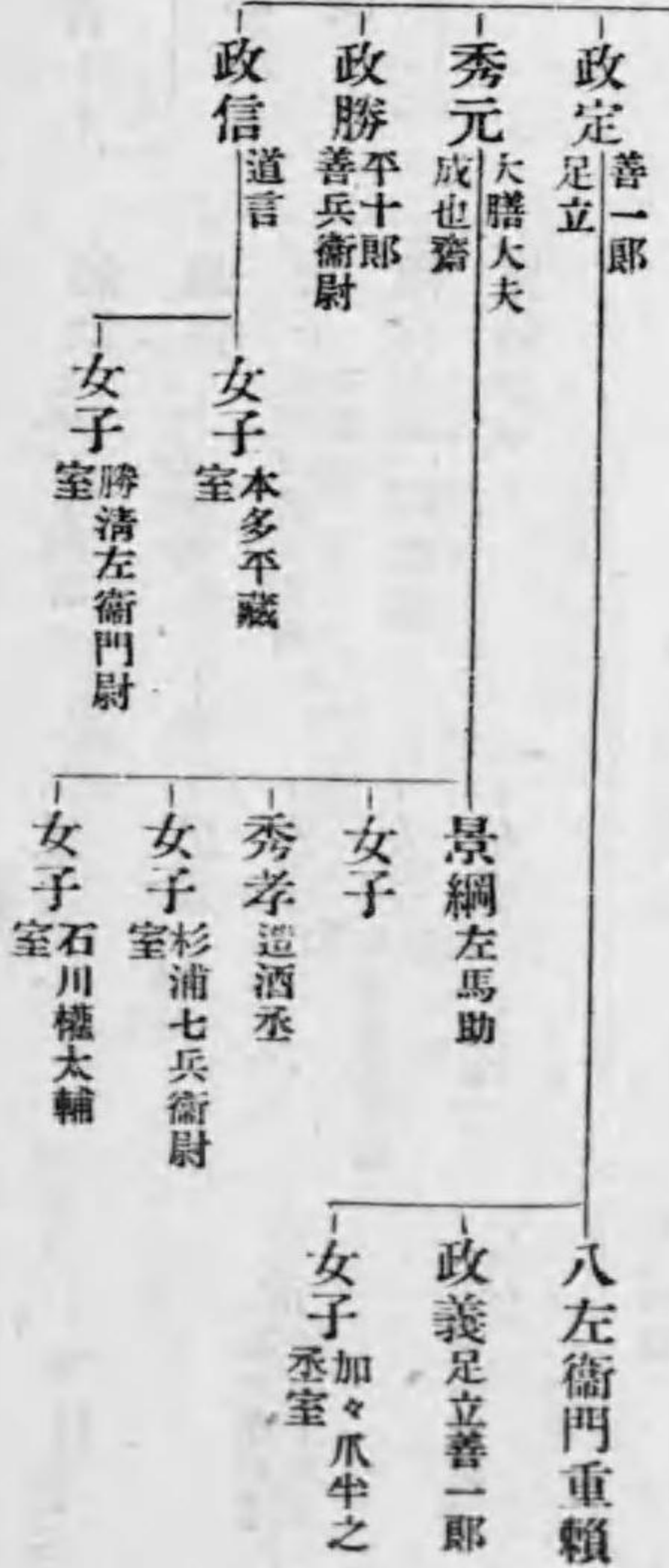
○大久保彦左衛門忠孝

後忠教



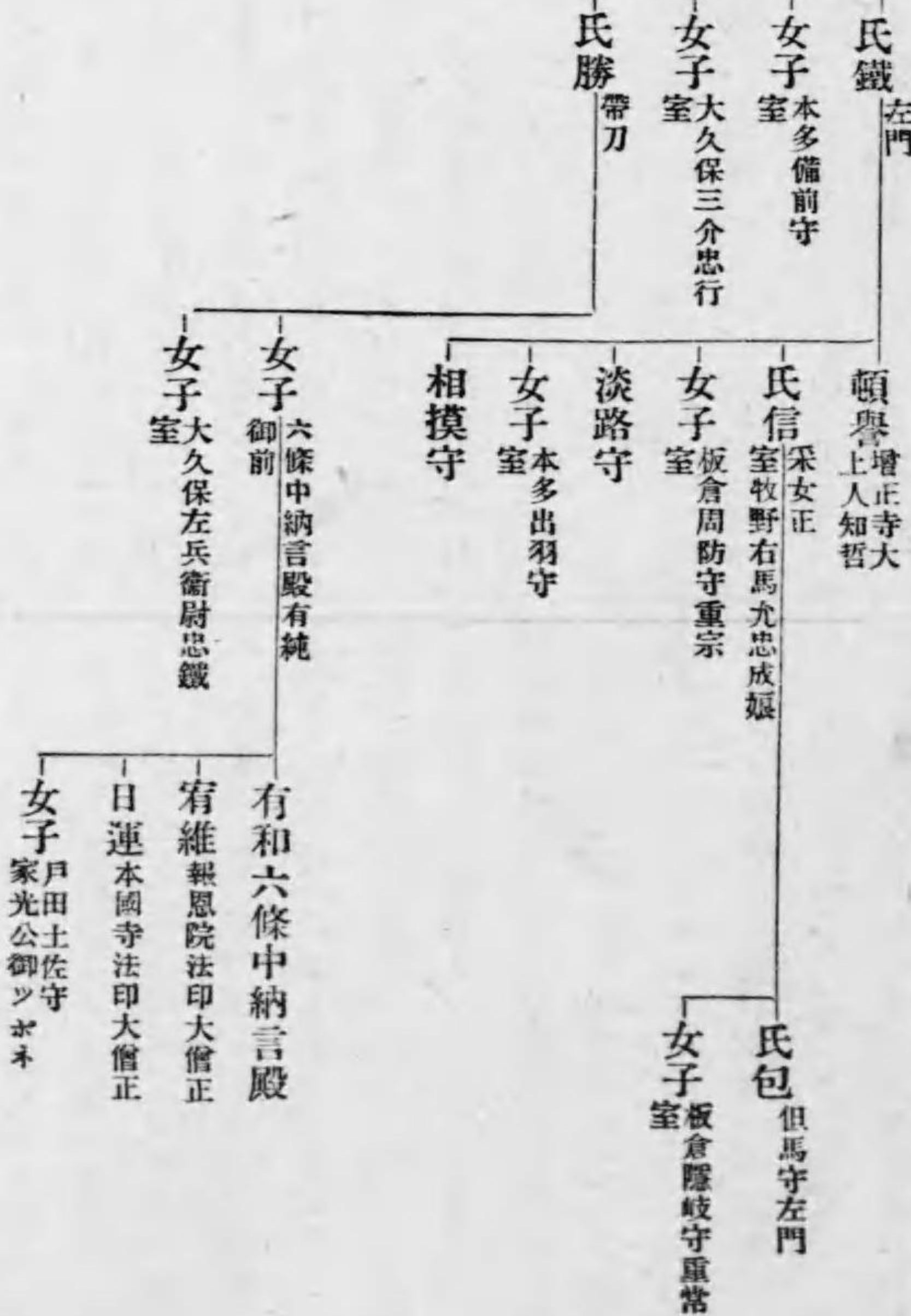
○足立右馬頭近定

養子



○戸田左門

氏鐵左門



右肥前國田島明神寶殿、所納續柏手鏡二卷、唐津藩
臣田口珊三郎所抄書也、

文化五年戊辰八月廿八日寫畢

六十翁 杏花園主人

新三十幅 卷之九

庚子道の記

白拍子武

女はさかひをこえずとぞ、ふるき文にも侍めれ、されど、そは正しき人のうへなめれ、あまのこの、よるべなき身は、さそふ水にまかせて、西にながれ東にさすらへて、つひのをはり定かねぬるは、哀に淺ましきわざなる、しかりとていかはせむ、さはいへ此春は、古郷の吾妻の花にもともよほされ侍りぬ、七とせあまりが程、あひなれし人々の、名残もたゞならねど、猶おやの侍らんかたにのみ、心いられたるを、かのみちとけて、しのぶ顔なる心になむあると、人の思ひはたさんも、さすがにやさしく、しほらしきすぢなり、斯いふまでは、猶をはりの國なごやなりし、き

さらぎ二十日あまり七日の曉ふかう旅立しに、ほそ
うかすかなる月の、かすみの底にほのかに見えたる、
れいよりは殊にあはれふかかりけり、
あすを猶見つゝ、をゆかむ月にだに

此あかつきはなみだ落けり

熱田の鳥居、はまに出るほど、夜は明にたり、井戸田
といふ所は、いにしへやごとなき人の、しばらく住
給ひし跡なり、琵琶の音に、神のめでたまひけん
ど、いとなつかし、なるみを過とて、
うきにさへなれて鳴海のあまたたび

浦のはまぢをゆきかよひぬる

とはいへど、今は浦つとふ道はおきて、上の道の猶
うへを、ゆきかふる事になむ成りぬる、尾はりと三河
の境は、志賀須香といふわたりせしは、古き道の日記
などに侍れど、今はさるわたりありとも見えす、堺川
とて細き流れの有に、土橋一つかけたり、是までお
くりにとて來りし人のもとにとて、ふみ書てつく、

うかりしも今は戀しきしかすがに
住こし里をいづると思へば

年ごろ、尾張をすみうくのみおもひしが、三河にかゝるほどは、さすがに名ごりもをしかりけり、ふみの詞にも、心ざし有る郷にとく著てなど書しを、例の思しき心よと、跡にさへいふなるべし、八橋は中將のいこひたまひし所也、今もかきつばたの咲にかあらむ、みちのついでならねば、よそになして過行物から、

かきつばたへだつもあやし心には

かけぬる物を沼の八はし

二村山は跡なりけむ、宮路山は此あたりなるべけれども、やはぎの里過るほど、名さへなつかしからぬひちがさ雨ふり出て、みのつけし馬いづらなど、すさども立さわぐ程、いふせきこのうちにありければ、ものも覺えず、藤川といふより、日も暮しなるべし、御油のすくへは宵すがりてつきぬ、爰には女どものあまたありて、たはれをの心とるけしきなり、難波わ

たりなどうとふにもあらで、だみたる聲してさかしらに、くちとなる物いひきこゆ、

おのづから身もひたけぬ旅やかた

はづかしくおもふ人のなければ

あながま、女のはこりかなるは、人のにくまむ、二十八日つとめて御油をいづ、吉田といふ所の橋をわたれば、ひだりにをかきし山の見ゆるを、人にとへば、石卷山といふ、此邊り知り給ふ君のうへに、若不思議の事あらむとは、此山の鳴事ありといふ、草のかき葉もことやめし世にある事かほと、あらがうて過る人もあり、高師山は文字に書きたるが、いみじうめでたし、いづれの山に何をかをしへて、さる名には立けむ、また宮古さへまだきとおもふに、山の櫻咲たるもあやし、

道いそぐ遠方人もとまりけり

たかしの山の花の下がけ

潮見坂といへる坂のうへよりは、遠きあふみの海原

はるく見わたさる、高師山ふもとの濱とよめるは、此わたりなるべし、馬追ふをのこのかたりけるは、十とせばかり跡の事也、難波より吾妻へかよふ舟のありしが、此白菅の港ちかくにて、荒き風に逢、船は岩にあたりて砕けつるに、帆柱かぢなどの折たるに取つきて、十一人のりたるに、ひとりも沈まで、波にたゞよへる日數十九日經しとぞ、二十日にあたる朝、荒江の沖にて、釣するものどもの見付て、哀がりておのが舟にたすけのせ、關所にまゐりてかうくと啓しつれば、かしこうつかまつりして、おほやけまで聞えあげ、祿などかつけさせたまひけり、扱かの舟人、去が中にも老たるがひとりなくなりて、のこりは皆事ながらへつゝ、今猶難波にかへりすみ、年ごとに彼釣人のもとに、せうそこしむくいつるとなむ、げにかばかり不思議の命もある物にやあらむ、濱名の橋は、跡だにさだかならず、過行里の石に橋本などいふ所のある也、昔の名ごりならむ、坂

田橋ならば、せめてけたよりもゆかむを、

名のみなほ聞こそわたれ東路の

濱名のはしは跡だにもなし

小宰相の君の歌に、「はま名川入鹽遠き山飛にたかしの沖も荒まさるなり」と讀給へるも此所なるべし、高師の濱高師の沖ならば、和泉にあなるをぞ歌にはよめる、又濱名の橋は、入江にかぞへられし橋なれば、はま名川とよみたまへるも、いかにやなどいふもの侍りし、くだれる世の人の、いかでいにしへの事をさたむべき、あら江舟にて渡る、けふは風もなくわづらはしからず、もろこしに賈島といへる人の、并州といふ國に久しう住侍りて後、都にかへりのぼりける時、桑乾といふ渡りをすぐとて、おもひつゞけ侍りしからうたの、今の身の上にあひたるを、ふと思ひ出て、いといたう哀にて、幾度かすしけるに、文字五つ六つかへたれば、わろく聞べしも、ひとつは興ありけり、

客_三含尾州_一已七霜、歸心日夜懷_三東陽_一、
如今又渡新江水 卻指_三尾州_一是故郷、

かく誦するををこなりとて、舟こぞりて笑ふ、何か
さのみはおとしめ給ふらん、才も不才も、いへばお
のく古郷ひとつはもたるをといふを、又笑ふもを
かし、まひ坂につきぬ、猶行々て引馬のすくにやど
る、

姫小松引馬の野邊のかりまくら

げにねのひする人ぞおほかる

道につかれし人々の、いぎたなくふしたるを見て、し
のびやかにかくつばやけば、例の口さがなきよとて、
今宵もせいせる、引馬野はやくよりはま松ともい
ふなり、誠に濱べに松どものおほく生立しが、風に吹
れてさゝとなる音のいみじうめでたくきこゆ、人の
かしくつむこ君などの入來り給ふに、酒のみ立給ひ、
濱松の音はと、をのこどものうたふは、此所よりおこ
りしならむ、

はま松にあらし吹夜は殊さらに

大君きませいざふたりねん

女友どちのわかくしろ^{ホノマ}ようなるは、顔うちあかめて、
あなわびし、かゝるそゝろことは、源内侍などこそ
給ひすれとにくむもあらし、世の常の人こそものは
ちはすべかめれ、あそびのものの上らうしきは、い
まやうならずとも、みさかなに何よけむ、あはびきた
をかかせよけむと、うたへば、何に心つきてか、皆を
かしがりて、あは、は、とさへいふ、濱松を夜ふかに
出ぬ、雨ふり出て横ざまにしぶくめり、あけぬほど
佗しさいはむかたなし、てんりう川をわたる、

舟さして雲の水尾ゆく心ちしぬ

名もおそろしき天のたつ川

圓位上人の、はづかしめられ給ひけむ昔べは、げにさ
をの雫ならでも、袂はぬれぬべし、見附のすく、

さらでだに毛をふき疵を求む世に

みつけといへる里の名ぞうき

掛川には葛布多し、

かけ川にさらす葛布數ならぬ

身のうはきにといざもとめてん
承久のむかしをおもひ出るに、菊川いと哀なりや、袖
しきかぬるとよめる歌のあるに、けふは雨さへふり
て、げに私の旅ならば、やどらまほしきなり、

今も猶萱が軒ばに雨もりて

むかし覺ゆる菊川のやど

小夜の中山は名高き名所なれば、今いふも更なり、光
行朝臣の書給へるものにも、いとめいほうあるさま
に見ゆ、

としはまだみそぢがほどに行と來と

やたひこえけりさやの中山

此暮は大井川の水まさりしとて、駿河へ越さで金谷
にやどる、

晦日雨はれて、日うらゝかになりぬ、河原へいでて
見るに、やゝ水落て石出たり、されどもとつ瀬わた

るほど、今やさかまく水におち入なまし、げに幾瀬
の石の数も及ばぬほど、からうじてむかふに著ぬ、
後思ひ出でだに氣ふるへて、其をりの事大かた書も
らしつ、伏屋の簀子に尻かけて、しばし跡の人侍は
ど、

大井河音高きよひくは

さしの苦屋に夢もむすばじ

と思ひやらる、島田の入江、ひだりの方へ並木さくら
植わたして、おくまりて玉垣しわたしたるやしらの
みえしを、いかなる神にかおはすらむとへば、大
井の神とをしへぬ、いづれの神をか祭りけむ、式など
にのりたまへるかしらす、いく度かひろまへを過な
がら、花のたよりにつけて、けふしも見いで奉りた
る、

等閑のぬさとは見へず神垣に

春の手向し花のしらゆふ

瀬戸川をわたるに、ゑぼし山とをしゆ、柳さびなどの

いやしきはあらで、もろ肩の霞にこもりたるが、いとをかしと見ゆ、うつの山越るに、すぎやう者ふたりみたり逢たり、むかし物がたりのけしきにはあらで、馬にのりて行なりけり、法師などは、いつもかちにて、やつれたらむがさまよくめやすし、此修行者どもは、肥あぶらつきて、常もさらしもののおしきをくふとは見へざりけり、かれにそゝろなる文などことづけたらば、物ゆかしがりて、おのれまづあけても見るらむと、おもひやるもつみふかしや、山の岨にすみれの咲たるを、

やよすみれ心にまかす旅ならば

一夜はねなむ宇津の山邊に

深山木の中に、櫻の咲たるを見出たるは、誠に知る人えたる心地してづめらし、人も哀にもぞおぼゆる、ちりて谷川に流るゝけしきは、猶一さしめでたし、

雲となびき雪ともふりて果は又

花のなみたつうつの山川

まりこのすくのうしろの山に、火の高くもゆるまゝ、打おどろかれて、かれはいかにやといへば、巖のためやくなりといらふ、只春の日に任かせてもあれよかし、風さへふける、ゆめいと心もとなきに、

さなきだに下もへわたるさわらびを

さのみは人のやかすもあらなむ

阿部川のほとりより、日も暮わたりて、しづはた山もけ、そらには見えす、

鶯の聲のあやめもわかぬまで

はやくれ過るしづはたの山

今宵のやどりは江尻といふ所也、其かみかんざしもせざりしほどにて、をぢなりける僧に具して、京へのぼりし時、此すくにをぢの僧の知人有があないして、三保の松原見えし事ありし、家のうちより船さしいでて、富士はさなり、伊豆駿河うちこしに信濃の山々さへ見えたるけしき、今も猶係にたつ心地す、松原の内には三保の神のみやしる、一ところおはす、は

ふりなどのめこくしたるが、家もひろくてすきなども多くて住也、よそより見しさまは、海原の中にさゝやかにさし出たる所なれば、さこそ心細うすゝろなるめのみ見るらむとおもふに、そこに至りてみればさはなかりけり、波の音風など社こまさわがしけれ、それも世の中の、わたり苦しきにくらべて、いつもなきたる心こそせめ、神のみくりの昔よりよせられたるあれば、朝夕のけぶりもたゆる事なしとて、宮司は太田といへるが、ふんやのすけにて六位のもの也、むすめひとりもたるを、いたうかしづけるさまなり、まろうどのある時は、彼娘に琴すゝめて、其夜もひきけり、呂律のしらべにこそあらね、つくし琴のいやしげなるも、ひなには有がたくめづらしう聞ゆ、三保は姫神におはすればこそあれ、かの屋のむねより、かよひ給ひけん神などのあたりならば、おやのいかに心もとなからむと、其娘の年はみづからに、三ツよつもおよすげしやうに覺たれば、今はおとなになり

なんとおもはるゝ、いかにや、えにしなどさだまりて子などもたるか、それとかたみに物などきこえし事もなかりしが、旅ねの物うきにつけて、かゝる人のうへさへおもひ出られて、なつかしかりしか、三月朔日江尻を出て、興津に行間、名におふ松原みえた

清見がた霞の間より見わたせば

なみにたゆたふ三保の松ばら

元政法師が母をぐし奉りて、身延へまうで侍りし時、残月我を送る清見が關と作りしは、からうたなれどえんに聞えて、まづ思ひ出らる、今は波のみせきもりて、むかしの跡はなかりけれど、猶心はとまる也、蒲原へかゝる、山道の左りの方に、岩もる雫のしたゝるを、清げに物にうけて、こゝろぶとなど賣ものあり、此水は九郎よしつねの硯の水といひ傳へぬ、くはんざにておくへ下りたまひし時、此水の本にて、都へのふみなどかい給ひしと、まのあたり見しやうに

いへば、皆人いみじがりて打ふし、いまだ寒けれど
心太かふも、水のむもありけり、うき島が原よりふ
じの山ちかく見ゆ、いたゞきには雲のたな引て、か
たのほとりより雪いとしろうかゝり、裾はなべてみ
どりにみゆめり、いまめきたるすそこの、八帳など
立たらむさまの、筆にも言ばにもいひつづげがたき
けしき也、鹽尻といふ名の、あてにと聞えぬを、京極
中納言の、にくしとおぼへたまひけむも、うべなり
や、

ちりつもる山てふ山をかさねてや

名高きふじの峯となりけむ

かくて千もとの松ばらをながめ、沼津のすくにやど
る、二日關どころ越るとて、夜ふかうすくをいづ、星
のひかりや、しらむころ、伊豆の國府につく、三島
の神の御やしらのまへに、しばしいこふほど、女はさ
わりがちにてえまうです、心ばかりのぬきたいまつ
るついでに、

行かへりみしまの神の宮よりも

猶ふりぬるは我身なりけり

箱根山に入に、まづ初音ヶ原といふ所をすぐ、かれた
る杉のむら立し内に、鶯のひなどものすだちたるが、
おほく鳴を聞に、春はやすがりたれども、めづらし
き心ちす、何がしの僧正にきかせ奉らまじかは、時鳥
ならでもとおぼしてむなどいひて、すける人々は歌
などよめり、しみづ屋などいふあたりは、みどりの林
しげりたる陰をたのみて、世にしらぬものの、旅行
人をわづらはせし事昔はありしとぞ、今は里人の家
居もあまた立つてきて、道ひろき御世なれば、心ゆる
びして、馬の上こしのうちなどにあるかぎりは、ねぶ
りて行也、

玉くしげ箱根の山の糸ざくら

あけなはいかやよるのみぞ見む

といへば、月夜などは此歌も哀ならむとて笑ふ、げに
旅にていひ出るは、常のわるきに今一きはおとりて、

我さへおぼゆれど、後ひきなほさんもわづらはしけ
れば、さしおきし也、晝の比關所に到る、山のあひだ
には釘ぬきしわたして、關屋には弓やなぐひなど、き
らくしうならべおかれたれば、事なき身も胸つぶ
れて足さへぞふるふ、かしこき陰とたのみつる笠も
扇もとられたれば、つくろはぬおもてに、ふくたみ
たる髪のコぼれの、いかに見ぐるしからむと、あせあ
へてけり、さはいへあそびくゝつのだくひは、人の
外なる定ありとて、いさゝかのさわりもなく通した
まひつ、うれしとやいはまし、かなしとやいはまし、
けふは坂あまたこゆるに、山かごもふようなりとて
あゆみぐるしき石のうへを、かちにてひろひけるま
ま、いといたうつかれぬ、畑ゆもと風まつり小田原、
せちはたつきとかや、されど彌生の三日こそ、心もう
き立て、桃の華のひかりに、空さへ酔るけしきは、あ
やめのながき夜も、とゞくまじうおぼへたり、早川
の瀬わたるほど、巳の日はらひおもひ出て、

早川に下す鹽水をあまの子の

身の形代と人や見るらむ

川のむかふは酒匂といへる里也、こゆるぎの磯ちか
き苦屋の内にも、ひゝな遊びするめの子どもは、も、
の花山吹など、こちたきまで折てかめにさし、けふの
日の暮るををしと思へるさま也、野に出ては、こな
どつむもあるは、けふのもちひのためなるべし、七
とせのむかし此所を過ける時は、九月九日にて、わ
かれこしおやはからの事などおもひ出て、かなしか
りしに、けふは一日二日の内に、逢見む事を思へば、
嬉しきあまり心さへときめきして、それとなくたゞ
ゑみがちなるを、心得ぬ人は物ぐるをしきにやなど
もおもふならむ、あすは府にまゐれば、おほやけの
事につき、祈の用意などもありとて、男のかぎりみ
な戸塚のやどりにといそぎけるまゝ、ひとりのどか
にも行がたくて、おなじさまにやどりにつきぬ、
三日の夜より雨ふり出て、あけても猶やまず、かな川

河崎・高川などいふ所々も過に過て芝に至る、是より大路のさま、たときいやしき袖をつらね、馬こしたて横にゆきかひ、花々しうにぎやかなるけしき、七とせのねぶり一とときに覺ぬべき心地して、うれしさいはむかひなし、其夜は新館にありて、

三月五日といふに、古き家路にはかへりぬ、謂がひなけれどしそくの限り、ちかきはをばいとこなど待あつまりて、とりぐに何事をいふもまづ覺へず、をさなきいもうとのひとりありしが、七とせのうちねびまさりて、髪などもあげたれば、我かたには見わすれたるを、かれよりうち出むもつゝましくやありけむ、をばのうしろに有りて、なまこうめしとおもへるけしきに、見おこせたるまゝ、猶心えずしてそこに物し給ふは、いづれよりのまらうどにやおはす、ゆゑしげなる事なれど、過行侍りしみづからの母の俤に、淺ましきまで似給ふめるはととへば、かれはうつぶしなりてつらもたけず、をばもはなせまりて物いひ

かねたるに、をばのむすめどものねんじわびて、みなたゞわらふにぞ、はじめてこゝろづきぬ、かくて盃あぐるほど、老たる父のさゝ目にいまするが、やがてまゐりたまはむと、いもうとのいふ、

かのえ子のとし

春三月

自拍子武女書

新三十幅 卷之十

輜軒小録

伊藤長胤

昔し漢の楊子雲、四方言語の異道をとつて、輜軒絶代語と云、輜軒と云使の車なり、皇華の使四方へ出行くに、その詞をきくに因て、その書に名づくるなり、余幼にして先子に侍り、四方の士の來集るを、その國々の山林・丘陵・草木・鳥獸の奇異珍怪なるものがたりするをき、覺えて書しるし、予が世に及てきゝうること、余がみづからいたり見る所、先後をわきまへず書集めて、輜軒小録と云て、後世子孫の見聞にそなうと云ことしかり、

○壺碑の事

中華にて、金石のきはめて古きは、周の鼎河に沈み、秦の爾玉夷に没し、石鼓の文、嶧山の碑、後世わかづにその文字の彷彿をうつし傳ふ、本朝にて碑碣のきはめてふるきは、奥州壺の碑にしくはなし、むかし頼朝公の和歌に詠せられしに因て、人に記憶すること也、その時よりもすでに故事となりて、古今の間名高さこと也、その碑自然石にて、その背馬鬣の如し、大さ六尺五寸、濶三尺一寸、その内に界あり、その界たて三尺八寸五分、横二尺六寸、奥州宮城郡市川村の北岡南イにあり、上代に多賀の城と云城地の舊迹なり、其時のしるしなり、筆者何人たることをしらす、近世陸奥風土記と云もの出て、三雲の眞人と云人の筆迹なりと、水戸の儒官考あり、前時國主より儒官を遣してうつさるゝに因て、今は世上に手本寫本等多し、僧顯昭の説に、壺碑と云は、むかし田村將軍東征の日、弓の弦を以てこれを書すと云、謬傳なり、或は此は表の

文にあらず、碑の背にかき給ふと云り、いかゞ、大野東人と云は、糺職大夫直廣肆果安の子にして、神龜二年征夷に従て戦功を著し、從四位勳四等を受けらる、

天平三年に陸奥按察使となり、鎮守將軍を兼、後官を累て參議大養德守征西將軍となり、從三位にいたる、十四年に薨じ給ふ、この碑神龜元年に按察鎮守從四位の官を書すは、碑を立る時にあとより書たるに因ての相違ありとみへたり、

藤原朝獨と云は、孝謙の寵臣大師惠美の朝臣押勝子なり、天平寶字四年に陸奥國按察使となる、鎮守將軍を兼、從四位を授けらる、九年に仁部卿となる、今の民部卿也、六年十一月東海東山節度使となる、十二月に參議なる、その歴官の次第續日本紀に詳也、碑のしるす所と相違なし、

源賴朝公の歌新古今集雜の下に在り、
前大僧正慈圓、ふみにてはおもふほどの事も、申

つくしがたきよし、申つかし侍りける返事、
前右大將賴朝
陸奥のいはで忍ぶはるぞしらぬ書つくしてよ壺のいしふみ

○草生水、火井の事

越後に地より油の涌出る所ありと云、又火の出る所ありと、昔より人々言傳たること也、近年越後の書生二三輩來學ぶ、その内清田順養と云醫生、詳に物がたりなり、又樋口十郎兵衛、正しくその所へゆき目撃のよしにて、圖并説を將來、その委曲をきくことをえたり、先越後柴田と云は、今は新發田と云、溝口侯代々傳來の領地也、城下より七八里わきに、蒲原郡新津と云所あり、その屬邑にからめきと云村あり、文字は柄目木をか、その對の東南十五町ばかりに小山あり、山に油井ありて、水底より水にまじりて油わき出、その勢甚猛列なり、土人これを涌壺と云、その水これをくさふすと云、文字には草水とも書き、又

草生水ともかく、むかしはその水、地上へわきあがること三尺ばかり也、觀るもの土くれ或は石などを投するに因て、水底淤塞せるにや、今はわづかに一二尺ばかりわきあがる、その井わたり三丈餘、ふかさ五丈ばかりもあり、まはりに五六丈許の柱をめぐらし立て、よこに木をつらぬき、竹數百本をつかねて、牆の如くまるくこれをかこみ、その内藁をつかねて、繩なし、わのわたり二丈ばかり、石油の上へあふれ出、

土人蘆穂を束て帚とし搥とる、全く水氣なし、その臭甚あしし、其色黒して漆の如し、とりて燈に點すれば、光明常の油のごときなり、價甚廉なり、人その臭を惡で、傍近の村落には用ゆれども、遠方へはいたらす、邑の長眞柄茂助と云もの、世々その利を專にし、税金を城主へ上る、その由來を訪ふに、古代よりこれありて、何の世にはじまることをしらす、其山の近所半里許の間に、小井二三十あり、みなわたり六七尺、ふかさ二丈ばかり、いづれも油を出す、大抵方

三四里の間、田畔山際或は溪流の中、多く石油をわき出す、いづれも薄して用に中らず、土人藁をひたし乾して燈燭の用とす、又その西に火井二つあり、その一つは小松山にあり、その内より火焼出林木をやくに因て、石をあまた打入て之を塞ぐと云、又城の西三里許に油井あり、かくまと云草あり、蕨に似たり、かわかしてくみると云へり、これは其詳なることをしらす、

さて火井のことは、同國にて如法寺村と云所あり、一家の庭より火出づ、その上に石を置く、真中に穴ありて、竹の筒のふしをぬき挿入れておけば、その内より火出づ、常には火の出ることなし、火を用たきと思ふ時は、上より付木にて火を呼出せば、それよりちよろ／＼ともへあがり、燈燭の用に代ゆ、近所の婦女の曹その所にあつまりて、紡績夜作をつとむと也、又壬子の年に柄目木村にも、ふと火井を取出すと云へり、之れ本草綱目に考れば、石腦油と云

もの也、又は石油、石漆など、異名さまざまあり、左にこれを録す、

張華博物志、延壽縣南山、石泉注爲溝、其水有脂、摺取著器中、始黃後黑、如凝膏、然之極明、謂之石漆、

段成式酉陽雜俎、高奴縣、有石脂水、膩浮水中如漆、取以膏車及然燈、

康譽之昨夢錄、猛火油、出高麗云々、

李時珍曰、石油所出不一、陝之肅州、鄜州、延州、長、及雲南之緬甸、廣之南雄、自石岩流出、與泉水相雜、注々而出、肥如肉汁、土人以草摺入缶中、黑色頗似淳漆、作雄硫氣、土人多以燃燈、甚明、得水愈熾、不可入食、其烟甚濃、沈存中官西時、掃其煤作墨、光黑如漆、勝于松烟、

又綱目に明の正徳年中に、嘉州に鹽井を開く、たまたま油水を得、その光夜を照すべし、水をそぐれば焰いよいよ盛に、灰にて撲滅せば、硫黄の氣をなす、土

人雄黄油と云、又硫黄油とも云、此數品の名はかはれども、何も石腦油也、時珍料簡には、雄黄石脂を産する所には、源脈相通するゆゑにこの物ありと云、皆陰火也と、越北の地にも鹽井温泉多くありと云、しかれば土地の氣脈によるとみえたり、

○鹽井の事

秋田侯の儒官、木村信甫松軒と號す、先年上京して先子に従ひ學ぶ、秋田へかへる道に、黃鹽峠と云所ありて、山中に井ありて鹽を産す、その水色黄なるに因て名づくる也と云、越後の人にきくに、鹽井の鹽は、その色常の鹽より甚白く精よく、一日の間にたゞ一二升許を得ると也、その詳なることはきかず、日本にては沼海の所多きて因て、海鹽ばかりを用ふ、中國にては池鹽井鹽さまざまあり、義之が十七帖に、蜀有鹽井火井と云ことあるかと覺ゆ、かの方にても偏地にあることなり、

○越山鵝の事

越の白山にらしいの鳥と云ものありとむかしよりかたり傳ふ、その字鵝の字を書く、朱冠玄衣足青く腹白、翅のさきに白色を帶ぶ、鵝の如し、雌なるものは雌雉の如し、甚その子を愛す、白山は北國にて極めて高山なるゆゑに、四時常に雪ふり、山の絶頂より下二十町許下に、五葉坂と云坂あり、萬松環り圍むこと數十里を、鳥その間に棲宿して、かつて他處へ行ず、とるもの尤まれ也、偶觀得るものあれば、以て奇瑞とすと云、この鳥よく火災をさくとなし、むかし後鳥羽院の御製和歌ありて、夫木集にのすと云り、

その歌、

白山の松の木陰にかくろひてやすらにすめる鵝の鳥かな

州に小武友梅と云老人あり、家素豪富にして好事の雅人なり、平生山水の癖ありて、天下の名山奇水遊歴せずと云ことなし、日比白山の神を崇信して度々山上し、路に休所の廬を結びて、往來の人をやすらふ、

したしくかの鳥を目撃し、圖繪して風早實積卿に因て、靈元帝の御覽に入る、又かの歌を實積卿に請うて、その上に題せしめ、又余にその記を作らしむ、近ごろ又版刻して畫軸となし、世に行ふとき、比日偶々古文物外録を閲るに、宋の晁禎之曰、新城遊北山記をのす云々、旁皆大松云々、松間藤數十尺、蜿蜒如大、蛇其上有鳥、黒如鵝、赤冠長喙、俛而喙磔然有聲と云、この様子を考るに、たしかに鵝の鳥とみへたり、

○いすかの事

世間に、凡事のくひちがふことを、いすかの喙と云、前年一童生小鳥をすきこのみ、一つの小鳥を籠にして余にしめす、云、これいすかと云鳥なりと、その鳥の形狀あつ鳥のごとく、その喙甚利にして短く、上下くひちがひてあり、まことに事の相違するたとへに唐にもある鳥なり、あまたのことなれば、その名はしれずとみへたり、農田餘話云、

○果然の事

むかし先子壯歳の時に、近里中村宗全と云人あり、津輕へ往來して業をなす、かの地より珍しき猿寶石など、あまた將來しける、先子その家へ至れば、そのさるを出し示す、常の猿のごとくにして、其色潔白雪の如く、尾甚豊にして長し、夜眠る時はその尾にて面を掩て臥しける、甚人に馴て可憐、その後家の小僕奴、たはむれに木天蓼まてなほをくはせければ斃る、先子の云、此果然と云さる也となし、本草を考れば、郭璞云、果然自呼其名、又南州異物志云、交州有果然獸、其名自呼、狀大子猿、其體不過三尺、而尾長過頭鼻孔、而天雨則挂木上、以尾塞鼻孔、其毛長柔細滑、白質黑文、如着鴨、脇邊斑毛之狀、集之爲裘褥、甚溫暖、爾雅雖仰鼻、而長毛即此也、この文と少し違ふことあれども、大様この物也、雖は十二章の内宗彝にるがく、虎雖と云、即このこと也、

○蟲の巢の事

東北邊北蝦夷のあたりより來る蟲の巢と云青き玉あり、海中にありて、小蟲のやどり居巢なりと云へり、その大小不同、中に自然の穴通りて、巾著の腰子おだのにしてよし、好事人最これを珍とす、眞なるもの甚難得、或云、靺鞨珠と云ものなりと、さもあるべし、本草綱目を考れば、青琅玕と云ものなり、又は石闌干とも云、又は石珠青珠とも云、陳藏器曰、石闌干生大海底、高尺餘、如樹有根莖、莖上有孔如物點之、漁人以網罾得之、初從水出微紅、後漸青、又蘇頌曰、琅玕青色、生海中、云、海人以網於海底取之、初出水紅色、久而青黑、枝柯似珊瑚、而上有孔、如蟲雖擊之有金之聲、乃與珊瑚相類、珊瑚條下を考るに云、明潤如紅玉、中多有孔、亦有無孔者、云云、この諸説を按ずれば、珊瑚琅玕畢竟一類にして、その色を以て名を異にするのみ、兩ともに自然に孔あり、今世にある蟲の巢は、自然に圓成して、蟲の巢を

作りてなすものと云へり、夷人採得て琢磨して、圓珠とするもしるべからず、又寶石の下に、寶石は出西番、回鶻地方、雲南、遼東亦有之、碧者名璇子、翠者名馬價珠、又曰、碧者唐人謂之瑟瑟、紅者宋人謂之靺鞨、と、遼東靺鞨皆わが蝦夷の地にちかし、亦可併見なり、

○無人島の事

先年南方より橋を載て江戸へ往くもの、風に吹はなされて、極南の一島へかゝる、その後かへりてその由を申、官よりその様子を尋求めらると云、延寶三年乙卯の年の事にて、詳に土地海中の路程をしるし、外に圖二枚あり、世にこれを無人島と云、その圖記共に山本通春より之を借り寫す、

乙卯の年間四月三日に、官船伊豆國下田を出船し、七日八丈島へ著、九日晡後に八丈島を出て、海路十八里にて夜中に青が島に著、それより或は東、或は辰巳、或は巳未の間をさして行、その間十里二十里三

四十里の間に、所々に小島あり、極南の大島廻り十五里、その地形半環の如く、西北に向て湊あり、その東北に、廻り五里と七里との小島あり、江戸房州の邊よりは南、小しく東に當りて、午巳の間に當る、三百七十二里五町と云々、これいはゆる無人島なり、琉球國その正西に當る、六百里餘七百里もあるべしと云、天文生を伴ひ行けるや、北極地上を出ること二十七度、赤道の北二十七度さると云へり、其地木の見事なる木あり、また樟に似たる木、山檳榔子さまぐの樹木あり、檳榔子の木高二十尋もありて、二抱三抱もある木あり、鳥あまたあり、日本にて見付ざる鳥あり、樹木も不知名木あまた、凡て魚鳥ともに人を恐れず、いづれも手捕にすべし、又路にて八丈より東南六七十里に、回り三里許の島あり、茅など生茂りて居人なし、白鳥ありて形如白鳥、羽先より羽先まで八尺餘あり、此も人を不長、國語にいはゆる鷄鵬の類にてもあるべきや、さてその年の六月五日

に、本島を出船して、それより日數十三日をへて、十七日に下田へかへると云、その書付の奥に、島谷市左衛門中尾庄左衛門とあり、そのかみの咄には、長崎にて海路舟行の鍛煉者と云へり、

○礮竹島の事

北海の内、隠州をさること三十里計北に、礮竹島と云島あり、周回四十里ばかりあり、その島に巨竹あり、鯨魚海物等甚多し、又一種の猫あり、常にあるものと甚異なり、因州の管内に大屋村河と云兩氏あり、所の土豪なり、百年前より公儀より符驗を給りて、間年一年をさにかの島へ下りて、海物など取集めて業とす、その後又至れば、朝鮮人あまた集り居て入ることを得ず、是より往來斷絶すとなん、因州の儒官辻晚庵每度物がたり也、只今はいかゞと云ことをしらす、又朝鮮の申叔舟が、海東諸國記の圖に、日本と三韓との間に竹島と云島を圖せり、又清書に朝鮮より日本へ渡る所に、舳羅島と云島に至るとあり、礮竹を指すに

似たり、此島にも常に人は住せずとみへたり、

○鸚鵡石の事

伊勢山田の祠官福島鶴溪氏平素物がたりに、勢州市瀬村と云所に、異石ありて人語を答ふ、土人因て鸚鵡石と云と、享保十五年庚戌の歲、奥田士亨の招に因て、勢州へ往き豊原へ留止す、それより射和相可いさかの邊に逍遙し、彼石を見んとて案内者を尋るに、一人もしるものなし、士亨生やうく郷導一人を求得て、西山四神田と云所を経て、或は山或は村、清泉茂林幽僻の間を行くこと數里にして、駒が野と云に至て日暮、この所山により川を見下して尤絶景也、この村に宿して、翌日行くこと二里許にして、中村と云所に著す、一の大岩石山の半腹に偃然たり、即鸚鵡石也、その高さ十餘丈に、横幅二十丈許もあり、その色青黒く山石の色なり、その右手百間もあるべきか、その上氈など鋪いて數人坐し居るべし、その岩の上に住居て言へば、かの石も亦人の言ふごとく對ふ也、諸を

うたひ鼓を打、三絃など彈すれば、石も亦それぐの聲をなす、さゝやけばさゝやく聲をなす、わめけばわめく音をなす、屏風障子のあなたにて、人の言が如し、帝釋中の佐と云郷士あり、其より鼓をかり來てうちければ、岩の中にも鼓うちけり、一行の内に笛を攜て來る人あり、試にふきけれども曾て對す、不審なること也、總體そのひやく所は、岩の左角に在り、全體へはひやくせず、これも唐にもあることにて、響石と云、詳に勢游志に著しおけり、此に贅せず、その所は紀州の領地にて、宮川の源也、かへりには舟を買ひ、流に沿て下ること八里許にして、宮川の所へ著く、この間も景宜き所なり、その後傳播や、ひろく、桑原菅長義卿のうわさに因て、詩記等を院の叡覽に入る時、靈元帝御在院にて、畫師山本宗仙に被仰付、屏風に被圖、その記を書付けける、近比又奥田氏より言來、志州の海邊に安樂島と云所あり、その處又一つの響石ありて鸚鵡石の如し、その地海畔に

て、風景尤宜き所にて、同言石と云となん、又海内奇觀と云書を考るに、安慶府之浮山に鸚鵡石と云あり、その形翅のたれて啄むかことしと、此は形を以て名くる也、又雲林石譜を考るに、荆南府に石ありて巨碑のごとし、その色淺緑にして甚堅からず、その色筆を靖すべし、鸚鵡石と名つく、此は色を以て名つくるなり、ひろき天下の中には、さまざまの事ありて、人の物を名づくるも、同じ名にてもそれぐの趣同からざること、これにて推料しすべし、

○千葉蓮の事

この冊書寫のをりふし、井上穀齋氏の甥來話、江州益須郡に田中村と云所あり、その土豪田中氏園中に池ありて、めづらしき蓮をうゑ傳へけると、その様子を尋るに、大白蓮にて、わたり四五寸もあり、一莖の上には九花房ありて、みちやうてさきける、小なるは或は七或は三あり、中元の比より咲初て、八月の上旬迄さけり、その花落ることなく、來年までかれの

こると云り、萬葉蓮と云となん、或云、その花とくとは咲きらぬと也、即羣芳譜を考るに、千葉蓮と標して、分注云、華山有池、産千葉蓮、花服之羽化、今人家亦有之、然頭重易萎、多難開完となり、詳にはなけれども、大様この物なるべし、

○石炭の事

西國に石にもゆる石あり、其色黒して光あり、地中より掘出して人家炊爨の用に供す、多くたけばその臭あししと云り、弟長準先年始めて筑後久留米へ官して往、上京の次に、小なるもの四五塊を持来て見せける、火爐に入烟草の用に供すれば、炭のおこることく暫時に通紅になりて、小塊ゆへか、さのみあしき臭もなし、彼近邊には所々にありと云り、本草を考れば、たしかに石炭と云ものなり、李時珍曰、石炭即烏金石、上古以書字、謂之石墨、今俗呼爲煤炭、煤墨音相近也、拾遺記言、焦石如炭、嶺表録言、康州有焦石穴、即此也、又曰、石炭南北諸山、産處亦多、昔人不用、故識

之者少、今則人以代薪炊爨、鍛煉鐵石、大爲民利、土人皆鑿山爲穴、橫入十餘丈、取之有大塊如石而光者、有疎散如炭末者、俱作硫黃氣、以酒噴之則解入藥用、堅塊如石者、昔人言夷陵黑土、爲劫灰者、即此疎散者也、孝經、援神契云、王者德至山陵、則出墨丹云々、又大學衍義補云、

○人形原の事

右の次手に長準談じける、久留米城下の郊外、いづれの方か人形原と云所あり、あまたの土偶人山の原に臥し倒れてあり、その大さ常人のごとくにして、様體は唐人のごとし、古へ何人のためにすることをしらすと云々、凡て土中より掘出す器物に、今世の人のみては、何の用になると云料簡のつかざるものあり、いにしへ祭器明器の類にてもありや、本朝の古へ貴者の葬りには、生人を殉葬す、野見宿禰の奏聞に因て、土偶人を用らるゝこと、明に國史にあらはる、かの人形原の偶人、もしくは殉葬の土俑にてもあ

るべしや、

○芝石の事

西國に芝石の云ものあり、京にては人々木葉石と云也、石中に自然に木葉の紋あり、栗葉の如きもの宛然として具れり、其石の色褐紫色にして理麤也、先年牛山老醫一塊五七寸なるを被贈、それには蛤蚧石になりたる付てあり、筑紫には處々にありと云へり、中國物産の書冊にも、このことばかりは見當らず、この比皇明文徴を檢するに、都穆が遊王喬洞記にあり、云、新安有王喬洞、洞在縣西二十里、石皆土所成、而破之、木葉之形、交錯其間、文理具在、若彫刻者、盡山石皆然、洞之上二木、亦皆化石、而復産枝葉與凡木類、予見之、乃大駭、以爲穹壤間之所未有、碑言、昔神仙大丹之成、土木皆化爲石、其說似爲得之、これに因てみれば、中國にては甚珍しきことにて、定たる名稱もなし、因て神仙の所爲などと料簡を付たる也、吾想ふに天地の間、陰陽の七氣融結變化

して、柔なるもの變じて堅くなり、散ずるもの聚て塊となる、しかれば土地の性によりて、或は陰陽變化の時に因て、柔なる木葉魚介の類のごとき、水土とも變じて、堅剛の石となるとみへたり、又備前に焼山と云所あり、その山白石を出す、柔滑刻て器物に造るべし、或はうす紫の紋理あり、或云滑石なりと、

○禽言のこと

鈎輈格磔喚起、蓋且泥滑々、連餅焦、不如歸、去鳳凰、不如我のごとき、鳥の聲人言にかたどること多し、是に因て、四禽言、五禽言の詩あり、明の張祥鸞が詩に、和禽言、成樂府、寬裁荷葉、制衣裳と、羣芳譜にこれを載す、日本にて高野山に、佛法僧となく鳥ありと云、又日光にては、慈悲心となく鳥ありて云こと、昔より和歌に詠じ、人々傳誦すること也、これも唐にもあり、百川學海の内蜀都襟鈔に、峨眉山に佛光というて、時に因て光の現することあり、その前に鳥ありて、施主

發心菩薩來到と呼、光のあとに施主布施菩薩去了と呼に似たり、又云、鳥聲只三字、佛現了と云、雀に似て大に、只三枚ありと云々、此等のこと併せ按ずべし、凡て鳥獸の音確磨の聲、この方のき、やうに因てさまざまにき、とること也、深山幽谷禪佛の境には、常に佛書を談じ、佛語を誦するに因て、鳥獸の音も佛書に聞なすこととみへたり、唐にては神仙厲鬼の詩あり、〔公治長の雀、丁令威の鶴、みな韻字を押して好詩を作れり、日本にて神佛に名歌あまたあり、鶯宿梅の詩はあて字交りの拙詩なり、何事も人の心の出すことと知べし〕公治長よりはまで本書に削るべしとあり、

徐氏筆精、九華山産念佛鳥、形大如鳩、色黃褐翠碧間而成、文、音韻清滑、如誦佛聲、唐韋蟾詩云、靜聽林飛念佛鳥、細看壁書馱經馬、

○獨繭のこと

漢書司馬相如傳の賦に、曳獨繭之綸襪と云ことあり、郭璞が注に獨繭一繭絲也とありて、わけ明なら

ず、美濃の人廣瀬生毎に來、話の次、故國蠶郷なれば、蠶のこと詳に物がたりたり、そのちなみに云、蠶のまゆの内にたゞ一匹をるあり、いくつもをるあり、一匹をるをひとつまゆと云て、その絲甚好、専ら絲に作る、二つ三つをるは、その絲よわきに因て綿に作る、これに因てさるとる、所云獨繭と云ものはひとつまのことなること、偶々天工開物と云書を検すれば、擇繭の條下に云、凡取絲必用圓正獨蠶繭、則緒不亂、若雙繭、併四五蠶、共爲繭、擇去取綿用、或以爲絲、則紐甚と、果して廣瀬生の談と符合せり、又詩人玉屑第二卷詩評の中に、韋蘇州が詩を評して云、如園客獨繭暗合青微と云、この獨繭はまゆのことは見へず、今のいはゆるこきうなどの屬か、一線の彈き物とみへたり、

○遠人木牌のこと

正徳二年の冬、奥州荒濱・相馬二邑の船頭八人、船にのり米を載せて江戸へ運しける、風に遇て中國南海

の地方へ吹放され、甚難儀に及べり、その所のもの遠國の人なるをあはれみ、五寸ばかりの木の牌をこしらへて、人々の腰に付させける、その語に云、

蕃人打破船不得回藉伏令
列位大爺相公施舍米飯以救
殘生公侯萬代

この牌を帶て轉乞して、廣東省の領内にいたる、廣東より八年に、長崎へ賣買の便あるに因て、その船に付て長崎へかへる、その中一人は唐にて死にけり、唐人棺をこしらへて葬り、二人は船中にて死ければ、死骸を海へすてける、三年巳の年七月に、五人のものが大坂に著き、奥州へ通路ありて、吏を遣して迎へかへさるとなん、此又天下太平四海無事のしるしならずや、

○田文の事

攝州豊島郡南郷村は、小曾根莊の内也、その所に春日

の社あり、社司を今西宮内と云、その家に古來傳來の古證文ども多くあり、その中に田文と云ものあり、今の世に云くづと云紙の様にて、幅一寸あまりに豎にけいを引き、又よこ四卦ありて、山川・田畝・墓原など、一つ／＼よこに書てあり、その最初に文治五年御檢註、加納田畝取帳とあり、前に垂水郷御牧板坂とあり、けいの内には、救旨田・不輸田・公田などと云ことあり、後世裏打をし、折本に直したるとみへたり、東鑑・太平記等に大田文と云ことあり、今時の人はいかやうの物たることをしらす、この證文にも田文と云文字はなけれども、古來是を田文と云傳る也、今世に水帳など云類とみへたり、救旨田と云ことは、古き文書にもあれども、不輸田と云とは記憶せず、一人受持て、まはり持にせざる田地のことなるべしと或人揣量す、さもあるべし、右は享保十五年の冬、紀府學職岩橋氏望に依て、平野郷の土橋元信氏、今西氏に縁あるに因て申遣しし由、岩橋氏がたりな

り、今西の族人正立醫人は予またこれを識る、右の
次手に河州道明寺の古物を観るよし物語也、道明寺
は菅家の伯母に尼ありて、その時より傳來の古寶あ
またありと、その内象牙の笏あり、菅公の遺物の由言
傳ふ、幅二寸、長一尺一寸、厚さ四分ほど、本少しせば
し、頭少し圓みありと、

先年平野へ往游ぶ、土橋氏の話、郷に古き帳ありて、其
内に花兵子段錢などと云ことありと、此も昔の大字
なれども、いづれの時代たること不慥、これらの名
目は、とかく年貢などのことの様にきこゆといへり、

○熊野石饅頭石の事

總州佐倉の城下一里ばかりなる所に、熊野石と云石
あり、昔し熊野より來る人の、履底に付て來ると云傳
ふ、その石年々に成長して、今は大なる岩也、その形
狀傘の如しと云、見來る人二十年許見來るに、その
間に一寸も長ずといへり、此は天中記に載る活石と
云ものなるべし、又次手の話しに、筑前國龜山の山

上に丸き石あまたあり、五釐饅頭の大きさのごとし、土
人これを饅頭石と云、外は白く薄皮の如くにして、中
に赤き粉あり、饅頭のおんのごとしと云々、此は禹
餘糧にてもあるべしや、右二件は丹州龜山中村大進
氏の物がたり、

○七くりの湯

清少納言枕草子に、湯は七くりの湯有馬の湯たまつ
くりの湯と云々、ありまの湯天下にあらはる、玉造
の湯いづれにあることをしらす、七くりの湯は伊勢
榊原と云所にあり、今にいたりて人湯治のために往
くもの多し、奥田士亭生物がたりなり、津の領内とき
こえ、又次手に語る、志州にかたえの梨と云異木あ
り、一年は南枝にみのり、一年は北枝にみのる、因
て片枝と云、古歌にもこれありと云り、予按に、牡丹
に轉枝紅と云ありて、隔年に枝を易て紅白の色をな
すと説郭にあり、因て思ふに、志州の梨は轉枝梨と
いふべきや、

○磁石の事

享保丁未の年十月盡日、西三伯醫人の子徳元と云、磁
石を持來て示さる、近年丹羽正伯被三召出、諸國藥物
吟味に付巡行せんぎの所、奥州南部の管内に、閉伊
郡大鏡村と云所あり、その村の山より掘出すと云ん、
四五寸ばかりの一拳石、其色黒し、一方の小口の所せ
ん屑をつくれば、蝟毛のごとく吸つく、針又は釘など
つくれば、五ほど連て下る、南をさすこと弱し、又一
塊來りしよし、南の方をたしかにさすと云へり、鏝
夾剪の類を近れば、飛付て自つくと云ん、江戸へ持か
へりし由にてこれはみず、又膽礬一包みせらる、そ
の色甚翠碧なり、琥珀も出るよし、磁石の日本に産す
ること前代未聞、まことにめづらしきことなり、

○かまつかの花

枕草子に、草の花はなでしこ、からののはさらなり、や
まとも目出たしといへり、唐のなでしこは今の石竹
なるべし、近き比又あんしやれと云一種あり、色深紅

或は紅白のしほり、その香奇南のごとし、もつとも逸
品也、南夷に出るといへり、名も蠻名なるべし、又云
く、かまつかの花らうたげなり、名ぞうたてげなると、
かまつかの花何様の花なることをしらす、その後作
州人明石生を伴ひ、嵯峨のあたりをゆくに、道傍に
淡竹花多くさけるを見て、中國にてはかまつかと云
といへり、しかれば枕草子のもこの花なるべし、禮失
而求之于野と、古の雅言かへつて、田舎にのこるこ
と多し、みやこあたりにはつゆくさ、つきくさと云、
又青花と云、東國にては紺や五郎と云といへり、

○山陵の事

仁徳天皇の陵は、泉州堺の未二十町許東イに在り、周回十
町餘ありて、まはりに堀あり、は、三四十間も在、小
船一隻ありて往來す、上に登れば谷々ありて、小山
のごとし、予西面にて拜覽す、土人之を大仙陵と云、
大山陵の訛なるべし、應神天皇の陵は河内國に在り、
大仙陵のごとし、山少く小なり、周回の池なし、豊田八

幡と云て社あり、社領二百石ありて、社家社僧あり、東一院西一院大満院など云寺家十軒ばかりあり、予癸丑の夏拜見す、院にて古樂器古書等一覽す、縁起三卷公方普光院義教の筆也、繪は土佐と云々、その後又南都の柳原氏に邂逅す、神功皇后の陵は、奈良より西三十町許にありと云、上に梓宮を奉藏ところあり、人畏れて敢て近かず、そのわきに二斗許入壺あまたあり、大様一間四方に一つほどのわりにて、地に埋みてありと云、次手に話に、奈良の若草山と云は、仁徳天皇の後の陵にて、鶯の陵と云と云々、近年並河五一郎吟味ありて、その上に標ありと云、その奥に鶯の谷と云所ありと云々、

○又山陵の事

播州宍粟人^{しきう}中村生云、明石より手前に垂水と云所あり、その所に 仲哀天皇の陵あり、此もまはり池あり、道側にその標あり、陵にのぼれば此にも壺あまたあり、わたり口にて一尺ばかりなる、一間ほど間

をあけ、上に二行あり、その外所々にあること、凡四五百許もありて、何の用たることをしらす、土人の云は、古これに花を生て供養ありと云、後世民間の推量なるべし、古の葬りに缸を用ること禮記にあり、古例かさねて可考、

○又十代田の事

又中村生次手の話、宍粟邊山よせの村には、今の一段一町と云ふつもりもなく、一ト代と云ことありて、その廣狭同からずといへり、代と云ことは所にもしらす、その制いかと云、予對之曰、古の制三百六十歩爲二段、三百六十坪也、此を五つにわりて、七十二歩を十代とし、百二十歩を二十代とし、二百六十歩を三十代とし、二百八十歩を四十代とし、五十代を一段とす、このこと拾芥鈔に詳也、しかれば一代と云は今の一頃にあたる、一段の地を五十代に準ずれば、自らしるべし、古制年久しくなり、その名ばかりにて、其分類はたがひあるべし、亦考、古の一端なり、又十代

田と書てそしろだとよむなり、

○妓王堰の事

清盛の寵姫娼妓王は、江州益須郡中北村の産也、その村灌溉の利すくなきゆゑ、因てそのかみ寵幸の時分に、清盛に請て堰をほりて、水かゝりの便をなす、その堰今にのこりて、益須川を決して三里許の間水をとり、二三村の潤となる、一日の間に成就すと言傳ふ、田地へとるあまりは、湖水へ落るなり、寺ありて妓王を追善す、所の耆老は人によりて、妓王が忌日には精進すと云り、賤婦の身にしても、後世の利澤をのこせば、蘇公堤とも名を齊くし、西施の浣紗石にもまされるにや、木村伯論生その邑人なるに因て、詳にこれをきく、

○山火の事

山のやけ出ること、日本には所々にあり、富士山いにしへは常に焼出るといへり、富士の烟も今は見えずと、何れの比より焼止むことをしらす、淺間の岳は

今にやくる也、この外肥後の阿蘇薩摩のうんせんなども、今にやくると云へり、中國にはきくことなし、大明一統志を考るに、西北に火州と云あり、南北朝の比より、唐にては高昌國と云地也、その國に火焰山と云山あり、山中常に烟氣ありて涌上り雲霧なし、夕べに至りて、火焰炬火のごとく照見、禽鼠皆赤といへり、又その鄰國に亦か犯か國と云國あり、古の龜茲國の地ならんと云り、その國に白山と云山ありて、山中常に火焰あり、硝砂を出す、これを取るもの木底の鞆を著てとる、皮なるものは即焦る、穴ありて、青泥を出す、外へ出れば即砂石となると云へり、只此の二國のみ山の焼出ることを記す、此も火州は南干闥に抵り、東南肅州に至とあり、中國とははるか西北夷狄の地なり、

○銀坑の事

日東には東奥州生^{しん}金、西對州生^{しん}銀と云こと、列代の史傳に多くのせり、續日本紀を考るに、天武天皇三年

三月、對馬國司守忍海造大國と云もの、當國より始めて銀を出よし言上して、銀を貢上、是に因て小錦下の位を授けて褒美し玉ひ、その銀を諸神に奉じ、官人小錦以上大夫等にわかち賜とあり、日本銀あることをしれるは、天武帝の時を始とし、始て對馬より出る、近代對州より銀の出ることをきかず、近世には佐州より銀を掘出すこと、その名最あらはる、前年その國の學生横山怡白來學ぶ、因て何の比よりほり出すと尋れば、中古越後長尾氏に屬、その後公領となり、天正の比より銀を掘出すといへり、然れば銀の出ること甚近世也、その國の地理遠近、大様しれたることなればしるすに及ばず、其國牛馬犬猫の屬はありて、妖怪猛鷲の物なく、盜賊之患なしといへり、海中の一島なればさもあるべし、又按、本國金あることをしるは、聖武天皇の時にはじまる、いづれも唐の世全盛の時にあたる、

○二萬里の事

備中に邇麻と云所あり、今諸侯の采邑也、先年その邑の醫生に遇、久きことなれば名を失ふ、この里は古歌にあらはる、名所なり、金葉集に藤原家經の歌をのす、三調物はこぶ丁を數れば二萬の里人かすそひにけり」と、或書の説に、むかし、淨見原天皇大友の皇子と合戦の時、いつともなく人數二萬ばかり出で、大友方を退治するゆゑに、二萬と名くと、此僻説也、天武の軍備中の國までいたること見あたらす、このことは本朝文粹にくはしくあり、三善清行意見封事と云もののにせり、播磨風土記を引て曰、皇極天皇の時に唐より百濟を伐つことあり、百濟より加勢を本朝に乞て、天皇筑紫に行幸し給ひて、援兵を致んとし、下道郡に至り一郷の民戸甚繁昌なるを見て、兵を徴するに、勝兵二萬人を得たり、時に天智天皇太子として從行し給ふ、天皇大に悦て、邑を名て二萬と云、その後あらためて邇磨と云、すでにして天皇崩御し給て、援兵はつかはされず、其後言ふ、吉備公以來、數人代々

所の官司となりて、課丁を閱せらるゝに、皇極帝よりこのかた延喜の比まで、二百五十年の間、段々に減少して、清行の時分には課丁一人もなきよしを奏聞し、諸國の衰弊を推はかりて、仁政を行給はんことを申す、その詳なること本書を考べし、このことをききはつりて、怪異の僻説を言ひ出す也、さなければ金葉集の歌も分明ならず、丁の字をよぼろとよむなり、課丁と云は、十六歳より六十歳の人、夫役をつとむる者を云也、

○那須國造碑

今よりは四五十年も先、野州湯津上村と云所あり、里民地を掘て一方石を得たり、寫の本紙をみれば高さ一尺二三寸にて、幅九寸あり、碑文凡八行あり、一行に十九字あり、ふ谷元年己丑四月、飛鳥淨御原大宮、那須國造追大壹那須宣事提評督被賜、歲次庚子歲正月二壬子日辰節殄、故意斯麻呂等立碑云々、凡て文字二百七十二字あり、文辭古拙不分明、ことに最

初の二字明ならず、朱鳥とよむ人あり、又は永昌とよむ人もあり、古は那須は一國にして、その司を國造と云、造はみやことよみて、上世一國の司にて、民神のことを司る、古は百四十國にわりて、國別々に國造あり、舊事記に詳也、追大一古の位階の名、古時の制地中より出ること珍し、全文別冊に書置く、水戸の儒官考もあり、さて飛鳥淨見原天皇と申は、天武帝のことなり、持統は天武の後也、相繼てこの大宮に在せしによりて、又飛鳥淨見原の大宮と稱する也、しかればこの己丑は持統の朱鳥三年也、しかるに元年とあり、唐の則天後の永昌元年に當る、文字は永昌と云が大方近き由いへり、然れども唐の年號を用ることいふかし、ことに元年四月とあれば、唐より日本への通路、京より野州までの路次、數千萬里のへたて、にはかに達しがたきなるべし、
○野州多胡碑
上野國多胡郡本郷村と云所に、古き碑石あり、古來穗積親王基碑と云傳、その上に古き樟樹ありて、その

◎那須國造碑百五十二字ナリ、二百七十二字ト云フハ蓋轉寫ノ誤ナラン、

上に生かゝりて、碑身半は樹にかくると云り、近頃その碑の委細を尋れば、その碑高四尺四寸、よこ二尺厚さ二尺八寸五分、其下に臺あり、上に覆石あり、中そりて平瓦の如し、三尺四方にて厚さ六寸あり、碑面に記す、

辨官符上野國片岡郡綠野郡甘良郡并三郡内三百所郡成給 成多胡郡和銅四年三月九日甲寅宜左中辨正五位下多治比真人大政官二品穗積親王左大臣正二位石上□□右大臣正二位藤原□□

因て續日本紀を考るに、元明天皇和銅四年三月、割上野國甘良郡織裳韓級矢田・大家・綠野郡武美、片岡郡山等六郷別置多胡郡と、碑は蓋此時建つること、その文符節を合せたるかごとし、大政官符を石に刻て後世にのこす也、又按ずる、慶雲三年二品穗積親王知大政官事、和銅元年に石上麻呂任左大臣、藤原不比等任右大臣、碑文位署の連名又この文と符合、碑文符合、碑文石上藤原の字の下文字不分明、上の例

を考れば、各朝臣の二字あるべきか、

○羅漢洞の事

豊前國某郡に羅漢寺と云あり、その所に山巖の自然石を刻て、五百羅漢の像を刻めり、予所識豊後白杵の人、田中登親、その所を一覽するよし物がたり也、羅漢の像きはめて精巧、唇に朱などさしし所、予今榮然たりといへり、巖洞の中にあるやうに覺ゆ、所には上代神僧の作と云傳へり、此こと絶海の蕉堅稿にあり、曰く、延文五年昭覺と云僧、石室に入りて居り、遂に室坊をなす、未幾して又僧建順と云ものありて、山石奇伏環奇の状をみて、手ら羅漢像五百軀を彫、儀貌魁梧、靈祥荐に顯はるといへり、しかれば三百年前に似たることあり、燕の范陽郡に石徑山と云山あり、峯巒秀拔天竺の山のごとし、ゆゑに小西天と云、隋煬帝の大業年中に、僧靜琬と云ものありて、この山にをる、佛經の難あらんことを恐れ、發願募緣して工

人をつのり、大藏經を石にほりて後世に傳ふ、唐貞觀の初つかたまでにて、大涅槃一部を成就して靜琬死す、その末葉代々相續して、その功をつぎ、億萬人を化し、唐宋遼金を歴て、一切經全部成就す、岩洞に貯るもの七つ、石門を以て閉づ、地に穴するものに浮屠を以て鎮す、明の姚廣孝石徑山の詩あり、その序に詳にこれを記せり、此詩曹學佺が歷代詩選にのせたり、又他書にもこのことはつぶさ也、佛子護法の志堅固不易、あにその道人に遠きを以て、退轉をおそるゝにや、儒者の志なきものまたはづべきことなり、

○江島の碑

相州江島の祠の側に古碑あり、高五尺ばかり、廣二尺七寸、厚さ四寸、上頭并に左右は別の石にて縁をとる、土上に歸立して趺石なし、上に篆書十二字三行あり、

大日本國 江島靈迹 建寺之記

と書せり、其外雙龍雲氣を彫つけ、下に横畫ありて碑文を記す、石斷て横紋あり、文字漫

滅してしるべからず、わづかに十餘性人成の五字のみよむべし、相傳ふ、土御門院の時、良眞と云僧あり、入宋して慶仁禪師に得て歸ると、又鶴岡の祠前に石あり、水をそゞげば、龜鶴飛動の状瑩然として著る、土人呼て鶴龜石と云、この二事鎌倉志に詳也、又嵯峨二尊院の山に、法然の墓あり、空公行狀と云、上に二字づつ書てあり、予先墓拜掃の次、毎度摩訶すれども、これも文字はみえず、宋刻の碑と見へたり、高四尺許もあり、

○備中古墓

備中國某郡に惠良村と云所あり、二里ほどの東に八田村と云村あり、その所に吉備大臣の廟あり、二十年許前に八田村より一里西に、東三成村と云所あり、その村の百姓古き塚を掘り、鐵器を出す、其銘に下道氏、國勝國頼母夫人之骨、和銅元年とあり、其器は所の地藏院に安置せり、領主伊藤伊豆國勝の社建立と云々、さて地藏院を改て國勝寺と被稱、骨器の銘

また二十字餘もあるよし、中國すぢより書付來る、國勝と云は吉備大臣の御親父なり、

○又和州古碑の事

享保十三年戊申の秋の比、和州宇智郡の内大澤村と云所、農家平右衛門宅より、四五升ほど入る壺一つ、并に瓦十二枚を掘出す、その内一枚に文字をほり付、朱を入あり、瓦のあつさ一寸八分、幅一尺七寸、長さ一尺九寸あり、其文に曰、從五位上守右衛門督、兼行中宮亮下道朝臣眞備、葬_三亡妣楊貴氏_二之墓、天平十一年八月十二日記、歳次己卯と、凡四十一字七字づつ一行也、此は上の墓の牌と同じ、吉備大臣の母氏なり、上のは祖母也、此は母儀也、同く近年にほり出すこと、まことに希代なることなり、

○新羅鐘の事

對州の内八幡宮の鐘銘とて、或人將來す、その文に、天寶四載乙酉、思仁大角子爲賜、夫只山村、无盡寺鐘、成教受内、成記時願助在衆臥僧、村它方一切、檀越并成、

在願旨者、一切衆生苦難樂得、教受成節雀乃秋長幢生と若干字あり、唐玄宗の時代の物なり、その時は三韓は新羅國也、大角子幢生は、その國の位階職名の名なり、

○先世銅法馬の事

享保より前の比、筑前博多の内に市小路と云町あり、その濱に吳竹善三郎と云ものあり、その妻物故しけるに因て、聖徳寺の塔頭瑞應庵へ取收めける、墓地をほりしに壺一つ掘出す、其内に金銀の分銅、金銀の作り物等品々取出し、そのあとにかの妻を收葬りてけり、金銀は寺へあげて祠堂の領とし、そのあとに石佛一軀を安置して、その所をしるしおけり、その後十九年享保元年丙申の年、かの石佛のわき藪竹生じけるに因て、かの墓を一二尺わきへうつしける、六月十九日その所をほりければ、又壺一つを掘出す、その壺前よりも大なり、其内より銀の法馬八錠をほり出す、大體長さ四寸五分許、重さ四百九十目餘あり、大

三小五ありて料目少づつ不同、小なるものは長二寸五六七分あり、その法馬表背に文字あり、八にて合二貫百七十四匁二分あり、その餘金の鈴金の虎銀の刀鞘金銀錢の造物等、諸具さまざま出る、銀目合て五貫目餘もありと云、其形左のごとし、

◎原本
圖缺

此圖蓋簪録に委し、可參看、

右の形狀を考るに、元の時の物なるべし、諸道に行宣政院と云官府を置いて、一道の政事を掌る、經歷はその下役官也、提調官副使と云は、その官のつかさにて、正使のたすけ也、側失監聽人の名とみへたり、元の時に丞相搆思監と云人あり、字は異どもその音相近し、辨驗銀匹と云は、日本にて云兌銀鋪うりかひいせのかねみ也、客商と云は銀主のこと也、本朝に三百年ども前は、異國の商船筑前博多の津に著く、唐にても覇家臺と覺て居る所なり、その時分亂世のことなれば、元人かの津へ來り交易する次で、忍で土中に埋むるべし、今よりは四百年許になる、そのかみ元の世の金

幣の制度考へしるべし、

○陰火潛然之事

肥後の海中に龍燈と云ものあり、大海の内夜中に火もへ出ること人々言傳ふることなり、肥後の人邂逅する序に、をりにふれ尋れども、今にありとはいへど、たしかに目撃するなければ、詳なることしらす、むかし景行天皇西國巡狩のをり、海中にして炎あるに因て、その所をひの國と名け、今の肥前肥後となる、歌の詞にもしらぬひのつくしと云も、これよりおこるとなり、委くは舊史にあらはるれば、くはしくあぐるに不及、是も唐にもあること也、文選木玄盧が海賦、陽冰不_レ治、陰火潛然とあり、李善が注に、其陽則有不_レ治之冰、其陰則有_三潛然之義_二也、説文曰、冶鎮也と、大抵天地の間陰陽の二氣聚散交錯して、大海積水の中にも火ありてもえいづ、大洋の内にも温泉ありて湧出づ、そのしかるゆゑんのわけ、まことに得てきはめしるべからず、熊野温泉は大河の中心より

湧出、竹の筥にて引あげ、連筒にて陸へよせて、人々湯治の用をなすと云り、東北津輕蝦夷の海は、冬になれば氷となり、その中を穿あくれば、らつこと云も飛出るを、逐まはしてとると云り、陽冰不_レ治と云は、このやうなることにや、

○東極の事

享保某年江西の内、小松鶉川等の村、地界をあらそうて訟獄に及で、その内流刑に處せやられ、三宅島に放たる、その後年をへて赦免を蒙りて、歸郷を許さるるものあり、折ふし極月のことなるに、二艘つれ立て島を出るに、一艘は先へいで恙なく江戸へかへる、あとの一艘はふと大西風に遇て、かぎりもなく東へ行こと、いく百里と云ことなし、大様日づもりを以て海上の路程をはかるに、日本より東へ七百里もゆくべしとおもへり、その所にて朝方^{あさ}の様子をみれば、夜のあけなんとする時は、層雲海の東より立のぼり、やが大陽海より升起出づ、その大さ二十丈ばかりにみ

ゆ、太白星いまだ残りてあるに、その大さ傘のごとし、日の升ること極めて卑し、その熱きこと盛夏のごとく、人々衣を脱して、頭上に物を置てあつさをふせぐ許也、暫あつて日升れば、次第に冷氣に成て時節相應の寒氣となる、糧米はあれどもかへるべき方便はなし、たゞ神明に祈り冥助を求るより外はなし、暫あつて風かはりて、東になりければ、幸と思ひ、帆をあげてそろく_レと西へかへる、始終二十日許へて、臘月廿七日江戸へ著く、小松の一僧が、流人に檀越のよしみあるゆへに、京都の政府へ願て、江戸よりむかへかへる、予が所識大森杖信老人、彼僧と相識なるゆへに、始末を詳に物がたり也、その様子を察するに、天地の間東極の地也、李白詩にいはゆる、巴陵洞庭日本東と云はさらなり、

○小野毛人墓

比叡山の西麓に高野と云村あり、又小野とも云、その山の頂、ふめば鏗然^{けいぜん}として聲ある所あり、慶長の

比とかや、盜ありて之れをあばきけり、ひらきみれば古の石槨なり、その内に銅牌一枚あり、長一尺九寸九分、は、一寸九分あり、文字を問入す、其表に曰、飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝、任大政官兼刑部大卿位大錦上、その裏に刻曰、

小野毛人朝臣之墓營造歲次丁丑之年十二月上旬即葬と、凡四十八字、筆法適美にして、唐人の風度あり、

別に白河石の様なる石函ありて、これををさむ、その村の法幢寺と云寺に安置してけり、先子の門人に西谷道室と云老人ありて、高野の邑に隱居せり、予十二三歳に先子に侍して、かの老人を訪ひ、ちなみに銅牌をみる、その後三十年後、長準長堅とを攜て往く、銅牌のことを尋しかば、牌を掘出してより後邑里衰弊するによりて、本の所へをさめおくといへり、その形木に作りて寺にあり、淨見原は天武天皇のこと也、北村氏など日本書紀を考るに、その人あらはれ

ずといへり、その後續日本紀を考れば、和銅七年の下に云、夏四月辛未中納言從三位、兼中務卿勳三等小野朝臣毛野薨、小治田朝大徳冠妹子之孫小錦中毛人の子也、小治田と云は推古天皇のこと也、妹子は隋の時華に使用して、蘇因高と云人なり、しかれば毛人は妹子の子にして、當時の顯人也、因て思ふ、この中疑ふべきこと二つあり、天武帝の十三年に、小野の臣等十三氏に氏を賜て朝臣と云、此牌丁丑の歳に作る時は、白鳳六年也、朝臣を玉ふより前八年也、しかるに小野の朝臣と書すものは何ぞや、又續紀に、小錦中毛人と書けり、しかるに牌に大錦上とあり、此二ついふかし、凡て中國の史傳、碑碣をほり出して、姓名等差異ること、その例多きこと也、又思ふに白鳳の年代、今を去ること千年にちかし、一片の銅牌によつて官位姓名つぶさにあらはる、孝子慈孫のその親を不朽にせんと思ふもの、そのしかたをしらざるべきや、國史に墓記と云ものありて、家々にしるしおくと、彼

銅牌は墓記と云ものによ、

○小松内府墓の事

享保辛亥の冬、堀習齋氏に、一土人の宅にて夜話に邂逅す、習齋氏がたり、近比大坂の北に當りて、田邊と云村あり、平野にちかし、その村に一寺あり、昔阿彌陀堂不動院と云、黄檗の末寺に成りて普門寺と云、この比圍爐ふるびたるに因て、作かへんとて開きみれば、その下に一尺ばかりの方石あり、それを取のけて爐をしつらひ、方石を庭に出し置けり、年久しく土に埋て、初は文字のあとみへざりき、數日の後雨にかゝりて、土ふと少しおちければ、小松の二字隱然とあらはれけり、寺僧とくと洗そゝぎてみれば、

己 治承三年

小松内府證空公

亥 八月朔日

とあり、堀氏かへりて平家物語を考ふれば、重盛法名淨蓮と號す、證空とはなかりき、いかなるゆへにてこ

の所にをさめおき、法名もかくことなることはがりたし、これ又訂古の一端ならずや、

○五位石の事

嵯峨へ往く道、法金剛院の南の山趾に石あり、相傳、某帝の時詔あつて五位に任せらる、故に五位石と云と、いづれの時のことによ、承和十年辛亥、授雙丘東墳位從五位下、墳在雙丘之東、帝嘗遊獵、駐驛其上、以爲四望之地、故有此恩、と、このことをき、傳て訛云なるべし、

○一身田の事

伊勢に一身田と云所あり、專修寺と云寺ありて、親鸞宗の一本寺也、世に高田と云、一身田と云こといかなるゆへをしらす、近ごろ三代實錄をみれば、元慶三年六月丙寅、敕以參河國播磨郡荒廢田一百町、賜孟子内親王、爲一身田と云へり、是によつてみれば、一身田と云は口分田世業田の類にて、その一身に賜下さる、田地の名とみへたり、むかしこの田を玉はる

所、後世遂に地の名となるとみへたり、佛家に一身阿闍梨など云ことあり、あはせみるべし、

○圓川の事

圓の字をつぶらとよむ、まどかの義なるべし、昔大臣あり、つぶらとよむ、去比三州岡崎の一醫東城氏に出合ふ、岡崎の近所につぶら川と云、字は圓の字をかく、いかゞといへり、又先年江州の竹生島へ往き遊ぶ、その西北につぶらをと云村あり、又つゝらをととも云といへり、予謂、これ又つぶらなるべし、いづれも古の訓あり、本朝の舊史峽の字をとよむ、曲峽宮などあり、又岬の字をも用ゆ、因て江州遊記に圓峽とするす、松尾楨尾尾上など、みな峽の義也、山の尾さきなり、

○僵尸

越後國や彦と云所に、弘智法印と云亡僧の遺骸、三百年の人のよし、今に四體完具して、稿木のごとく在存せり、いづれの比か拏鎗人ありて、やりにて骸をや

ぶると云り、先年京江戸へも出して、衆に示して勸化す、これも唐にもあることなり、皇朝類苑に倦遊錄を引て云、華岳張起谷岩、石下有僵尸、齒髮皆完、春時遊人、多以酒瀝口中、呼爲臥仙、好事者作木榻以薦之、と云々、

輜軒小錄は東涯先生の著也、辛巳の春東所先生命、余騰寫せしむ、予幸と妻美尾に寫さしむ、他に示すことなかれ、

此東涯先生の門人の所書也、此書世に出ることなかりしを、高崎侯京都の政府たりし比、侯の醫生好事の人にて、先生の門人に親み、此書并蓋簪餘錄を得て東に歸ると云、余鈴木檀州の藏本を借りて寫畢、

明和七年戊寅秋八月十七日夜寫畢

龍門 劉維翰

此書は龍門先生の手書する所の藏本也、予

借りて寫畢、

安永二年癸巳夏六月廿日寫畢

檜原克敏

右轡軒小録一卷、借檜原生、而騰寫以充叢書耳、安永四年乙未閏十二月念六日、

南畝 大田覃識

存心自序

治民以平、臨財以廉、至哉、余不敏爲一方牧民吏、兼掌粟倉事、不可不以一日廉平也、曾聞、不教父之過無成子之罪、每一念至此、未嘗不悵然自失焉、呼賦性魯鈍才不及人、無奈之何、而平生於廉平二字、眷々服膺、雖古之循吏名士、豈敢多讓、頃輯鄙諺之可喻、大者五十、則書諸壁間、以自戒、題曰存心、蓋取孟子操則存、舍則亡之語、或曰、以聖賢之言、混世俗諺言、將不殆侮聖言耶、余謂不然、雖盧扁良劑、不服無功、子不見彼小兒者乎、頑冥進苦口之藥、不肯近口、爲之母者、或和于糝于粥、諺而啗之、藥一下咽、其病立愈、余意欲以聖賢之良劑、而和世俗之糝粥、而啗之、無知若吾輩者而已耳、若夫大方君子、惡乎敢焉、時享保十五年龍集庚戌季春、奥田土操、觚於觀德亭、

存心

奥田子礪

- 一、誠を立べし、
轡夫も腰とはいへど、肩のなきは用にたえず、役人も才智といへど、誠なきは役にたえず、
- 一、徳義を備ふべし、
人の欺に忍ざるものは徳にありと知るべし、
- 一、威儀正かるべし、
勿體を作るに然らず、輕薄を慎べし、
- 一、政は穿べからず、
重箱にて味噌を摺、小餅を煎意、
- 一、暗室には燈火を用べし、役人は學問を用べし、
論語讀の論語讀す益すくなく、論語不讀の論語讀すは損多と知るべし、
- 一、右は京道左は伊勢道と知るべし、
善惡の兩道毫釐千里の差慎べし、

- 一、白銀の鉢の水は用少し、大河の水を用べし、潔白清浄も小ければ大の用に足らず、
- 一、最負すべし、依估の最負すべからず、ひみきとは引受て務る事、
- 古人弦を帶章を佩にて、已に克意なり、
- 一、心に弓を稽古すべし、
- 中ざれば其躬に反求む、
- 一、耳は高野山に准すべし、
- 女人の舌を容て破をとる人多し、古人も婦人女子の言聽べからず、
- 一、耳は聾すべし、
- 癡にもなり聾ならぬは家の翁とならず、況臨民役人をや、
- 一、兩眼にて一つに見るべし、
- 親と疎の二あれば下を言ふ、
- 一、盲目たるも得有べし、
- 訴訟人の顔を見ざるなり、

- 二、口は自を損じ、耳は他を損すと知べし、多言なれば後悔多し、耳を傾れば讒言入易し、
- 一、辭の曲、情の直からぬゆへと知るべし、表直ければ影も自直し、
- 一、鼻毛を抜べし、
- 蜻蜓は撃れん事を恐れ、佞人は親ん事を悦、
- 一、鼻に胎を吞べし、諫言は鼻にて聞べからず、苦をすれば樂をする、忠言は逆ふの意、
- 一、眉毛を濡すべし、
- 狐に媚化されず、女妖に誑れず、
- 一、手の爪を取べし、
- 欲深きを爪が高ひといへばなり、
- 一、手でせぬ口を慎べし、
- いふ事は易く行ふ事は難し、
- 敏於事、慎於言の意、
- 一、里の一里に灸すべし、
- 不覺して升り易く尤りやすし、

- 一、腹は座べし志は立べし、
- 腹を立れば理に暗く、志立ざれば萬事遂す、
- 一、夏は葛衣、冬は裘著べし、
- 時の變易にしたがはざれば過多し、
- 一、帯は堅すべし、
- 腰に覺なければ務がたし、外邪も犯し易し、
- 一、闇夜に麻上下、白晝裸の意、
- 夜を欺す晝を粧はざれ、
- 一、砒霜班猫の毒は身を害し、賄賂の毒は家を害す、賄賂に似たる音物より、音物に似たる賄賂に毒多し、
- 一、主と病に勝れぬと云諺を用べからず、
- 二つながら勝負を争ふものに非ず、忠を盡し療治すべし、
- 一、虚病は速に療治すべし、
- 病根本是忠義の不足より發る、
- 一、藥と病は不睦、病と毒は睦としるべし、

- 小毒は中り易く、良藥功遲し、善には移り難く、惡には馴易し、
- 一、霍亂の藥は霍亂の病に用ひて、くへの藥ははくらん病に飲とするべし、
- 金言名句も耳遠ければ益少なし、
- 一、小癩は押べし、百姓は押べからず、
- 租民如傷のこゝろ、
- 一、腫ものの熱は早愈の萌、役人の倦は過失の萌としるべし、
- 先之勞し無倦の意、
- 一、儉約と吝嗇を、水仙葱と見分しるべし、
- 水仙は愛すべきの花有り、葱は憎べきの臭有、
- 一、錢貨を吝なくば、青砥左衛門を學べし、
- 己の爲に吝ことなかれ、人の爲に吝すべし、
- 一、一寸の蟲に五分の靈、信あれば徳あり、針ほどの莊屋に針禮程の徳ありとしるべし、
- 得失損得の得ともあらず、徳義の徳と心得べし、

一、紺屋のあさつて衣服の時を違へ、役人の明後日は民業の時を違ふと知べし、
 功名豈向_三懶中_二來んやの心、
 一、屏風と商人は直ならねば、立ぬとしるべし、泥んや役人をや、
 屏風は形廉直成る故、よく屈伸の自在をなすと知るべし、
 一、家を出ぬ出家と、山に臥ぬ山臥より、役にたぬ役人に科多し、
 國の爲人の爲になるやならざるやと、自ら省るべし、
 一、禽獸は稼穡の爲に狩べし、酷吏は百姓の爲に逐ふべし、
 苛政は虎よりもはげしと寔哉、
 一、猫と虎とは見分やすく、邪智と正智とは見分難し、邪喻は利に喩て、正智は義に喩と知べし、
 一、民を牧ふは、馬を牧ふが如くすべし、

食に飽しめて、事に懈らしむる事なかれ、
 一、吏を使ふは、鷹を使ふがごとくすべし、
 飽時は背て飛、餓る時は力不足と知るべし、
 一、民を治るは、自を治るが如しとしるべし、
 撥觸ときは益昏し、
 一、吏を治るには、牙齒を治るが如しと知るべし、
 剔漱時は倍利し、
 一、争論は象棋の語と意得べし、
 詰べきの理本より備る、苟も助言をかるべからず、
 一、道は求むべし、恩は賣べからず、
 造化の百物に心なきも同じかるべし、
 一、宦事を泄す事なかれ、玉卮もそこなきが如し、
 一、飯糲を界木に用る事なかれ、
 人間の界木は仁義と知るべし、
 一、常に民の乳母と意得べし、
 養育を引請て、打擲は父母に譲る、民の父母とは

貴人の事、三里に灸すれば此理に本づくべし、
 古云、此言雖_レ小、可_ニ以喩_レ大、
 右奥田氏之所_レ述、存心五十則、原_三前哲之遺訓_二、參_三葛藟之鄙言_二、其爲_レ益豈鮮々乎、
 庚戌之初夏
 長胤書

斯文源流序

靜齋河口先生、道德文章、蔚爲一代之儒宗、當是之時、異議橫流、滔々皆是、故未敢輕出三片言、爲之予奪、閉藏、若虛以俟其定矣、至哉與、時偕行、其夫子之謂乎、而斯篇也略述斯文之流流、以示門下後進、俾知所趨向、而無他岐之惑矣、實末學之指南也、蓋著諸世以傳同志之學者、於是乎梓、時寶曆之八年也、

斯文源流

惺窩先生妙壽院、初の名は舜首座、還俗して、名前字敬夫、播州龍野名あり、當時下冷泉と號するは、即其子孫なり、始て束髮して姜沅と云し人より、明人共又朝鮮、朱氏之學を傳られし由、其高弟弟子五人有しとかや、所謂羅山先生、林氏、初の名は又三郎信勝、京都す、後式部卿法印道春、文敏と諡す、其子鷲峯先生、治部卿法印春齋林恕、文種と諡す、其子從五位下大學頭、整字先生、林憲字直民、正獻と諡す、常憲朝の御代還俗敘爵す、始に春常と云ふ、其子は今の祭酒先生是なり、杏庵先生、堀正意、藝州に正修、正超、活所先生、那波道圓、播州の人なり、紀講習堂先生等はなり、松永昌三、京都の人、父貞徳、知名の人なり、昌三賀州に仕ふ、今一人は承り及ず、按、記傳有、者蓋其人也、此外鎌田德庵など云人有し由、羅山先生門人は不可勝計、中に鶴山先生人見友元、姓は小野、名は宜卿、晩年竹洞と號す、公朝の名儒として、其名世に高し、松永先生の門に順庵先生を出す、木下順庵、名は貞幹、字は直夫、京都の人、錦小路に住するに因て錦里と稱す、賀州に仕へ元祿中公朝に升り、還俗して平之九、其比尾張に並河自悔、越前に伊藤宗恕、備前に三宅道乙、古き儒家なり、其先三宅七幸と云ふ人あり、入唐して學しと云り、薩摩に僧文之、

大龍禪寺住持玄昌、及び其門人如竹、筑後柳川の立花家に安藤省庵、何も一代之盛名あつて、門人子弟其學を傳ふ、總じて此頃の諸儒は、鶴岡石齋、黒川道祐の類、京都の學者獨多し、枚擧すべからず、大抵皆記誦詞章の學なり、されども質厚朴素之風あつて、儒者之舊習を失はず、經義精密に至らざれども、無稽の憶見を恣に云ふ事なし、文章鄙陋を免れざれども、字字句句務て出處を尋ね、敢て新奇を求むる事なし、其人品は固より高下あるべし、就中杏庵の退讓不伐、活所如竹の抗直不撓、古人に愧ざる者なり、又海内いまだ一統せざる以前、土佐の國に南村梅軒と云隱士あり、其出處何許の人と云事を知ず、疑らくは大内家の遺老たらんと云傳へたり、大内家中國に霸として、明來數ばなり、周防山口の城下に文化殊に盛なりしが、右此説據あるに近し、朱之學を以て人に授く、當時武弁之士文學を學ぶ事なし、其學を傳る者は唯浮屠氏のみ、一再傳の後長曾我部の家臣蓮池左京進親實長曾我部元親の姪、後に讒を以て害せらる、其靈を祠て蓮池大明神と云ふ、を首とし、二三の武人篤く其學を崇ぶ、故に此學流絶へず、今の

國主山内家の長臣野中傳右衛門兼山と號す、一萬石、小倉彌右衛門三香子と號す、朱學を興起して、教化國中に及ぶ、二子は近世之賢大夫也、野中は以才氣勝、小倉は以德行一稱せられしとかや、於是開齋先生、山崎嘉右衛門、敬義、播州人、實に野中が力によつて佛を去て儒に歸し、卓犖傑出之才を以て、朱子の書を講明し、先輩の陋識を破て、天下に赤幟を建つ、詩易論孟學庸近思錄小學の類、始て雲霧を披て、青天を見るが如し、其功偉なりと謂べし、淺見十次郎安正、細齋先生五郎左衛門直方、其響に應じ、尚齋先生三宅丹治重固、其跡を奮て、門人諸國に遍く、私淑之徒又限なし、然るに土州の學別に谷先生谷三助土州の人、巳千と號す、又一齋と號す、大高坂清助芝山と云ふ、晩年に聞へあり、此一派は開齋を非として、其人となりを識る事甚し、詳に黃軒の所著南學傳に見たり、開齋自負太過にして、聊恭讓之意すくなし、是其弊今日に至り、猶其徒の通病にして、上朱子を累すに及ぶ、是又天下之公論不可掩者也、開齋の盛時は寛文延寶の際ならん歟、此前後には

宿儒老師項背相望む、淺香彝倫庵後光明帝集中に召し、講書を開し召れし人なりなど聞へし比、京都の諸儒操軒先生米川儀兵衛、懶齋先生藤井氏名は藤、伊嵩子と號す、筑後久留米人、初醫を業として、眞名部仲庵と云ふ、惕齋先生中村氏、名は欽仲、次郎と稱す、此三君德義之譽同じく高し、中にも操軒先生勝れたり、其他筑前の益軒先生貝原久兵衛篤信、鳥保平右衛門・白田次助備前の人、後京都に住す、一時往來切磋怠らざりしとなり、益軒之博綜衆人の所知にして、白田が節行は世に聞えざるこそ惜べけれ、此人々は伊洛之餘波を酌て、激濁揚清之操殊に掲焉たり、著述世に行はるゝは、其書に就て其親切醇正を知べし、是京師儒風の極で盛なる時也、其最も下なるは宇都宮由的周防岩國の人、通庵と號す、毛利貞齋大坂の人、命、近江の人、陽明王氏之學を以て、榮利を脱落し外慕を絶して、徳化自然に人を感動し、世これを近江の聖人と稱す、豪傑多く其門に出づ、淵源右衛門京師に住して、子孫あり、中川權左衛門備前に仕ふ、等承り及ぶ處なり、其外此教に従ふ人聲名を求めざれば、

傳へ聞事を得ざる者多からん、熊澤先生熊澤次郎、眞遊軒、其傳を得て幸に一國に柄用せられ、功業天下の知るところ也、藤樹の餘澤遠しと謂べし、鳩巢先生嘗て大坂の老儒三宅石庵と、石庵は觀瀾先生三宅九十郎、明字用晦之兄なり、觀瀾始は桐齋に學び、眞識異同あつて交絶し、後に順庵門下となる、觀瀾歿後石庵暫く東來して其孤を撫す、時に鳩巢先生と會して此講あり、享保三年也、中井忠藏石庵の迹を評論し、曰、百年來人の間然せざるは、只藤樹一人也と、然れども其學術之謬あるに至ては、又明に辨じて少しだも隠さず、彼は人物に就て論じ、此は見識に依て辨するなり、藤樹の遺風あるは東武の二山先生なり二山彌三郎義方、其先石州津和野坂崎出羽侯の浪人と云ふ、江戸に住す、元祿の比文學日に盛なる中に在て、一向に力行を専して、事小學家禮を以て準繩とし、動容周旋必ず禮に中らんと如し、朱王學辨を著して、藤樹と黑白の差あれども、實行を以第一とするは、藤樹の後此人のみ、才力は固より藤樹に比すれば、及ざる事遠し、以上の諸君子識趣に純駁あり、器業に大小ありと雖も、厚重にして

險薄之習なく、眞實にして詭巧之俗なし、上は國家の元氣を扶植し、下は生民之耳目を啓發して、天地有用之人にあらざるはなし、抑吾道惺窩に一變にして、圓頂方袍之態を革め、常憲廟の時に再變して、醫陰卜祝之流を免る、中世に比するに、撥亂反正と謂ふべし、然して學風日に變じて日に降る、仁齋伊藤仁齋、名維禎、字原佐、京都の、徂徠荻生總右衛門、雙松、字茂卿、江戸の人、大に古來の規矩を破りて、後世少年増々異説を肆にす、仁齋始て先儒の遺轍を改め、孔孟之後二千餘年、一時に排卻して、獨一家之言を立つ、然して實は明末諸儒の餘唾を拾ふに過ず、一人如此なれば徂徠又其下に出ず、更に一層之高論をなし、忌憚るところなし、此後二翁の下に甘じ居る者は、皆庸衆之人也、聰明の士は又必ず徂徠が上に出ん事を欲して、天下の學士狂躁眩惑し、其歸ん所を知らざるに至らん、茲に順庵先生東來の後、門下甚盛なりし時、白石源君美新井筑後守、博學高文之譽を馳せ、神原玄輔字布羽、蓬洲と號す、紀州に住ふ、稽古淵雅之美を振ひ、其外英俊林

の如なりし中に、鳩巢先生室新助、直清、字師禮、一字汝玉、武州江戸の産なり、特異之姿を挺て苦心力學、義理老て増精く、踐履老て増勉む、享保以來異學鋒起し、殆んど滔天の勢あるに當て、門を杜ぎ自守り、肯て輕しく千金之弩を發せず、誠に頽波之砥柱と謂ふべし、嘗て是を聞く先生賀州に在りし時の事は、是を門人中根柢七に聞く、先生賀州に在りし時、羽黒養潛と云ふ人あり、名成實、養潛は其字也、本近江彦根に仕ふ、牧野左平治と云ふ、貧を以て祿を辭し、賀府に隱居して姓名を改む、其後彦根に還て卒す、此人嚴毅方正甚だ威重あり、關齋先生に學ぶ、關齋甚だ其人を稱せられし由、關齋の門へたり、外肥前の竹富市郎右衛門の類多し、書生の業を事とせざれば、人知ざるなり、關齋の門人のみに非ず、物みな如此、賀府士大夫歸仰少なからず、鳩巢先生壯年の時、實に此人の誘導に依て、同志與村源左衛門名修運、字子復、祿三千石、青地藏人、名齋賢字、伯、名禮幹字、貞、小谷伊兵衛、名繼成、名政、祿千石、青地藤大夫、名禮、祿三千石、青地藏等と力を戮て正學を發揮す、養潛既に歿して、皆鳩巢先生に師とし事へて其身を終ふ、是今日吾黨淵源之由て起るところなり、今世間の書生を見るに、或は師

承の統緒に托して、他門の學を排し、更に一己の是非を問はず、只我門に入る者を主とし、出る者を汚らはしとし、漸く朋黨の勢を成す者あり、或は學ぶ所を隱諱して、受業の師を辨髦とし自一方に崛起し、一家の門戸を啓んと志す者あり、此二人の者大通不及に非ずや、假令明師の印可を得たりとも、一日退失せば何の益かあらん、假令蓋世之才ありとも、師資の傳なき者誰かあらん、夫留せずんば何をか畜たる事を得ん、況んや經天緯地之大業、何でか一人一家の私を以て爲べけんや、先儒を蔑如して、獨り特見を恃む者、其量の小なる事言すして知べし、是が爲に粗從來の所聞を輯て、此一篇を著す、只道聽塗説に出る事間々是ありて、大に往哲を誣ん事を懼る、他年訂正を加へて、末學の標準と成さむのみ、暫く其端を開く事しかりと云、

寛延三年八月九日 後學河口子深記

靜齋詩稿

秋日過越允甫學舍遇雨用林伯虞韻

霜色淒涼侵楚冠、相逢共說官途難、百年天地愁中老、萬里風雲醉後看、帶雨青楓當戶冷、捲簾白露滿衣寒、興來不覺滄洲遠、意氣堪將彩筆干、

題晉公祠早青字

清涼侍宴事飄零、謫去江湖悲獨醒、千載馬遷能作史、兩朝子攷舊傳經、南宮日月懸丹闕、西海風雲護紫庭、澤畔春歸人不見、王孫草色爲誰青、

哭豐子亮

夢斷東關淚濕襟、茫茫紫氣向誰尋、延津龍去寒光沒、遼水鶴飛孤影沈、白首愁時壯士淚、丹心報國遺臣心、一生諸葛今家落、無復當年梁父吟、

詠蟬

新涼生碧宇、蟬噪響庭除、餐露金莖淨、弄風玉樹

疎、山城人散後、野寺雨晴初、輕舉塵埃表、羽衣尙蛻餘、

送河國莖歸遠州

西行五十里、無處不悲哉、山路晝多雨、河流夜聽雷、壯心鞍上劍、離恨手中杯、秋氣滿南國、長歌歸去來、十里青林路、陰々不見天、我來醒煩鬱、唯有水潺湲、烏宿松間寺、龍蟠竹裏泉、遠公何處在、寂寞一池蓮、

仲子晦見過

散髮養吾性、高人忽在門、稽生備俗禮、王子味玄言、移榻竹風靜、捲簾梅雨昏、頻年湖海志、且復倒清樽、

本藩大夫人

青鳥西飛去、空中仙樂迎、花開多怨色、鶯啼盡哀聲、蓮社朝雲掩、萱室夜月明、未知天上樂、難慰世間情、

次韻仲子晦春登道灌山

會被春色誤、醜酒上空臺、戰壘何年毀、野棠幾度開、

晴絲風曳去、殘藥鳥啣來、欲弔杜鵑、壯心亦已哉、

春日閑行

出城三四里、無處不花飄、嫩草留人坐、天桃向客嬌、午風燕歸屋、夜雨水平橋、無復世間慮、眇然天地遙、

送滕先生從台駕登日光

靈嶽八州鎮、神宮方國宗、金函藏太廟、玉節導元戎、人仰周公孝、世思夏后功、歡聲被宇內、并舞禮儀隆、

其二

吾君欽祖德、登祀答昇平、日映三千騎、天連八百營、蓋廻新樹合、旗轉曙雲生、執戟楊雄在、甘泉賦正成、

送橋堯弼之村松

抱經趨主幕、醞藉本無倫、劍爲張華出、馬逢伯樂新、穆生新入楚、范叔始歸秦、好把孔門瑟、絃歌地地春、

春夜對雨寄正仲兄弟

雁度浮雲外、杳冥夜色遲、空堂耽不寐、殘燭照羅帷、萬事唯高枕、百年獨病脾、幸君來一笑、相與盡襟期、

太公望

予愛太公望、起爲王者師、苔封磧石古、水照鬢毛衰、暫屈鷹揚略、正應龍蟄時、一揮連八百、千載仰雄姿、

夏日觀濤樓晚望

登臨長夏夕、樹色繞樓臺、綺饌准金案、香醪滿玉林、雲烟連海澗、浪浪接天開、坐久渾忘倦、不妨夜漏催、

詠晉公祠前松

廟庭松樹古、鬱々幾千春、棠茂憶周詠、柏榮想蜀臣、修枝棲鶴影、老幹疊龍鱗、遺愛到今在、誰云權作薪、

又

廟庭松樹古、鬱々幾千秋、夜月仙雲宿、曉風瑞露浮、低徊寧忍去、攀折且堪留、清籟滿林起、頌聲何處求、

次韻答僧元淳

方木遠游客、飄々遺世氛、瓶貯何處水、衣染幾峯雲、識面交雖淺、論心情已勤、形骸棄置久、脫履必隨君、

寄井甘谷

生年四十仕元戎、幕府嘗稱第一功、華屨牽來千里馬、錦囊盛出六鈎弓、曉聞鼙鼓金門外、春見龍旗玉帳中、宿衛清時多暇日、不將賦獵讓楊雄、

題森君藏畫二首

誰子據梧坐、臨流一草亭、飄々人境外、屋上數峯青、長松誰所種、空有晚凋姿、非假神仙術、不逢登壑時、

節卦箴

甲辰三月二十四日、在高倉館、先進甘谷子論節、節卦言天然作爲之不同、深致意、爲予服其訓、因箴自警、

於皇伏羲、默契兩儀、上水下澤、節象斯垂、寒暑有節、乾綱以貞、川谷有節、地維以寧、

況此人極、以節修身、節之有道、修理爲真、

節食寡病、節言遠災、節色養志、節用養財、

節得厥道、惟恭而安、或由爾私、乃苦乃艱、

庶事羣品、各有其當、止之爲節、踰之爲狂、

守分弗犯、我位我思、斟酌遵則、損益適宜、

嗚呼節乎、君子所居、兢々業々、何不敬歎、

恭奉次 世子閣下夏日即事尊韻

壯矣楚王臺、雄風海上來、侍臣慙宋玉、執筆屢低回、享保廿一年三月十一日、公任侍從、奉使

京師賀納女御、四月廿八日命定西上扈從人員、與井子勉啓、

伏承

皇朝采納淑媛、椒房生輝、誠普天之大慶、曠代之

喜事、而吾

侯特啣

台旨持節入賀、未展馳驅之勞、先升侍從之班

道、

與三世隆禮以人重、凡在鹿廕執不欣躍、
陸對過埃榮、旋指期誠願誠祝、不可喻云、故
啓、

乙丑十一月二日

新殿下恭膺冊命、普天同慶、僭賦一律效華、

祝云爾、

五色鳳書降帝臺、氤氳紫氣擁中臺、周王頒爵冠裳
褥、漢將登壇斧鉞開、虎符千年關左鎮、龍章九命日
邊來、仰瞻聖代明良會、還許謳歌及草萊、

附大殿下受冊明年、對州陪臣雨森東有詩云、一

別風成歲月遷、竭來海國又春天、既逢周室頌正
日、更見漢壇拜將年、五六腐儒報國知無用、空
閱案頭魯史篇、此詩有深意、至今恰三十年、國
家福祚益隆、本支繁衍、吾儕小人與草木昆蟲同
沾、太平之化嗚呼幸哉、本篇五六句、更佳、惜哉、
記不全、今私擬補、草木同霑新雨露、煙霞不改
舊山川、

次韻山原允題美人擊鞞鼓圖

蟬鬢鴉鬢宮樣粧、新聲一曲促春陽、梨園客散花奴老、
西內無人朝上皇、

相奉以來數日而已、所囑佳什多荷下教、足下人
言雙美、詞翰兩工、努力無怠、大雅君子、何遠之
有、僕也憊矣、唯有欽羨而已、

中秋寄田子方

一輪明月萬家秋、且向樽前緩客愁、今夕美人何處
見、憐君空憶大刀頭、

公邸新造屋梁銘

受天之福、協地之宜、子孫千億、永安保之、

享保十九年歲次甲寅秋某月某日、臣某等建壬子
歲六月四日、早講訖、覺體中不佳、忽然昏睡、夢
與數人、同在酒肆、相屬賦詩、予吟云、驅馬長
安道、馬嘶柳色青、篇未及成、有一僧至、手握一
扇、視之上圖、海岸波浪洶湧之狀、偶欣然會
意、因題之曰、大海波濤湧潮迴、白雪堆奇東坡

老、此遊冠平生題訖授僧、吟詠之間、恍然而寤、日
已下午矣、三島寓舍識、

謝西伯光贈梅

君家春色早、贈我一枝梅、今夜寒窗下、佳人疑自來、

立春日、奉同源公子、賦菅廟梅花、

侍宴清涼事已非、寒梅此地長相依、月明漢女珠堪別、
彼悲此思兩無知、

賀田子叔生子、

凌雲意氣正飄然、家住銀臺小洞天、聞道蟠桃新結
子、明年春色勝他年、

和百朋兄九日

玉柳門前葉正黃、菊花應插滿頭香、今朝何作折腰態、
一醉秋風興更長、

水上包好遇先人七周忌、自白河以書乞詩、

浮世推移忽七年、傷心無路問黃泉、去鄉猶記埋
君處、一道寒流精舍前、

上鳩巢先生

戊申之春、先生以疾乞休、特旨不允免、常
參寬懷、養病、帶職如故、蓋異恩云、今茲門
下士、橋繼美奉先生之命、仕于村松侯、釋褐
為藩國之望、而小子不佞、亦有加秩之榮、是
皆先生卯翼之所致也、因作頌德詩二十八字、
獻之、唯字少意多、不足以形容萬一、云爾、
養病儒官禮數新、門庭桃李自生春、青雲一鶴當朝
立、猶勝商山四老人、

庚戌元旦

不改山河誓、偏知雨露多、今春王正月、新政又如何、
壬戌元旦

暖風從出谷、晴日鶴歸巢、響改城頭鼓、春生第一敲、

賦竹契遐年賀玉光院夫人五十

春風偏入五侯家、日暖高堂酒似霞、階下琅玕枝正嫩、
長教翠影拂金釵、

三緣山菅廟梅花二首

叢祠鄰琳宮、春風花如雪、花間一行書、此花不可

折、此花不可折、折去贈何人、一出山門外、轍隨車馬塵、

甲子除夕、與高子式飲允懷源君坐嘯館、

高館開清宴、共嘆歲月窮、暖回爐氣畔、寒盡漏聲中、芳酒迎春綠、華燈照夜紅、寄言名利客、誰得我曹同、

詠廳前木犀花二首

露露苦縈砌、逐風遠過牆、五侯千萬歲、萬歲弄新芳、不見木犀樹、只聞木犀香、花開君不採、唯恐遇嚴霜、

元旦口號二十首

東向祝明主、高堂拜老親、園林多勝事、置酒不辭貧、

右辛亥

弱冠名未立、驚此歲時新、舊業三冬史、依然又遇春、

右壬寅

既有凌雲志、又懸捧日心、願逐雙黃鳥、翩々入上林、

林、

右癸卯

淑氣遍天涯、晴光度柳枝、幸逢無事世、載筆祝明時、

右甲辰

三朝頌夏正、萬國拜周公、不觀聲明盛、安知開國功、

右乙巳

奉陽照萬物、樂此太平時、請與二三子、同歌天保詩、

右丙午

一向海門住、兩度對春華、曉酌樽中酒、已帶海山霞、

右丁未

金城三百尺、半在綵雲中、遙仰玉階下、千官拜舞同、

右戊申

雨露千門遍、山河一夜新、君恩如此厚、何以答陽春、

右己酉庚戌見上

樽裏酒三斗、堂中翁八旬、對翁還酌酒、醉舞不辜春、

右辛亥

齡積雖而立、性愚奈不移、迎春還自愧、祇道少年時、

右壬子

千門春色滿、垂柳又垂楊、駿馬誰家子、風吹衣帶香、

右癸丑

臺南梅已發、臺北梅未開、怪得春風到、只隔此一臺、

右甲寅

飲罷屠蘇酒、春風滿面開、持杯何所道、萬福穰々來、

右乙卯丙辰丁巳戊午無詩

夜半東風至、出門車々新、自驚身尚在、又過一年春、三間高臥樓、中有高臥子、偶聞春又歸、未免冠帶超、

右己未

既作太平人、又對太平春、太平人共樂、不問賤兼貧、

右辛酉壬戌見上

春入陶家巷、詩書且代耕、雖無門外柳、還有二先生、

右癸亥

麻山霞乍起、芝海日初明、曙色將春色、一齊映屋楹、

右甲子

椒盤迎上日、椒酒待佳賓、不假黃鸝囀、人聲已報春、

右乙丑

何處梅先發、誰家柳未勻、不因吟且醉、爭得答新春、

右辛未

早春同諸生賦、江上早春、乍驚春色早、試瀉木蘭橈、雨濕千門柳、煙含兩岸湖、隔年愁尚在、對景恨難消、欲問題詩處、江南第幾橋、

過護持院舊址

當日布金地、祇今草接空、不言多少怨、人立夕陽中、

唐彥明寓金小集、賦梅柳度江春、

春水映橋綠、春風幅岸香、長堤千樹雨、淺渚數枝霜、
影拂征夫蓋、香飄進子裳、併歸長笛裏、各自新人腸、

寄早田子方

碧天雲物向人愁、借問潘郎有賦不、玉樹蕭疎千戶晚、蟬聲應似故園秋、

再呈子方

少年爲客不知愁、腰下黃金半盡不、可是名山遊未遍、朝々風雨嘯高秋、

漫題寄子方

盡日江樓獨待君、不堪心緒亂紛紛、故人問我今何似、恰是當年楊子雲、

冬日贈子方

萬年山下掩柴關、唯有禪僧時往還、他日雪中相訪去、想應高臥似袁安、

次十二童山原允赤壁覽古

停舟長嘯激清風、千里強吳在目中、一自曹公遺算後、永令英淚滿襟紅、

附山宮氏本韻

周郎功業賴東風、百萬魏兵一火中、

赤壁春深人不見、依然隔浦夕陽紅、

悼桂山先生門人近藤君

長想青年得並游、相逢未幾又唧愁、今朝再訪邀君處、一帶寒流繞古丘、

二月上旬

旭日千門次第開、狐王祠下鼓如雷、無端街上紅塵起、知是王陵公子來、

和夏日卽事

長堤雨霽綠無邊、殘霧斷虹斜日前、十里平原何所見、亂煙籠草草籠烟、

呈廣澤先生、賀觀鵝百談成、

蘭亭踪已遠、崛起振頽風、舊業長臻妙、新編又奏功、博疑吞楚澤、幽似聽吳桐、運思玄黃外、勞心朱

墨中、玉使岷山竭、馬知冀野空、緬想金門客、披翫情不窮、

奉和尊韻湯山十二景

精舍倚山歲月長、祇園古樹帶雲蒼、鐘聲自作琳琅響、一百八敲振碧篁、右溫泉寺鐘

千秋香火奠山雲、松際丹青棟宇燦、盡使斯民躋壽域、回生起廢永安寧、右三神靈廟

當年誰種一株櫻、花影爛如殘月清、艷盡香消何所似、教坊走妓不堪情、右有明櫻桃

霏々漠々大虛中、不辨川原綠與紅、應是道人仙術巧、青山十里望來空、右山野朝霧

遠許笙簧縹緲聲、近疑波浪觸崖驚、最憐鄰舍養痾客、夢斷空山憶上京、右愛宕松濤

寒雲送雨雁行連、一夜將霜客子顛、縱有前山形似空、難遮鄉淚更潸然、右三笠時雨

擊鼓鐘乎響太清、魚龍不敢水中鳴、自知非是人間曲、千仞蒼崖爽籟生、右懸崖鼓瀑

關左名山地脈連、芙蓉移到海西天、莫言一學孤峯小、髣髴真形也可憐、右有馬富士

秋入千巖真境香、琉璃臺映白毫光、禮罷藥師壇上坐、山中唯有月蒼々、右羽束山月

蕭寺秋深臨石溪、霜風弄色四山齊、老僧攜杖穿林去、紅映袈裟日正西、右林溪楓葉

千峯織錦曝秋陽、樵子相呼石壁傍、嘆息負薪薪不盡、朝々暮々送年光、右峰尾歸樵

雪華埋卸幾峯巔、恰似藍關馬不前、溪女風流羅作襪、山翁富貴玉成筵、右落葉暮雪

嘗聞富嶽古仙壇、攝駿相望萬疊巒、若許攀躋凌絕頂、松風一任洗塵肝、右有馬富士

茫茫漫野又籠峯、隱見山河遠近重、拂曉行人迷處所、不知空翠染衣濃、右山野朝霧

雲散虹斜雨始晴、青簑黃犢繞山行、三家村市疎嵐裏、薄暮人稀鳥不驚、右大舟晴嵐

奉和尊韻有馬十二景

隔林殘照帶孤雲、秋草追隨麋鹿羣、洞口樹深天易晚、

薄顏明滅雜煙氛、右鹿舌夕照

相公孤岳舊棲仙、五色雲霞斷又連、不作楚王臺上夢、

無心出岫夕陽天、右宰相岳雲

賣炭家遙棧道邊、風橫幾縷晚來烟、城中多少開爐待、

一夜寒雲欲雪天、右小野炭烟

千束圓丘入薜蘿、謝侯山屐不相過、只將手板支頤坐、

更覺朝來爽氣多、右千束丸山

玉女叢祠鎖沈寥、時開環佩下層霄、天童十五導雲路、

羽葆婆娑烏鵲橋、右字賀神祠

家山月上暮天幽、擔得丹楓處處秋、隔谷認燈呼稚子、

此間身世雨悠悠、右缺註

上接雲端下接川、一條虹影與空連、尋流直到銀河渚、

不減乘槎興杳然、右鼓瀑清流

幾羣笳笠曉風輕、望見征人取次行、行盡江南程數十、

溫泉疑是入華清、右河邊行客

落葉紛紛月在天、殘秋霜遍古城顛、今宵登望何人是、

不耐把毫心渺然、右缺註

送韋田惇敘赴姬路

瀟酒清標照綠袍、州人爭見鳳皇毛、賦成江上秋濤壯、

宴罷城頭月色高、鹿洛風雲堪按轡、鷺山煙雨好抽毫、

從來帷幄多名士、年少莫誇才氣豪、

二日病中感懷

伏枕春風感別離、臥遊空憶少年時、夢中忘却仙源路、

落盡桃花總不知、

聞渥美君挈家遷前橋奉寄

千里風煙嘆昨遊、去歲在播相奉、思君兩地隔聲愁、關

門西顧中原氣、播相山陽一稱、社稷東遷上野州、白播遷榛

嶽層々接天秀、榛名山、大河渺々繞城流、川根、白雲山下秋

應好、未識詩成誰與酬、妙喜峯一名白雲山、皆前橋近地名、

暮春得春字

雨濺青槐陌、以下

任他金碗酒、已矣玉壺冰、若願天下雨、應待臥龍騰、

右題未詳

東海平如鏡、日輪萬丈高、春雲飛不斷、長此繞仙

桃、

右歲旦

新三十幅 卷之十一

天壽隨筆

久方の天地ひらはけはじまり、人民有てよりこのかた、
 四夷八蠻の州國、唐を中國と稱し入貢し、或は封爵を
 請て臣のごとし、たゞ我國においては日の出る處な
 ればとて、日の本と稱、彼中國をさして日没る處と
 いへり、いま泰平の幸民財貨乏しからず、
 御聖徳宇宙に及びて、戎狄蠻夷もその豊饒なるを羨
 み、交易を求て諸州の津に來りしかど、邪宗外道の傳
 來、國人を迷すの憂ある故に是を禁せられ、肥の前
 州長崎の一所を唐紅毛通津の地と定め給ひぬ、紅毛
 は諸邊國を通商するものなれば、所々の産を集てこ
 こに來り、又今の大清は古の中國なれば、奇珍古器

までも將來りて交易をなす、おもふに、むかし漢の代
 には、黄金千萬斤を寵臣に賜ふる事ありしかど、後
 は乏くなりけり、宋社鑪曰、兩漢時佛事未興、故金價甚賤、我國治平數百年、
 風不鳴枝、上下和睦、財貨豊にして萬歳を唱へ、博
 識才子出て、温故知新、文化唐國に愧る事なく、正徳
 の頃新井白石朝恩に深く沐して、御政事の一端を補
 闕せんに志を勵して、朝鮮の使翰往來の式を論じ、華
 夷通商の損益を明にす、寶貨事略を著し、金銀銅の正
 保年中より寶永に至るまで、外國に失し大數をあげ
 掌を握て嗟嘆す、享保の比、國朝御仁惠普く廣く、往
 昔より我國にあらぬ藥草樹穀を、其名産の地より求
 まし、國民普救の施しあり、侍醫某著、普救類方、又見も及ば
 ぬ鳥獸など圃中にやしなはしめ、享保十三年大衆來る、そののち生たる玳瑁など品
品不遺、巧藝能才あるもの渡來れば、其道を守るしめ
 賜ひし故に、闕疑發憤して、不待論さとれる事多、
 水國は河を治めて患をとゞめ、湖地を控て水田陸田
 を開かしめ、湖東甲信北、越の新田、今已に社倉三年の民糧を貯、萬

物乏からず、難有御惠ともなり、暹羅の

一、金銀の出る所、佐渡の國には絶せず、陸奥・石見・但馬・攝津などの國々よりも出て、興衰はありといへども、更絶ることなし、銅とても北國・西國・四國・九州の内より出る所枚擧すべからず、白石が所謂世移時過て其骨を瘦ん事、悲しむもまたむべなるかな、いま長崎一港の通商なれども、寶永以來を繼て、こゝにあらはしみるに大略左のごとし、

寶永六年より明和元年迄に、

阿蘭陀船數、百二十四隻、紅毛鑛也、寛〇五年より申迄五百隻、

唐船千百五十七隻、慶安元子年より明和元年迄、年迄四千四百五十隻、

一、金三十四萬四千八百五十一兩、紅毛へ渡、寶永六丑年より明和元年迄、慶安元子年より、一年長崎一口より渡す所、寶永五子年まで六十一年が間につもりて、三萬九千九百兩餘にあたり、寶永六丑年より寶曆十二年まで、五十四年の間のつもり、六千三百八十八兩にあたる、但この内享保元年の比よりは、一年三千兩に過ず、

又延享の比よりは千兩づつ也、明和元申のときは、此千兩を銅七萬斤に代て金を渡さず、酉のときは銅錢五千貫文に代、

一、銀千十五貫八百七十一兩、唐へ渡す、前同斷、

慶安元子年より寶永五子年まで、一年六千三百三十五貫九百目に、寶永六丑年より寶曆十三未年まで五十五年の間、一ヶ年二十三貫目餘に當る、

一、銅一萬七千三百四十三萬三千九十九斤餘、

五千八百六十五萬六千八百八十斤餘、紅毛へ渡、

一萬四千四百七十七萬七千七百斤餘、唐へ渡、

慶安六子より寶永五年迄、一年百七十七萬七千八百六十斤餘、寶永六丑年より明和元申年迄、五十六年の間は、二百七拾九萬七千七百斤餘に當る、銅は少々多し、

金銀の數は、今古に比せば甚多しといへども、持行こと絶すんば再生がたきの寶財、星霜重りては瘦る道理やみがたし、有司議論して黄金を銅に代て渡し、銀

を參鮑にかへて、これを省て生理猶考べし、海内に

て價尊き品なりとも、金銀に代とならんは、其積國の益なるべし、古銅錢を唐土より渡せし例はあれど、金銀の事をいまだ聞ざるに、未のとし大清の商客、國用鑄錢あるよし、銅を求めんと唐金銀を持渡れり、

唐之絲銀六千貫目、一年三百貫目宛、自癸未年起、至壬寅年迄、

銅三十萬斤に定、三とは參鮑を渡、

日本通用銀にして、凡

一、萬二千二百四十三貫四百目餘に成、

一とせ三百貫目を定て、足紋銀・足赤金・九程金・八程金を交て、兩數に合て持渡、また明和酉のとし、西洋の花邊銀錢を渡來れり、

花邊銀錢三十五貫三百目餘、

日本通用金にして、

六十九貫八百多と成、

其外金銀の筋をも持來れり、海中の所産に代て渡せり、

一、慶長以來、國中たへず出る所の金銀吹立させ通用せしむる中にも、時世に隨て種色改らる、慶長金銀を造られし事は、寶貨事略に載ゆへ略之、

一、元祿八乙亥年、小判・一分判・二銖判を造らる、元字

金、

一、寶永七庚寅年、小判・一分判を造らる、乾字金、

一、正徳四甲午年、又更造らる、

一、元文元丙辰年、又更造らる、新金、今古金といふ、文字金、

銀の種色も、其折々更造らる、事あり、銅錢は品々種色改りたれども、寛永の文字を今に用らる、さきにいふごとく、唐紅毛持行し事はあれど來る事なき故、唐に大清人を通じて今唐人といふ、語ひて、館内に持來る金を出さしむ、館内とは唐人屋敷也、古へは長崎市中町宿にありしが、元祿年中より長崎村十善寺に、今地に唐館を連て是に居らしむ、また紅毛を出島といふ所に置て、いづれもみだりに市中民家に出る事を禁す、

寶曆五亥年より明和二申のとしまでに、折々船主ども取あつめ出す所左のごとし、

一、黄金一枚

一、元字金二十四兩
一、乾金七兩

一、正徳の古金二千六百九拾三兩餘
一、文字金三千四百九十三兩餘

かく旅館にさへ持貯たれば、唐山に入し内にも、いまだ吹改めざるあらんと求しに、彼國には徳なる物貯したるよしにて、酉年持來る、

一、慶長之古金三兩駿州判

一、元字金八兩

一、乾字金四兩二分

一、正徳の古金百四十三兩二分

一、文金千九百八拾九兩三分

員數合二千四百四十八兩一分

古より年々にとり行しところに比せば、甚僅なれども、右のごとく今我國通用なき品さへ、彼地にとまりあれば、萬一ほどづつとも、天地の壽を養ふ一助なるべし、國中に金銀山を穿初たるより其益甚し、猶其心も

て生理はかりごとをなさしむべし、

此書は佐久間東川先生、以前御譜請役之節、長崎にて撰し書也、石谷備後守へ内々出し進達之由、内々寫、十五六歳の節に付不分明之文字も有之、原本は佐久間氏に有之候へども、右之譯故借用も申込候處、承知に候へどもかし不被申、されば其心に秘藏すべし、

天明四卯年

克

敏

東川、平思明、字茂之、稱甚八、所著天壽隨筆一本、嘗三十年前寫、而失之、今茲更寫、以充叢書、文化六年己巳秋日六十一翁 杏花園

曆

源弘賢著

うけむけ 有氣無氣 有卦無卦

うけむけはもと陰陽家の説にて、曆法にあづからざる事なり、然れども世俗専ら稱することなれば、貞享の比より、假名曆に書載ることとはなりぬ、さてうけとは有氣と書て、己が性の年に旺するをいふ、たとへば木性の人は、酉年八月酉日酉上刻有氣に入て、七年の間は有氣なり、むけとは無氣と書て、木性の人は辰年三月辰日辰上刻無氣に入て、五年の間はむけとて、虚耗に屬するなり、餘は下に見えたり、貞享曆通法書、及循環曆、但しむかしより如斯通用すといへども、根元は十二運の盛衰を以、五性に配せるものゆへに、一性の運兩年相續のみ、今いふごとく五年七續くべきことはなしと、循環曆に見えたり、然る

を有卦無卦と書は假借なり、又うけに入人は、名物のかしらに、不文字つきたる七種をそなふるなどいふことは、其始いかなる故にや詳ならず、佛説に七福即生有氣七年の數に合せし祝事にて有へきにや、

貞享曆法通書源春海編

有氣

同我者爲三元辰、元辰宣旺、有位有氣若無氣、失陷專用天子所用年月日時、爲生氣有氣、進入爲吉、當胎後七年有氣、當衰後五年無氣、

循環曆 小泉松卓撰

有氣無氣之事、世俗通用、

木性人

○有氣入酉年八月酉日酉上刻
●無氣入辰年三月辰日辰上刻

○有氣終辰年三月辰日申下刻
●無氣終酉年八月酉日申下刻

火性人

○有氣入子年十一月子日朝子四刻
●無氣入未年六月未日未上刻

○有氣終未年六月未日午下刻
●無氣終子年十一月亥日夜子三刻

土水性人

○有氣入午年五月午日午上刻
●無氣入丑年十二月丑日丑上刻

○有氣終丑年十二月丑日子下刻
●無氣終午年五月午日巳下刻

金性人

○有氣入卯年二月卯日卯上刻
●無氣入戌年九月戌日戌上刻

○有氣終戌年九月戌日酉下刻
●無氣終卯年十二月卯日寅下刻

右如斯自古來雖令通用、根元以十二運之盛衰、配五性、用之故、一性運兩年雖相續、五七年連續、曾而無之、蓋正當之理、予所考、日用大成四之卷、六甲以每日之運、配五性、是則涉年月日時二理也、依之、今更十二運正說、記于爰、同志人一覽備之、

歲之十二運正說

自當立春入氣、至來立春入氣、全一箇年分部合、可用之節切也、

木性人

▲▲甲子沐
▲▲甲午死
▲▲乙丑官
▲▲乙未墓

▲▲甲辰衰
▲▲甲戌養
▲▲乙巳病
▲▲乙亥長

▲▲甲申絕
▲▲甲寅臨
▲▲乙卯胎

火性人

▲▲丙寅長
▲▲丙申病
▲▲丁卯沐
▲▲丁酉死

▲▲丙子胎
▲▲丙午帝
▲▲丁丑養
▲▲丁未衰

▲▲丙戌墓
▲▲丙辰官
▲▲丁亥絕

土性人

▲▲戊辰墓
▲▲戊戌官
▲▲己巳臨
▲▲己亥絕

▲▲戊寅病
▲▲戊申長
▲▲己卯死
▲▲己酉沐

▲▲戊子帝
▲▲戊午胎
▲▲己丑衰
▲▲己未養

金性人

▲▲庚午沐
▲▲庚子死
▲▲辛未官
▲▲辛丑墓

▲▲庚辰養
▲▲庚戌衰
▲▲辛亥病
▲▲辛巳長

▲▲庚寅絕
▲▲庚申臨
▲▲辛卯胎
▲▲辛酉帝

水性人

▲▲壬申長
▲▲壬寅病
▲▲癸酉沐
▲▲癸卯死

▲▲壬午胎
▲▲壬子帝
▲▲癸未養
▲▲癸丑衰

▲▲壬辰墓
▲▲壬戌官
▲▲癸巳絕
▲▲癸亥臨

月之十二運正說節用之

木性人

▲▲甲己歲
▲▲丙辛歲
▲▲戊癸歲
▲▲正五月臨

▲▲乙庚歲
▲▲丁壬歲
▲▲己癸歲
▲▲六月帝

▲▲乙庚歲
▲▲丁壬歲
▲▲己癸歲
▲▲七月絕

火性人

▲▲甲己歲
▲▲乙庚歲
▲▲丁壬歲
▲▲正五月長

▲▲甲己歲
▲▲乙庚歲
▲▲丁壬歲
▲▲六月長

▲▲甲己歲
▲▲乙庚歲
▲▲丁壬歲
▲▲七月病

土性人

▲▲甲己歲
▲▲乙庚歲
▲▲丁壬歲
▲▲正三月長

▲▲甲己歲
▲▲乙庚歲
▲▲丁壬歲
▲▲二月長

▲▲甲己歲
▲▲乙庚歲
▲▲丁壬歲
▲▲八月病

金性人

甲己日	△△△	庚午時沐	△△△	辛未時官
丙辛日	▲▲▲	庚寅時絕	▲▲▲	辛卯時胎
丁壬日	▲▲▲	庚子時死	▲▲▲	辛丑時墓
			▲▲▲	庚戌時衰
			▲▲▲	庚辰時養
			▲▲▲	庚申時臨
			▲▲▲	辛亥時病
			▲▲▲	辛酉時帝
			▲▲▲	辛巳時長

水性人

甲己日	△△△	壬申時長	△△△	癸酉時沐
丙辛日	▲▲▲	壬辰時墓	▲▲▲	癸巳時絕
戊癸日	▲▲▲	壬子時帝	▲▲▲	癸丑時衰
			▲▲▲	壬戌時官
			▲▲▲	壬午時胎
			▲▲▲	壬寅時病
			▲▲▲	癸亥時臨
			▲▲▲	癸未時養
			▲▲▲	癸卯時死

正誤

詹々言云、有氣無氣は陰陽家の拘忌に出づ、論するに足ざれども、俗間専ら用る故に録す、陰陽家に人身氣有餘に當る年を有氣とし、虚耗に屬する年を無氣とす、俗に有卦無卦に作るは非也、弘賢曰非也といふは、陰陽家閑田耕筆云、世にうけむけといふは、曆にあづからぬことなれども、貴人は嚴重に祝ひ給ふことなり、うけは七つめ、むけは五つめにて性をとるは、木ならば卯よりかぞふる也、然るにその文字を、有卦無卦と書ならひたるは、兄方を惠方と書如き誤にて、有暇無暇と書べし、大般若經に貧窮無暇入有暇といふに基せりと、祖芳老禪の話なり、弘賢曰、貧家無暇入有暇といふ句、大般若經には見えずといへり、もし他經の引たるべきや、再按するに、金光明最勝王經夢見識に、不墮無暇八難中生在有暇人中尊といふ事見えたり、されど、有氣無氣とおのづから別事なり、

擬集古録

- 卷之一 壺碑
- 卷之二 小野毛人墓誌圖
- 卷之四 辨官符碑圖
- 卷之五 鴨毛屏風銘
- 卷之六 佛足石圖并碑
- 卷之七 壺碑圖
- 卷之十六 釋蓮生塔
- 卷之八 益田池碑
- 日本武尊憩座石
- 筑紫國造磐井墓
- 卷之九 奥州宮城郡燕澤碑
- 卷之十 小松内府墓
- 擬集古録附 遠人木牌圖

赤馬御印圖

玄猪御白圖

右以昌平學庫本補之、杏花圖

覃按、卷九卷十、恐後人所補也、

擬集古錄卷之一

壺碑全圖

丹陽並河水崇永述

多賀城

去京一千五百里

去蝦夷國界一百二十里

去常陸國界四百二十里

去下野國界二百七十四里

去韃靼國界三千里

此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝瑞修造也

天平寶字六年十二月一日

長六尺餘

坪碑史證考

藤塚知明誌

碑在宮城市川村多賀城址、去我一宮神祠、西南二十八町餘、日本總國風土記曰、陸奧國宮城郡、坪碑有鴻之池、今廢、為故鎮守門碑、惠美朝瑞建之、見雲真人清書也、記異域本邦之行程、令旅人不為迷塗、

或云、歌書、作壺石文、壺洪孤切、音胡、酒器也、當作壺、壺若本切音惘、宮中街也、按壺壺坪共訓豆保、方言相通、坪蒲明切音、平地平處也、

風土記坪碑之次、有坪湯、其地今猶存焉、鄉民呼湯坪者訛也、此道路一達、古號坪地也、想此城修造之日、四至開嶮岨、通直路、而立石於城外、刻其里程、示衆民、而號鎮守門碑者矣、豈鑿字義、而說閣之間道邪、

多賀城

續日本紀曰、天平九年春正月丙申、先是陸奧按察使大野東人等言、從陸奧國、達出羽柵道、經男勝、行程迂遠、請征男勝村、以通直路、於是詔持

節大使兵部卿徠三位藤原朝臣鷹、副使正五位下佐伯宿禰豐人、常陸守從五位上勳六等坂本朝臣宇頭麻呂等、發遣陸奧國、四月戊午遣陸奧持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言、以去二月十九日、到陸奧國多賀柵、按先是紀載鎮守事、唯記陸奧鎮守、多賀柵之名、始見于此、碑面記、神龜元年、多賀城者、以天平寶字六年修造故也、

去京一千五百里

天平寶字五年紀曰、冬十月詔曰、為改作平城宮、暫移而御近江國保良宮、今之行程未考、公羊傳曰、京師者天子之居也、師者衆也、京者大也、天子之居、必以衆大之辭言之、

去蝦夷國界一百二十里

日本書紀曰、景行天皇二十七年春二月、武內宿禰自東國還奏言、東夷之中、有日高見國、其國人、男女並推結文身、為人勇悍、是總曰蝦夷、亦土地沃壤而曠之、又曰、齊明天皇四年夏四月、阿倍臣闕名

率船師一百八十艘伐蝦夷、靺田淳代二郡蝦夷望怖乞降、於是勒軍陳船於靺田浦、靺田蝦夷恩荷進而誓曰、不為官軍、故持弓矢、但奴等食肉故持、若為官軍、以儲弓矢、靺田浦神知矣、將清白心仕官朝矣、續日本紀曰、神龜元年三月、陸奧國言、海道蝦夷反、殺大掾從六位上佐伯宿禰兒屋麻呂、本州今無有、稱日高見之地、按延喜式、載桃生郡日高見神社、恐古為日高見國乎、去此城址者、實百餘里、當時島夷侵州略地、羣居者不遐、紀中記作桃生柵、奪賊肝膽、又秋田淳代之蝦夷者可併考、今呼蝦夷者、最遠鎮所號松前、斷陸間海之別島也、其地東連大洋、北鄰韃靼、人物長大、髮粉、肩白眼赤眸、髭蔽口、徒跣而奔、趨山野、其性如禽獸、方語最不通、誠皮服之島夷也、說文曰、南蠻從蟲、北狄從犬、西羌從羊、惟東夷從大從弓、

去常陸國界四百二十里

延喜民部式曰、東海常陸國、大、管新治真壁筑波、河內信太茨城、行方鹿島那珂久慈多珂、右爲遠國、常陸風土記云、所以然號者、往來道路、不隔江海之津、濟郡鄉境相續、山河之峯谷取近通之義、以名稱焉、是東海道之邊藩、而此城援軍之近疆也、今以關田村爲國界、行程不考、去下野國界二百七十四里

延喜民部式曰、東山道下野國、上、管足利、梁田安蘇郡賀寒川、河內芳賀鹽屋那須、右爲遠國、風土記抄云、上毛野下毛野兩國間、有二野、曰佐野笠懸野、其野中有一河、號渡瀨、又有川曰佐野中川、以此渡瀨爲兩國界、川西曰上毛野、東曰下毛野、川東爲下、川西爲上、古今例也、是又東山道未塞、應此城急遽之鄰藩也、今以白坂驛爲國界、行程未考、天平寶字三年紀云、救坂東八國、陸奧國若有急速索援兵者、國別差發二千已下兵、擇國司精幹之者一人、押領速相救援、願下國

分二寺圖於天下諸國、天平九年紀云、夏四月戊午、略到陸奧國多賀柵、與鎮守將軍從四位上大野東人共平章、且追常陸上總下總武藏上野下野等六國騎兵總一千人開山海兩道、夷狄等咸懷疑懼、去靺鞨國界三千里

括地志云、靺鞨古肅慎地、去京兆萬里、東北各抵大海、史記曰、有集于陳庭而死、楛矢貫之、石弩矢長、尺有咫、陳潛公使使問仲尼、仲尼曰、隼來遠矣、此肅慎之矢也、註正義曰、肅慎國記云、肅慎其地、在夫餘國東北、今之靺鞨國、方在此矣、日本書紀曰、欽明天皇五年、越國言、於佐渡島北御名部之崎岸、有肅慎人、乘一船而淹留、又曰、齊明天皇四年、越國守阿都引田臣比羅夫、討肅慎、獻生熊二、熊皮七十枚、沙門智識造指南車、同六年三月遣阿陪臣、名率船師二百艘、伐肅慎國、阿陪臣以陸奧蝦夷、令乘已船到大河側、於是、渡島蝦夷一千餘屯聚海畔、向河而營、營中二人進而急叫曰、

肅慎船師多來將殺我等之故、願欲濟河而仕官矣、歷代要覽云、凡之先起於北方、在唐謂之靺鞨、後謂之靺鞨矣、于此記靺鞨者、天平寶字六年而以當唐肅宗寶應元年也、是則古所號肅慎今之靺鞨也、其俗常習戰攻、入寇鄰域、北狄之大魁首可惡之地也、昔年犯我州者如紀文、終不得志、後滅金、改元者、起於靺鞨也、今鄰松前有加良布止島、則爲靺鞨之地、唐書有靺鞨傳、不贅于此、

神龜元年歲次甲子

神龜元年紀曰、二月甲午詔曰、去年九月天地貺大瑞物顯來理、又四方食國乃年實豐、牟俱佐加爾得在止見賜而、隨神母所念行爾于都斯久母皇朕賀御世當露見留爾者不在、今將嗣座御世名乎記而、應來顯來留爾在、所念座而、今神龜二字御世乃年名止定氏、改養老八年爲神龜元年、先是養老七年冬十月、乙卯詔曰、今年九月十七日、得左京人紀家所獻白

龜、仍下所司、勘檢圖謀、奏稱、孝經授神經契曰、天子孝、則天龍降、地龜出、熊氏瑞應圖曰、王者不偏不黨、尊用耆老、不失故舊、德澤流洽、則靈龜出、登壇必究曰、歲星行二宿十二歲、而行二十八宿、一周天、按星者、木曜而生、亥至戌、一周天、十二支之行則十二年也、一次而四時之功畢、此年次甲子之行度、

按察使

養老三年紀曰、秋七月、庚子、始置按察使、其所管國司、若有非違及侵淫百姓、則按察使親自巡省、量狀黜陟、其徒罪以下斷決、流罪以上錄狀奏上、若有聲教條修部內肅清、具記善最言上、亦曰養老五年六月、乙酉、太政官奏言、國郡官人、漁獵黎元、擾亂朝憲、故置按察使、糾彈非違、肅清奸詐、既定官位、宜有科祿、請以按察使、准正五位官云々、詔曰、朕之肱股、民之父母、獨在按察、寄重務繁、與羣臣異、加祿一倍、便以當土

物、准度給之、按、唐睿宗景雲二年、置三十道按察使、開元二年改曰三十道按察採訪處置使、和漢有_二此使_一、

鎮守將軍

天平寶字元年紀曰、六月、壬辰、丁丑朔左太辨正四位下大伴宿禰古麻呂爲兼鎮守將軍、陸奧守從五位下佐伯宿禰全成爲兼副將軍、延喜主稅式曰、陸奧國正稅六十萬三千束、公廩八萬三千七百十五束、國司料六千二百束、鎮守料十六萬二千五百十五束、祭鹽竈神、料一萬束、又曰、鎮守府將軍准守、軍監准掾、軍曹准目、醫師、醫師准史生、若帶國者、不須兩給、其按察使准當國守、記事准掾、和名類聚抄曰、陸奧、美知乃、國府在宮城郡、鎮守澤、周禮云、天子六軍萬二千五百人、其將皆命卿、蓋有國稱大夫、在軍稱將軍、戰國時始有大將軍乎、將軍之號和漢有之、從四位上勳四等

官位令義解曰、從四位 大中大夫上、田令曰、從四位二

十町、凡文位自少位至正一位有十八階、續日本紀曰、大寶元年、始依新令、改制官名位號、○中勳位始正冠正三位、終追冠從八位下階、合十二等、官位令義解曰、正三位 金紫光祿大夫、大納言勳一等註謂、此條舉勳一等者、以顯相當正三位故也、下皆准之、依公式令、凡文武職事散官、朝參行立、各依位次爲序、故知一等以下皆著當色之服、立文官之列、假如一等等行列者、立正三位之下從三位之上類也、軍防令曰、凡行軍發勳、定薄每隊以先鋒者爲第一、其次爲第二、延喜式部式曰、凡勳位朝參者、服文位服、列當位次第、若無文位著黃袍、軍防令曰、凡勳人、得勳後身亡者、其勳依例加授、大野朝臣東人

大野朝臣東人

日本書紀曰、天武天皇十三年、冬十年己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰真人、二曰朝臣、續日本紀曰、神龜二年、閏正

丙戌朔月丁未、天皇臨朝、詔敍征夷大將軍已下一千六百九十六人勳位、各有差、授正四位上藤原朝臣宇合

從三位二等、從五位上大野東人從四位下勳四等、天

平十一年夏四月、壬午、壬戌朔陸奧國按察使兼守鎮守府將

軍大養德守從四位上勳四等大野朝臣東人爲參議、

十三年閏三月、乙卯、授從四位上大野東人從三位、

十四年十一月、癸卯、參議從三位大野朝臣東人薨、

飛鳥朝廷糺職大夫真廣果安之子也、

參議

大寶二年紀曰、五月、丁亥、丁卯朔敕、從三位大伴宿禰安麻

呂、正四位下粟田朝臣真人、從四位上高向朝臣麻呂、

從四位下下毛朝臣古麻呂、小野朝臣毛野、令參

議朝政、公卿紀曰、大寶三年、始置參議、天平十三

年十一月四日、敕、始給食封八十戶、按職員令、

有大納言四人、掌參議庶事、宣旨侍從、獻替、別

無此職、

東海東山節度使

東海東山節度使

天平四年紀曰、八月、丁亥、辛未朔正三位藤原朝臣房前爲東

海東山兩道節度使、天平寶字五年紀十一月丁酉、辛巳朔

以從四位下藤原惠美朝臣朝狩爲東海道節度使、

延喜式民部式曰、東海道伊賀國下伊勢國大志摩國

下尾張國上參河國上、右爲近國、遠江國上、駿河國

上、伊豆國下、甲斐國上、右爲中國、相模國上、武藏國

大、安房國中、上總國大、下總國大、常陸國大、右爲遠國、

東山道近江國大、美濃國上、右爲近國、飛驒國下、信

濃國上、右爲中國、上野國大、下野國上、陸奧大、出羽國

大、右爲遠國、事物紀原云、唐制綠邊戎寇之地、則加

以旌節、謂之節度使、兵志曰、高宗永徽以後、都督

帶使持節者、始謂之節度使、和漢有_二此使_一、

仁部省

天平寶字二年紀曰、八月、甲子、庚子朔是日、大保二位兼中

衛大將藤原惠美朝臣押勝、正三位中納言兼式部卿

神祇伯石川朝臣年足、○中參議正四位下中務卿藤原

朝臣眞楯等奉敕改易官號、○中民部省施政於

民惟仁爲貴、故改爲仁部省、職員令曰、民部省管
寮二、卿一人、掌諸國戶口名籍、賦役、孝義、優復、家
人、奴婢、橋道、津濟、渠池、山川、藪澤、諸國田事、拾芥
抄曰、民部改仁部省、宮城內大
政官南、美福大路

惠美朝朝臣獨

天平寶字元年紀曰、七月丁未朔、從五位下藤原朝臣朝

瑞爲陸奥守、同四年正月癸亥朔、敕曰、盡命事君、

忠臣至節、隨勞酬賞、聖王格言、昔先帝數降明詔、

造雄勝城、其事難成、前將既困、然今陸奥按察使

兼鎮守將軍正五位下藤原惠美朝朝臣獨等、教導荒

夷、馴從皇化、不勞一戰、造成既畢、又於陸奥國

杜鹿郡、跨大河、凌峻嶺、作桃生柵、奪賊肝膽、

睿言惟續、理應褒昇、宜擢朝瑞、特授從四位下、

五年紀曰、冬十月壬子朔、癸酉、以從四位下藤原惠美朝

臣朝瑞爲仁部卿、陸奥出羽按察使如故、十一月

爲東海道節度使、按朝瑞者從一位藤原朝臣惠美押

勝之五男也、奥州在位之勳功如記文、

修造也

軍防令曰、凡城隍崩頽者、役兵士修理、若兵士少

者、聽役隨近人夫、遂閏月修理、其崩頽過多、交

關守固者、隨即修理、役訖具錄申、太政官、則所

爲此城隍修造之也、

天平寶字六年

天平寶字元年紀曰、三月己酉朔、天皇寢殿承塵之裏、天

下太平四字自生焉、庚午敕、召親王及羣臣、令見

瑞字、夏四月戊寅朔、辛巳、百官詣朝堂、上表以賀瑞字、八

月丁丑朔、駿河國益頭郡金刺舍人麻自、獻蠶產成

字、甲午敕曰、朕以寡薄、忝繼洪基、君臨八方、

于茲九載、曾無善政、日夜憂思、危若臨淵、慎如

履冰、於茲去三月二十日、皇天賜我以天下大

平四字、略朕祇承嘉符、還恐寡德、豈朕力之所

致、是賢佐之成功、宜與王公共辱斯賜、但景命

爰集、隆慶伊始、思俾惠澤被於天下、宜改天平勝

寶九歲八月十八日、以爲天平寶字元年、碑面記六

年者、迺廢帝四年、唐肅宗寶應元年也、

西

碑上刻西、字義未詳、竊想此城、所向之方位、標碑

額、且兼西去、京之義、以示黎元者、乃是風土記、

所謂令旅人、不爲迷塗之意、又考、延曆十三年

紀謂、至都遷平安、於東山之上、置將軍之像、

令之西面、鎮守皇城、然則古今鎮守之事、必有故

乎、且記期後識者而已、

壺の碑

伊藤長胤誌

中華にて金石のきはめて古きは、周の鼎河にしづみ、
秦の甕夷に没し、石鼓の文、嶧山の碑、後世わづかに
其文字の彷彿をうつし傳ふ、本朝にて碑碣の究めて
古きは、奥州壺の碑にしくはなし、むかし頼朝公の和
歌に詠せられしにより、今の世人々記憶する事なり、

其時よりも已に故事となり、古今の間に其名高し、其

碑自然石なり、其脊馬鬣のごとし、高さ六尺五寸、廣

さ三尺一寸、その中に界あり、其界の豎三尺八寸五

分、横二尺六寸、奥州宮城郡市川村の北の丘にあり、

上代に多賀城といふ城の舊跡なりと、其時の門碑な

りといひ傳ふ、筆者何人なる事をしらす、近世陸奥風

土記といふ書出て、見雲真人といふ人の筆跡なりと、

水戸の儒官考あり、前時國主より儒官を遣はして、う

つさるによりて、今は世上に打本寫本等多し、僧の顯

昭の説に、壺の碑といふは、むかし田村將軍東征の日、

弓の弦にてしるし玉ふと、謬傳なり、或人のいふ、こ

れは表の文にあらず、碑の背に書玉ふと、

按するに、大野東人といふは、糺職大夫眞廣果安が子

にて、神龜三年征夷にしたがひて戦功を盡し、從四位

勳四等を授けらる、天平三年陸奥の按察使となり、鎮

守將軍をかねて、後に官を累ねて參議大養德守征西

將軍となり、從三位にいたり十四年に薨じ玉ふ、此

碑神龜元年、按察使兼鎮守從四位の官位を書すは、
碑を立る時あとより書しにより、相違あると見へた
り、藤原朝焉といふは、孝謙帝の寵臣大師惠美朝臣押
勝の五男なり、天平寶字四年に陸奥の按察使となり、
鎮守府將軍を兼從四位を授らる、五年に仁部卿とな
る、今の民部卿なり、六年十一月東海東山兩道の節度
使となる、十二年に參議となり、其歴官の次第は續
日本紀に詳なり、碑に記す所と相違なし、賴朝の歌
は新古今集雜の下にあり、
前大僧正慈圓の、文にては思ふほどの事も申盡しが
たきよし、いひ遣はしける返しに、賴朝、
陸奥のいはで忍ぶはるぞしらぬ

かきつくしてよ壺のいしふみ

擬集古錄卷之二

小野毛人墓誌圖

碑面

鍍金牌 長一尺九寸六分、廣四寸、厚二分半、
飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝任太政官兼刑部大輔大錦上

碑背

小野毛人朝臣之墓營造歲次丁丑年十二月上旬即葬

右毛人墓誌、在山州愛宕郡高野村寶幢寺、里人云、村
南高野川東涯、御靈神祠東、一百歩許、有高平之地、
人每過此、則旬然有響、衆皆怪焉、慶長十八年十二
月、村民就而掘之、下有石棺、發啓之得此牌、○
飛鳥淨御原宮治天下天皇御朝、即天武天皇御宇也、○

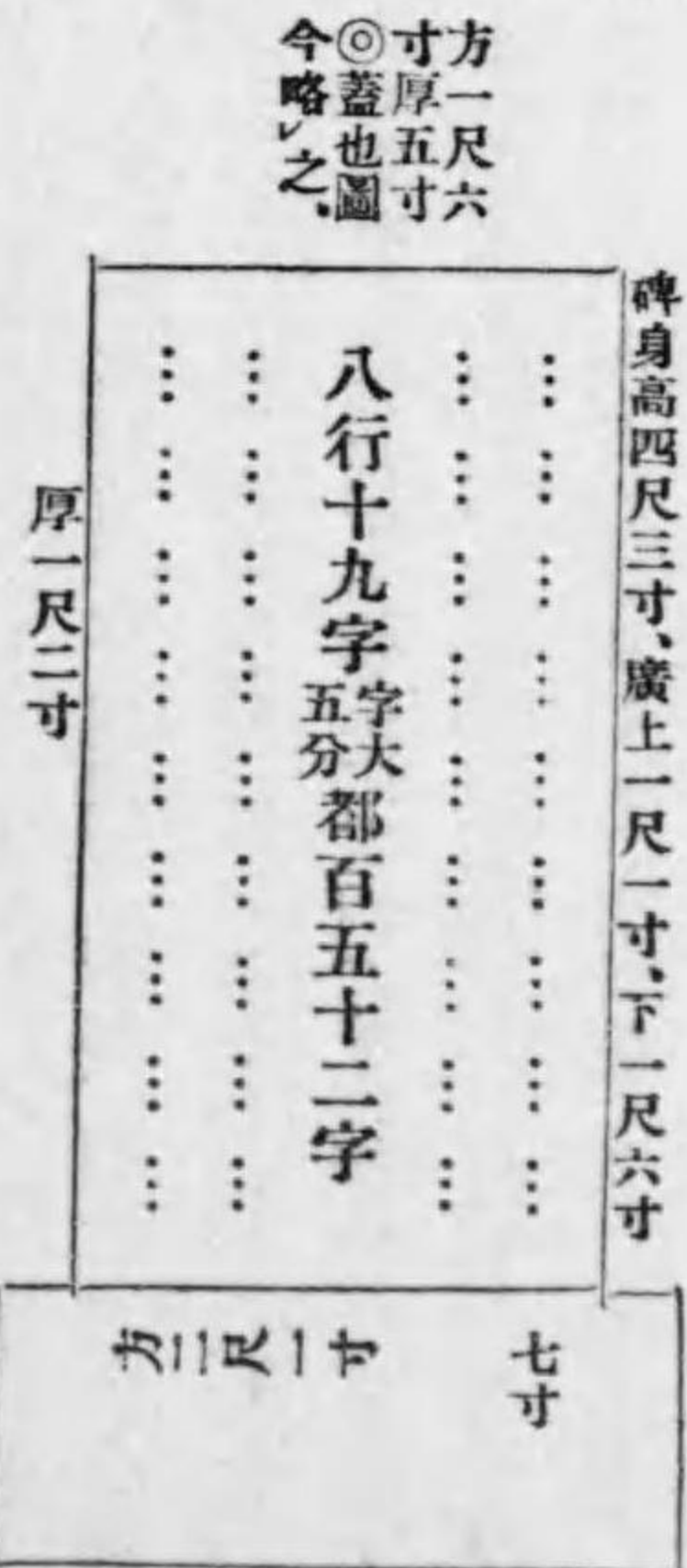
任太政官、天武之朝、以皇子高市、當知太政官事、毛
人之任、蓋其輔也、○兼刑部大輔、孝德天皇大化五年
春二月始置之、○大錦上、天智天皇三年、定二十六
階、其中有二大錦上、大錦中、大錦下之號、先是孝德天
皇大化五年、制冠十九階、七曰大華上、八曰大華下、於
是改華曰錦、續日本紀云、元明天皇和銅七年夏四月、
丁巳朔辛未、中納言從三位兼中務卿勳三等小野朝臣毛野薨、
小治田朝大德冠妹子之孫、小錦中毛人之子也、按、天武
紀壬申之功臣終焉之日、多贈以大錦上、由是觀之、
則紀以生前而言、誌以卒後贈階而言、故有大小
上中之異爾、○小野毛人朝臣、日本紀漏洩毛人之事
跡、故今無所考據、○營造歲次丁丑年、即天武六年
也、天武紀云、十二年詔、五十二人賜姓曰朝臣、小
野臣預焉、蓋似不可以下六年稱朝臣、然日本紀之
書、往々疎漏不少、今舉其二、論之、天武十五
年、號朱鳥元年、書曰、名宮曰飛鳥淨御原宮、先是
二年既書曰、即帝位於飛鳥淨御原宮、又十年二月、

立草壁皇子、爲皇太子、先是八年十月、既書以太
子草壁、如此之類、不可盡數、則小野臣賜朝臣
姓者、必當在六年之前、而十二年後、以詔羣臣賜
姓、故記者合書於是年、未可知矣、故今斷以墓
誌爲真、或曰、職原鈔云、參議者非正官、然而除
目任之、四位任之者、稱某朝臣、三位已上稱姓朝
臣也、以此推之、則當是之時、不可書以姓朝
臣也、於某朝臣、未賜者可書也、曰非也、夫位署
體式、先名後姓等之制、始於養老年中、天武之朝、
未嘗有姓朝臣名朝臣之定例、故持統帝四年書曰、
布勢御主人朝臣、大伴御行宿禰、同八年書曰、布勢朝
臣御主人、大伴宿禰御行、如此之類、亦不違枚舉、
續日本紀云、元正天皇養老四年冬十月、太政官處分
唱考之日、三位稱卿、四位稱姓、五位先名後姓、
自今以去、永爲恆例是也、○萬多親王、姓氏錄云、
小野朝臣、孝昭天皇皇子天足彥國押人命之後也、小野
臣妹子家、居于江州滋賀郡小野村、因以爲氏、按、及

毛人之躬、從江州小野村、徙山州愛宕郡、故復以其地一名小野、是與杜氏所謂陸渾是敦煌之地名也、徙于其戎伊川、復以陸渾為名、其事相同、譬猶相良氏自遠州相良邑、移肥之後州、球麻郡人吉城、復以其地呼相良、南部氏自甲州八代郡南部邑、徙奧州岩手郡盛岡城、復以南部為稱、相馬氏從總之下州相馬郡、徙與州互郡中村城、復以相馬為名、按、山州稱小野之地、有四所、二在愛宕郡、而有與大原鄰、有與市原接、蓋毛人之采邑也、一在葛野郡、與細川接、一在宇治郡、與栗栖野鄰、皆毛人同祖、小野氏所邑、略見于姓氏錄、○夫鎡金之在地下、歷千歲之久、而猶未磨滅、文字分明、後世為墓誌者、所宜傲也、或貧困其力不足、或僻地不能遠營為、則鑄志博覽、猶可也、古人文集、謂銘茲瓦一期、永久者是也、

擬集古錄卷之三

那須國造碑圖



其辭曰

永昌元年己丑四月、飛鳥淨御原大宮、那須國造追大壹那須宣事提評督被賜、歲次庚子正月二壬子日辰、節殄、故意斯麻呂等立、碑銘德云、爾仰惟殞公廣氏、尊胤國家棟梁、一世之中重被貳照、一命之期、遙見再甦、碎骨視髓、豈報前恩、是以曾子之家、無

有嬌子、仲尼門、無有罵者、行孝之子不改其語、銘夏堯心澄神照乾六月童子意香次坤作徒之六合言喻字故無翼長飛無根更固、

右那須國造碑、在下野州那須郡湯津上里、碑云、永昌元年己丑四月、飛鳥淨御原大宮、那須國造追大壹那須宣事提評督被賜、歲次庚子年正月二壬子日辰、節殄、故意斯麻呂等立、碑、貞享四年之秋、予奉君命、至那須、親寫碑文、元年上二字不甚分明、乃摸印見之、永昌二字也、然本邦無永昌號焉、飛鳥淨見原天武朝也、天武有朱鳥號、永昌字形稍似朱鳥、想是歲月之久、字體訛缺也、因推為朱鳥、歸後考之、朱鳥元年歲在丙戌、而此曰己丑、則非朱鳥也明矣、今按、唐武后永昌元年、歲在己丑、而當持統三年、此時本邦年號闕、故假用異域年號乎、殄故二字於義不安、疑是物故乎、庚子年是文武四年也、蓋那須國造天武朝人物、而歷仕持統文武者也、凡上世碑碣今存于世、

追大壹之號、曾子之家無有、嬌子、仲尼之門無有、罵者、原、孔子家兒不識、罵、曾子家兒不識、闔之語、自銘夏、至、喻字、二十四字未詳、無翼長飛出、韓子、舊事紀第十卷國造本紀曰、那須國造纏向日代朝御世、紹河命孫大臣命定、賜國造、蓋國造本紀載、百世四國、而其裔、今纔有、四家、雲州大宮司、紀州日前宮司、備之中州吉備津宮司、因州宇都宮司、皆有、國造之稱、矣、此外葛城國造、伊勢國造、尾張國造、宇佐國造、阿蘇國造、雖有、其後、未聞、稱、國造、其餘如、那須國造、不知、其後嗣、今在、何之處、爾、土俗以、是碑、稱、御笠石、祈、雨、以、笠覆、棟首、則必有、應、並河永謹志、

擬集古錄卷之四

辨官符碑圖

碑身高四尺四寸、廣二尺、厚一尺八寸五分、

蓋石方
三尺、
厚六寸

蓋石
圖略

弁官符上野國片岡郡綠野郡甘
良郡并三郡內三百戶郡成給口
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人口
太政官二品穗積親王左大臣正二位
石上 石大臣正二位藤原

右辨官符碑、在、于野之上州多胡郡本鄉村、而文字頗
缺落、續日本紀云、和銅四年三月、辛亥、割、上野國甘良
郡織裳、韓級、矢田、大家、綠野郡武美、片岡郡山等六郡、
別置、多胡郡、按、多治比真人、日本紀云、宣化天皇第五
皇子、椀子、是丹比公之先也、三代實錄云、宣化天皇皇子
加美惠波、生、十市王、十市王生、多治比公、公天資謙

讓、賜、姓、多治比、使、以、名、為、姓、也、天長九年四月、木
工頭從五位上多治比真人貞成等、奏請改、多治比三
字、為、丹堀兩字、中古稱、丹黨、皆公之後胤也、穗積親
王、天武天皇第六皇子也、續日本紀曰、慶雲二年九月壬
午、詔、二品穗積親王知太政官事、給下一字磨滅、石上
與、藤原之下、共二字剝蝕、蓋以、上書、真人、之例、推
之、則皆當作、朝臣、續日本紀和銅元年三月甲子朔、
丙午、右大臣正二位石上麻呂為、左大臣、大納言正二
位藤原不比等為、右大臣、姓氏錄云、石上朝臣、字麻志
麻治命十六世之孫、物部連公麻呂之後、改賜、石上朝
臣姓、藤原朝臣、天智天皇八年、詔中臣連鎌足賜、藤原
氏、天武天皇十三年賜、朝臣姓、
禮曰、昔者明主之治、民有、法、必別、地以州、之、分
屬而治、之、然後賢民無、所、隱、暴民無、所、伏、使、
有司日省時考歲誘、賢焉、則賢者親不、宵懼、使、之
哀、鰥寡、養、孤獨、恤、貧窮、誘、孝弟、選、賢舉、能、
此七者修、則四海之內、無、刑民、矣、本邦古昔、於、

州縣之分、謹書、之於策、又勒、之於石、以示、于後
世、其憂國愛民之意、可、謂、深切、矣、中古以降、王
綱紐解、諸國瓜裂、天下人牧、無、一、用、心於此、者、故
延喜式、倭名類聚、所、載郡名、有、其地今闕者、攝州
百濟、尾州山田、遠州長下山香、因州巨濃是也、有、
非、二書所、載、而今稱、某郡、者、河州八上、遠州豐
田、羽州山本、越之前州吉田、南條、薩州河多是也、又
有、州民之所、私稱、而、不、用、于官籍、者、中、分武州
入間郡、而呼、入東、入西、以、野之上州羣馬郡、分
呼、東羣馬、西羣馬、二、分越之前州坂井郡、而稱、坂
北、坂南、三、分今立一郡、而曰、今南今北今立、三、
分長州豐浦郡、而呼、豐東、豐西、豐田、相、分讚州香川
郡、而稱、香東、香西、又有、河州之俗、以、河內郡、稱、
恩地、以、石川郡、號、東條、攝之懸郡、常之關郡、是皆
土俗之私號、而野史稗說亦偶取、焉者、然今不載、于
公籍、也、又有、尾州中島、海西、葉栗三郡、其半混、入
于濃州、者、又有、相州本八郡、而以、出、正稅一萬

三千石之地、稱津久井縣、而不屬于郡者、如奧州、紛擾太甚、尤可歎哉、宗淳嘗曰、上世碑碣、今存于世者、那須國造碑、與陸奥壺碑也、夫水戶西山公、居侯伯之位、據國君之勢、好古之篤、探奇之博、祕記與牒搜索殆遍、而上州之遠、常州、其地亦不甚相遠、而不知有此碑之在、異哉、予適得之於僻地草莽之間、以為至珍至寶、仍想、上世碑碣若是者、世亦豈盡無也哉、特探討之不、至身此所以有借于集古之擬、而折金雞石之錄、於好古博雅之君子也、播州飾磨郡姬路城、志水門外、有沒字碑高四尺許、土俗傳云、飾東西分割之碑、是地乃飾東、飾西之界也、然今無一字半文可徵焉、焉惜哉、

擬集古錄卷之五

鴨毛屏風銘

種好田良易以得穀、君賢臣忠易以至豐、諛辭之語多悅、會情正立之言倒心、逆身正直為心、神明所祐禍福無門、唯人所招、父母不愛不孝之子、明君不納不益之臣、清貧長樂、濁富恆憂、孝當竭力、忠則之命、君臣不信、國政不安、父母不信、家閨不睦、
都九十
六字、

論曰、孔子曰、德之流行速於置郵而傳命、文字之化、人也抑末也、夫聖武座右雖有若、是鐵、未嘗見片語單辭施乎其行事、悅聽玄昉諛辭之語、厭絕廣成、剛直之言、設立皇居於三國、而眩惑羣臣、於所適腹剝百姓膏血、而經始高大伽藍、天下疲弊衆庶懷恨、天皇已崩後雖追罪首謀者、瘡痍終不痊、於流民飢餓亦何補之、有能保某首領而入地者、亦幸而免也、

附

道德承天訓、鹽梅寄真宰、羞無鹽梅術、安能臨四海、
右五言述懷一絕、大友皇子作、見懷藻、皇子為人天性明悟博學多通、會壬申之亂、天命不遂、可謂詩識矣、

年雖足戴冕、智不敢垂裳、朕常夙夜念、何以拙心匡、猶不師、往古、何敕、元首望、然母三絕務、且欲臨短章、
右述懷詩文武天皇御製、見懷風藻、

淑氣光天下、薰風扇海濱、春日歡春鳥、蘭生折蘭人、鹽梅道尚故、文酒事猶新、隱逸去幽藪、沒賢陪紫宸、
右春日侍宴應詔詩藤原史公作、見懷風藻、

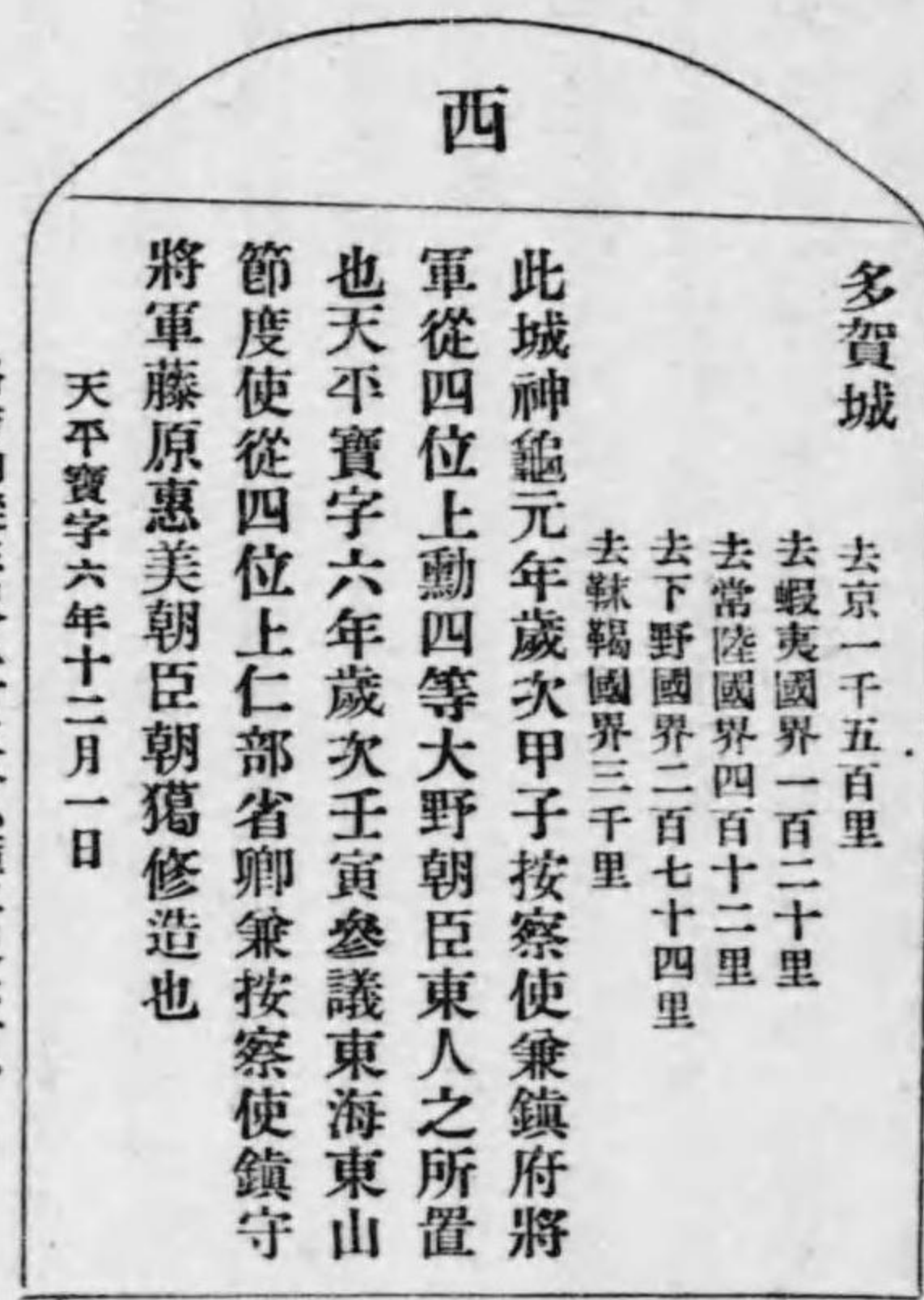
運伶時窮、蔡、吾衰久歎、周、悲哉圖不出、逝矣水難留、王姐風蘋薦、金罍月桂浮、天縱神化遠、萬代仰芳猷、
右仲秋釋奠作藤原萬里作、見懷風藻、

之云、釋迦佛在世之時、所經歷之地、往々有之、屈支城及空羅代國王石面皆有佛足跡、長一尺八寸、廣六寸、中華亦有之、非法師往摩竭陀國、親禮聖跡、自印將來、今在坊州玉華山、鐫碑記之、法苑珠林云、唐循州東北興寧縣靈龜寺北石上有佛跡三十、本邦山州度賀尾山北溪亦有之、釋高辨所作也、予想在西域與循州者、固虛假而非真物也、以自然有武之石、假目之也、在坊州與本邦者、皆真物而非虛假也、其作者心實求之而營爲之也、嗚呼縱使佛之多力、遠超孟賁、不當爲如是癡騷之戲也必矣、所以佛之爲佛、唯在其德、而不在于其力也、若夫謂使足力陷于石者、可敬可崇、則河東華嶽石山有巨靈之足跡、洛郊之莊雙石有唐高祖之靴跡、本邦丹後州深尾坂有茨木童子足跡、上野州松枝西有百合弱脚跡、且馬賤畜也、唐晉昌及廣武馬蹄谷石上、有漢武天馬之跡、支那山白馬澗石上有支道林飛步馬跡、朝鮮平

壤府麒麟窟石山、有東明王馬跡、山州笠置山石上、有後醍醐天皇馬跡、筑後州高良山石山、有武內宿禰馬跡、其餘稱人馬跡者、異域本邦所不在不可舉數、此亦豈可爲恭敬和南哉、藤后婦人也、因不足責矣、高辨之智而爲之、怪哉、

擬集古錄卷之七

壺碑圖



高六尺五分、廣三尺一寸、

多賀城

去京一千五百里

去蝦夷國界一百二十里

去常陸國界四百二十里

去下野國界二百七十四里

去隸轄國界三千里

此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮府將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣鴉修造也

天平寶字六年十二月一日

略方內縱三尺八寸五分、橫二尺六寸、

碑背類馬獸

右壺碑在陸奧國宮城市川村南岡、古昔多賀城墟石碑尚在、而文字頗剝缺、但摹本今行于世、○壺土人云

壺、音備、和訓紫保、今謂紫保略下也、然本邦古人用字之格泛、取訓相通、故壺壺坪皆用、不可必泥于一、猶吉野芳野、明石赤石、香椎、樞日、寄襲、借飯是也、○京大和國平城是也、續日本紀云、天平寶字五年十月遷都下近州保良、即紫香、六年五月復都平城、○按、蝦夷國界岩瀨郡一關是也、舊名衣關、蝦夷本居陸奧東海洋中、當此時避居奧越山谷之間、隨畜移徙數爲寇盜、侵擾東邊、殺略吏民、故官吏就所居之地、設關防禦焉、日本紀云、景行天皇二十七年二月、武內宿禰奏言、東夷之中有日高見國、其國人男女並推結文身、爲人勇悍、是總曰蝦夷、擊可取也、四十年、日本武尊征東夷、至蝦夷境、賊首悉服、孝德天皇四年四月、治磐舟柵、越後國石、以備蝦夷、齊明天皇五年三月、遣阿倍臣、簡集飽田、淳代二郡蝦夷、津輕郡蝦夷、膽振鉏、梨婆陸、蝦夷、至肉入籠、此云之、以後方羊蹄、此云斯、爲政所而歸、按、膽振鉏、肉入籠、後方羊蹄、梨婆陸、皆蝦夷本國地名、其國無有五穀、食肉存活、深山之中正住樹、本以越蝦夷稱

北蝦夷、以陸奧蝦夷稱東蝦夷、其部落有三種、遠者名都加留、次者名龜蝦夷、近者名熟蝦夷、續日本紀云、陸奧、越後二國、蝦夷野心難馴云々、可併觀矣、○常陸國界、菊田郡關田驛西、俗稱告立禿浮施處是也、舊名奈古曾關、○下野國界、白河郡白河城南二所神祠在處是也、蓋自白河往下野國那須郡、有南北二路、北自旗宿通于箕澤、此爲間道、南自白坂通于蘆野、此爲官道、但旗宿白坂其相去二里許、今之而古關遺趾尚在旗宿、○靺鞨國界、靺鞨古肅慎也、日本紀云、欽明天皇五年十二月、越國言、於佐渡島北御名部之海岸有肅慎人、乘一船舶而淹留、○中略、於是肅慎人移就瀨河浦、俗呼肅慎隈也、齊明天皇四年、越後國守阿倍引田臣比羅夫討肅慎、同六年三月、遣阿倍臣率船師二百艘伐肅慎國、續日本紀云、養老四年正月丙子、遣渡島津輕津司從七位上諸君鞍男等六人於靺鞨國觀風俗、女直考云、女直古肅慎氏、在混同江東、東濱海西接兀良哈南鄰

朝鮮、漢爲挹婁、元魏爲勿吉、唐爲黑水靺鞨、其部落曰女真、金祖也、後避原諱曰文直、元滅金、以其地置軍民萬戶府、五國朝分爲數種、居海西者曰海西女直、居建州毛憐諸處者曰建州女直、極東最遠者曰野人女直、又諸小種甚多、三才圖會云、朝鮮國雄巨、咸鏡二道、境接靺鞨、道山文冊云、朝鮮城西北則靺鞨、長白山疆識略云、大率蕃語以華言譯之、皆得其近似耳、如天竺轉爲捐毒、秃髮轉爲吐蕃、達坦乃靺鞨也、○一千五百里、當今百七十三里二町、○一百二十里、當今十三里二十二町、○四百十二里、當今四十七里二十四町有奇、○二百七十里、當今三十一里二十五町有奇、按此一路程於今爲甚近、想三百里之或缺一點歟、然山谷有變遷道路有沿革、遠近之度、古今不同、姑存疑耳、○三千里、當今三百四十七里八町、雜令云、凡度地五尺爲步、三百步爲里、蓋十分爲寸、十寸爲尺、義解云、分者以北方距黍中者爲一分也、予友犀水子曰、曾閱大和國法

隆寺所藏古尺、於今之銅尺、耗減二釐弱、則古今無異、同可知矣、今世大率以六尺爲步、六十步爲町、三十六町爲里、於古則爲八里百九十二步、與武備志所謂、日本名十里有百里者、或不甚相遠、近世或以六町爲里曰關東道、又稱下道、或以五十町爲里曰伊勢路、當今之世、天下同轍、四海一家、不宜有如此異同、竊冀定于一、○大野朝臣東人、續日本紀云、飛鳥朝札職大夫直廣肆果安子、神龜二年從征夷、有戰績、授從四位下勳四等、天平三年、爲陸奧按察使兼鎮守將軍、九年請征夷使討東夷賊、十一年、任參議大養德守、十二年、爲征西將軍、討藤原廣嗣、獻捷、明年賞功、授從三位、十四年十一月薨、爲人英雄智謀、頗爲將軍、所向無不屈服矣、○按察使、養老二年置陸奧出羽按察使、見續日本紀、○勳位、見官位、○制紀、年未詳、○藤原惠美朝臣朝猶、獨獵字之化、與訓云獵、化爲獵是也、又押勝之子、天平寶字四年正月、爲陸奧國按察使兼鎮守將軍、從五位下、同月授從四位下、

同五年十月、爲仁部卿、陸奧出羽按察使如故、同六年十一月、爲東海東山節度使、十二月、爲參議、共見本紀、而不記其卒、紀云、天平寶字八年九月乙巳、大師藤原惠美押勝逆謀頗泄、盜取中宮院鈴印、走近江、又云、壬子、軍士石村主石楯斬押勝、傳首京師、又云、其妻子從黨三十四人、皆斬之於江頭、獨第六子刷雄、以少修禪行免其死、而流隱岐國、則朝猶之誅亦當在斯中、而史略其名、歟、○仁部省、天平寶字二年八月改易官號、以民部省爲仁部省、續日本紀、新古今集雜部
前大僧正慈圓、ふみにてはおもふほどのことも申つくしがたきよし、申つかはして侍りける返事に、
右大將頼朝
みちのくのいはでしのぶはえぞ知らぬ書きつくし
てよ壺の碑
詞花集別部
みちさだにわすられて後みちの國のかみにて、くだ

りけるにつかはしける、

和泉式部

諸共にたまし物を陸奥の衣のせきをよそに聞か

千載集春部

みちの國にまかりける時、なこそこの關にて花のち

源義家朝臣

ふく風をなこそこのせきとおもへども道もせにちる

山ざくら哉

拾遺集別部

みちのくにの白河の關こへ侍りけるに

平兼盛

たよりあらばいかで都へつげやらんけふしらかは

の關はこへぬと

○釋顯昭曰、道陸國壺碑者、田村將軍東征之日、以弓

此、間亦有之不可不察焉○歐陽公曰、吾集錄前世埋沒失落之文、獨取世人無用之物、而藏之者豈徒出於嗜好之僻、而以爲耳目之玩哉、其爲所得亦已多矣、豈不信哉、

擬集古錄卷之十六

釋蓮生塔



高二尺九寸、蓮華趺高七寸、廣八尺二寸方、

右釋蓮生塔、在山州乙訓郡西山三鈿寺、

新千載集秋下

西山の草のいほりにてよめる

蓮生法師

月影の秋は夜寒になりぬとも誰かはうたむ苺のさ

ごろも 玉葉集春下

西山に住侍ける比、花の盛に、前大納言爲家人々さそひて尋まかで來て、歌讀かはして侍りけるを、うへのをのこの中より尋侍ければ、送つかはすとて、書こへ侍ける、

蓮生法師

思ひきや空にしられぬ花も猶雲の上までちらん物とは

新千載集哀傷

弘安元年三月藤原景綱ともなひて、西山の良峯といふ寺にまうで、外祖父蓮生法師舊跡の花、ちり侍けるを見て、人々三首歌よみ侍けるに、

爲氏

尋來て昔を思へば山里の花の雫もなみだなりけり釋蓮生字實信、藤關白道兼之裔也、俗名賴綱、奕葉任三野州宇都宮別當職、兼領其地、仍以宇都宮

爲號、好善、和歌、以女配藤爲家、生爲氏、賴綱
 求以自所詠和歌、載乎撰集、然以其家久列于
 武臣、嫌官階不隆、名籍不雅、故承元二年祝髮
 爲僧、遂達其志、閑居西山往生院、正元己未仲冬
 十二日寂、其子泰綱經營後事、造立此塔、其銘雖
 無所賞、以其嗜好之風流旨趣之雅致、因記焉、
 このむものはたのしむものにしかすと、くしひじり
 のたまひをきしことに侍るとや、されど好むことの
 みぞかならずたのしく、たのしき心よりひたすらに
 すきくしき、ことわざもありて、いづれのけぢめ
 も、見へわかぬこそをろかなれ、瓢箪屢空く草陋巻に
 滋し、顔淵の樂なをあり、藜藿深く鎖て雨繩樞を濕
 す、原憲の志いよくかたしとかや、あるはちさけ
 ててるみな月の比、かはの衣きて薪おへる翁の、お
 ちたる一かねに手ふれたまはぬは、好む心のあつか
 らぬかは、あるは泥梨のひまなきくるしみをうけな
 がら、比丘の二禪のたのしみにおとらずといひけん

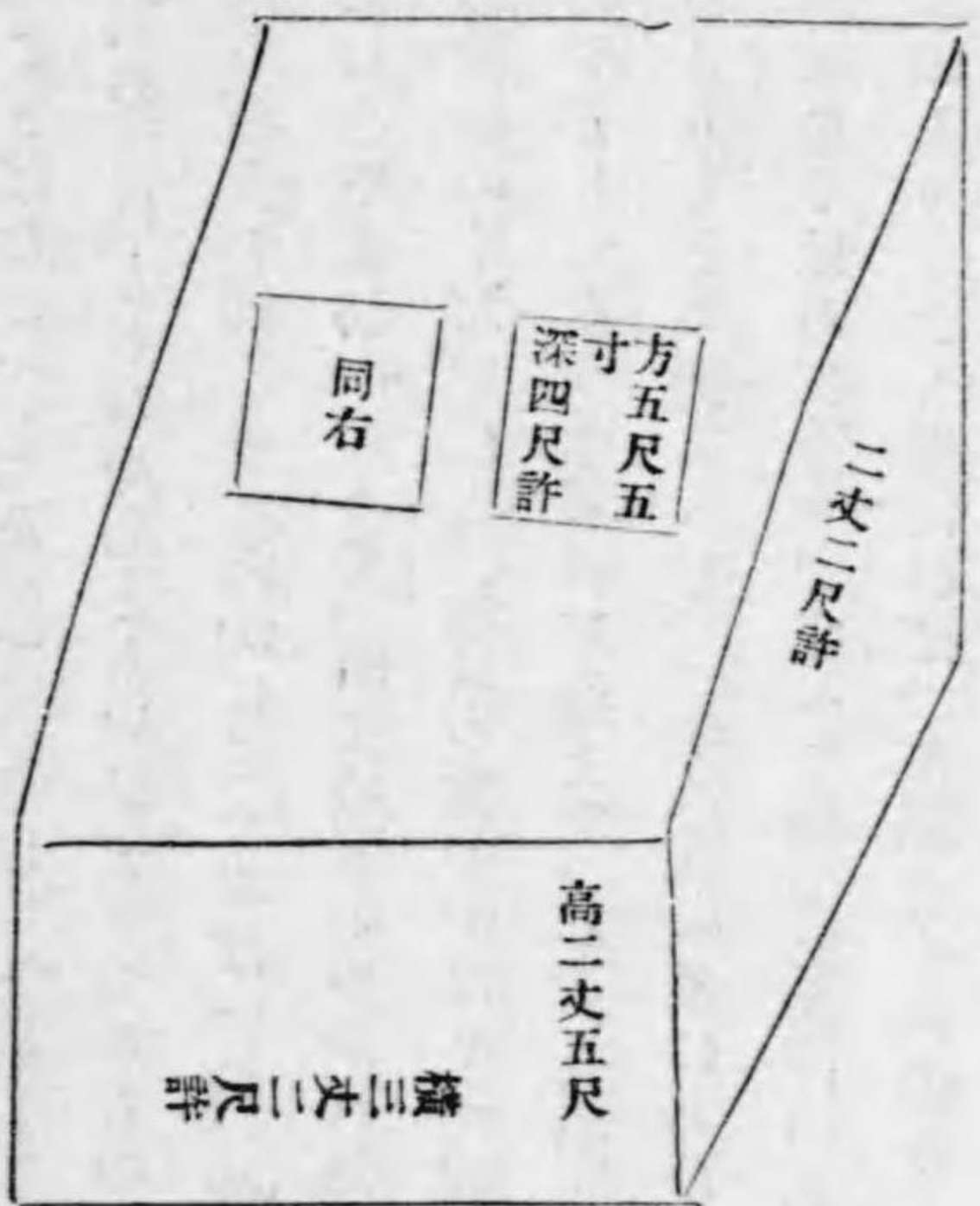
人もこそあれ、あるは婆毘迦羅天の呪をすこして、戀
 わたるなるいもせの山の中にをちて、ながれあひた
 るふかきちぎりをさへ、ふししばのこるといふ言葉
 には、中たへぬるぞかし、あるはいきとしいけるもの
 の、又なかなしみあへる玉の緒の、ながきのちをだ
 に、時雨せぬ夜もと、一ふしいひかなへたるからに、お
 しも思ひ給はず、能因法師のいつはりも似つきて、
 本路のこひにやつき、蓮生法師のかく世をのがれて、
 頭おろしたる、載民の家に歸らで、旅館に年を守り
 たる、周叟の駒のあとをしたひて、西に向ふと呼た
 る、これみな淑人君子の其道を樂み、騷人詞客の風雅
 のこのみなるべし、それより下つかた、ほどにつけ
 つ、品くだり、色かはりぬ、あるはつやく物もいは
 ず、くひものに思ひいらたる、あるはかりのそらだき
 物に、胸うちさはがれたる、それとだにえやはいぶき
 のさしも草、やまひにもゆるけぶりのあとの、瘡痂
 をもとめ、よを海べたに、臭き舟をたづぬるも、おも

へばよくきかたにはあらざるべし、萩などのいとお
 もげなりつるに、露のおつるに枝のうちうごきて、人
 も手ふれぬに、ふとかみさまへあがりたる、いみじ
 ういとおかしういひたる人の心地には、つゆおしか
 らじとおもふこそ又おかしけれとは、元輔のむすめ
 の花のことばなるべし、萬のてうどはさる物にて、よ
 き人の、あはれともおかしともいひをきつるものは、
 草も木も石もかはらもをろかにこそおぼへね、翁も
 ひかたしきやまひのありて、銅雀の瓦のやぶれたる、
 薦福の碑石のくだけたる、長良の橋のなくなつ、井出
 の蛙のやどりたるうき草の末葉まで、年ごろからく
 してあさりもとめ得たるを、一年八人の災にあひて、
 あとかたなくほろび侍り、すべて物の聚散は、命と
 いふ事のありとき、置侍れば、飛驒たくみのひじの
 くじけたるはなげかずして、つきなき身のをゆびの
 のびがたきをかなしみ、門高き家の珍器重寶、いか
 ばかりか烟と立のぼり、灰ときへうせ侍るらんを、い

とおしと思ひやるかたにはうとく、みづからのひめ
 をきし相如の犢鼻褌、西園寺内府のむらつけたの櫛
 をのみ、捨てたく思ひなげく事こそは、秋草のおとあ
 へたるよはひ、かりごもの亂の心なるべし、さりと
 て又神なびの神依坂のいたづらに目をくらし、下つ
 けのなすの原の、なすこともなくてすぐさんより、
 せめて俵ばかりものこさは、またげすの思ひのなく
 さむ事もこそあれと、世々にすたれて、霜にくち霧
 にむし烟にすゝろひ、しみといふ蟲などはみて、た
 れとりあぐる人もあらぬ物を、百つたふ八十種と、見
 るにまかせきくにまかせ、筆にまかせて、消かへる草
 葉の露の置所もゑらばす、伊勢おの海士の見るめな
 きもしは草かき集めぬる、古きあとと録しとめぬ、

擬集古錄卷之八

益田池碑石



右在和州高市郡池尻村南、云一千餘步益田池舊蹤、而此即碑之跌也、俗稱岩船、其高二丈五尺奇、橫三尺三寸奇、厚二丈二尺奇、上面有二方鑿、廣各五尺五寸許、深四尺許、其石滑瑑精潤、但碑身今亡、而其文出于性靈集、其文曰、

大和益田池碑銘并序

東大寺沙門大僧都傳燈大律師遍照金剛文并書

若夫感星銀漢下灑之功深、湖水天池上潤之德普、故能中嶽因之而鬱茂、蟲卵賴之長生、至若八氣播植五才陶冶、北方之行偏居其最、坎之爲德遠矣哉、皇矣哉、粵有益田池、兩尊鼻于之州、八鳥初導之國、地是漢語之舊宅、號則村井之故名、去弘仁十三年仲冬之月、前和州監察藤納言紀大守末等、慮元陽之可支、歎膏腹之未開、占斯勝處、奏請之、綸詔即應、爰則令藤紀二公及圓律師等勅功、未幾皇帝逝、駕汾襄、藤公從之辭職、紀守亦遷越前、今上膺堯揖讓、馭舜寶圖、照玉燭乎二儀、撫赤子於八島、簡伴平章事國道、代檢國事、并拔藤廣任刺史、兩公檢校池事、於焉青冕引塊、數千之馬日聚、赤馬驅人百計之夫夜集、既而車馬轟々而電往、男女碾々而雷歸、土霧霽而雪積、堤倏忽而雲騰、宛如靈神之挺、埴還疑洪鍾之化產、成也不日、畢也不年、造之人也、辨之天也、

爾迺池之爲狀也、左龍寺、右鳥陵、大墓南登、畝傍北峙、米眼精舍鎮其良、武遮荒巖押其坤、十餘大陵聯綿虎踞、四面長阜遶迎龍臥、雲蕩松嶺之上、水激檜隈之下、春繡映池觀者忘歸、秋錦開林、遊人不倦、鴛鴦鳧鴨戲水奏歌、玄鶴黃鸝游汀爭舞、龜鼈延頸鮪鯉掉尾、淵瀾祭魚、林鳥反哺、泊如積水舍天壘山倒景、深也似海、廣也超淮、笑昆明之非儔、晒耨達之猶小、虎嘯鼓濤、則驚汰沃漢、龍吟決堤、則容與不飽、襄陵之罔象、不得溢其塘、焦山之女魃不能涸其底、六郡蒙潤、萬澮湯々、一人有慶兆民賴之、舞之蹈之、詠之千箱、以擊腹、手之足之、唱萬歲而忘力、歎蒼海之數變、索銘詞乎余筆、貧道不才當仁、固辭不能、課虛吐章、迺爲銘曰、

希夷象帝 一未萌 盤古不出 國常無生
元氣倏動 葦芽乍驚 八風扇鼓 五才縱橫 其一
日月運轉 山河錯峙 千名春羅 萬物雜起
藤膚既隱 稷稂爰始 天池人池 灑霑功似 其二

前堯後禹 慮厚恤人 智略廣運 慈悲且仁
機事不測 成功若神 潤物如雨 榮人似春 其三
綸絳雷震 有司創功 紀藤雅草 果績圓豐
伴相施計 原守在公 良才奇術 民具靡風 其四
爰有一坎 其名益田 堀之人力 成也自天
車馬霧聚 男女雲連 歸來似子 畢功不年 其五
深而且廣 鏡徹紺色 混濛渺瀾 瞻望罔極
百溪之宗 萬派之職 魚鳥涵泳 虬龍斯匿 其六
吠澮汎溢 留畬播殖 莘々我莪 稔々我穡
如抵如宗 足兵足食 井田我事 堯帝何力 其七

解見釋運敵便蒙
拾遺集戀部 讀人不知
ねぬのはの苦かるらん人よりも我ぞ益田のいける
かひなき

日本武尊憩座石
右在江州坂田郡醒井驛、日本紀曰、日本武尊更還、於

尾張_レ淹留_レ月、於是聞_レ近江膽吹山有_レ荒神_一○中
 而徒行之、至_レ膽吹山、山神化_レ大蛇、當_レ道、爰日本武
 尊不_レ知_レ主神化_レ蛇、之謂、是蛇必荒神之使也、既得
 殺_レ主神、其使者豈足_レ求乎、因跨_レ蛇猶行、時山神之
 興_レ雲零_レ冰、峯霧谷曠、無_レ復可_レ行之路、乃棲遑不
 知_レ其所_レ跋步、然凌_レ霧強行、方僅得_レ出、猶失意如
 醉、因居_レ山下之泉側、乃飲_レ其水、醒而之、故號_レ其
 泉_一曰_レ居醒泉_一也、

神功皇后腰懸石、

右在_レ筑前州穗浪郡之野、方四尺許、
 其盜_レ樞以葬_レ上野國、仍令_レ其子御請別王襲_レ之、東方
 服云々、在_レ于上野州羣馬郡宗社驛光嚴寺墳、高三丈
 餘、周廻百步餘、其中以_レ大扁石爲_レ窟、窟口向南深
 四丈餘、廣六尺、石棺長七尺、橫三尺六寸、

筑紫國造磐井墓

繼體紀云、二十一年、筑紫國造磐井陰謀_レ叛逆_一云
 云、二十二年冬十一月甲寅、朔甲子、大將軍物部大
 連麤鹿火、親與_レ賊帥磐井_一交_レ戰於筑紫御井郡_一斬
 之、筑後國風土記云、上妻縣、縣南二里有_レ筑紫君
 磐井之墓、逆家之墓、故今亦不_レ欲_レ詳說_レ焉、
 右擬集古錄殘本、得_レ並河先生自書本于其孫某
 家_一寫_レ之、

擬集古錄卷之九

與州宮城郡燕澤碑全圖



燕澤古文碑考

與州宮城郡燕澤村落、在_レ古碑、弘安五年所_レ建也、長
 六尺餘、經三尺、石面欄行、其文古體、或離或合、殆不_レ易
 讀焉、天明壬辰秋、中山仲廷者、探_レ與中之勝、則臨_レ
 此碑、還_レ府之後乞_レ打文、告以_レ攝兼葭堂好古之求、予

令_レ子弟打_レ碑、且添_レ私考譯文_一以贈_レ之、然其來由無
 可_レ得、而考據故缺焉、爾迺者書生河成允者、語予曰、
 傳聞、此碑文唐僧祖元和尙自書、而所_レ使_レ托_レ空門子
 清俊_一樹、與辟不毛地也、故其文難_レ解了、實如_レ說欺、
 予曰、街巷之談亦不可_レ捐_レ之、傳說有_レ必以_レ矣、竊想
 釋祖元者元人也、弘安二年、依_レ北條時宗退招_レ東航、
 同五年相州開_レ瑞鹿山田覺寺、後諡_レ佛光禪師、先是
 元主世襲

皇和弘安四年、卒發_レ饜糧三千兵士十萬、來寇_レ於九
 國二島、胡塵如_レ充_レ覆載、京畿之騷擾、貴賤之憂懼、
 似_レ無_レ所_レ措_レ手足_一也、於_レ此上下所_レ祈_レ祗、唯有_レ神祇之
 保祐而已、神威不_レ虛、一夜颶風覆_レ艦、元兵溺死殲_レ十
 萬、積尸如島如嶼、可_レ踐而行、海門爲_レ之止_レ潮汐_一矣、
 嗚乎神明不_レ禳_レ此羣兇、吾邦之人忽爲_レ胡人之奴婢_一
 危哉々々、即今十百世之下、考_レ此記_一執_レ筆戰慄堪_レ喪
 膽也、偏神明之蒙_レ賴恩_一銘心刻骨、相傳而不可_レ忘、誠
 神國之稱不_レ妄哉、元寇雖_レ可_レ惡、十萬沈_レ尸、見聞之者

誰不發_レ怵惕仁憫之情、祖元本生_二寇賊之地_一、雖_レ異_二緇素、同邦同鄉、何無_二斷腸悲心_一耶、然密背憎眉語腹非之隱謀、不能_レ無_二恐懼、敢密欲_レ濟_二憤憤入冥之苦_一、而手裁_二古文離合書_一、處_二于邊陲幽僻之地_一者、嘗有_レ忌_二于上_一也、今茲弘安五年丁覆溺之小祥、因以彼岸功德之佛日、樹_二浮屠_一、弔_二羣類_一者、可_レ察焉、予就_二河成允之一言_一、而著述者、恐有_二憶斷附會詩_一、本來面目_一歟、然、叢中拂_二埋苦_一、打_レ碑以傳_二海宇_一者、比_二陵谷不朽之舉_一焉、冥漠君若有_レ知、予鑒_二弔古稱揚之志_一、誠以有_レ領_二於九原之下_一云_レ爾、

天明癸卯秋八月

藤塚知明志

碑字考

- 目 隸文以字
- ノ 譬也、人字左邊離合成_レ人、八陽經曰、ノ、成_レ人、字典每無_レ所見、效_二于此_一、
- 耐 古文道字
- 耐 古文正字

- フ 弗也、人字右傍效_二于此_一、
- 巾 糾通、又舉也、
- 効 下文有_二于名_一、効字形一脚、以_二此例讀_一、則効知_レ爲_二教之古文省畫_一也、蓋人教教三字不全成、按、後字多天皇大父帝在世、御諱久仁、皇太后教子、此諱文中見_二人久教三字_一、同其磔_レ畫、仁者人而久、亦具_二其體教教之支畫入_一、教字、則爲_二國諱_一乎、唐六典所謂有_二國諱_一者、皆爲_レ字不成、誠識_レ法者懼離斷省文、不_レ得_レ止而所作_レ之歟、碑面一體效_レ此集、字據_レ古者可_二奇賞_一、
- 篆文云字
- 與_レ劉同
- 業 古文丘字
- 刊 切也、斷也、
- 山 古文函字、函者腦蓋頂中也、山者古文塊字、而山猶彷彿、千山不_レ混、

- 苒 古文前字
- 危 古文死字
- 卞 相次也
- 殞 歿也、落也、史記云、不戰而殞、注云殞、殞相通、
- 瓦 古文天字
- 又 古文五字
- 擲 古文拜字

譯文私注、

夫以_レ發語舒_レ以_レ人直宜_レ從_レ道_一、人直者不_レ邪曲、則宜_レ人正益_レ舉_レ教、人正者、從_レ道、道教令_二益舉揚_一也、自就_二有道_一而正焉、可_レ思_レ之、益聰明正直者、神之德、以_二所稱_一、歸_二人之化_一乎、正直教道之體語、曰_レ照_レ死後_レ也、云_レ言_レ刈_レ丘_レ斷_レ函_レ砥_一、刈_レ丘者、芟_レ也、斷_レ函砥者、丘頂之砥石如_レ斷蓋_一、斷底而營_レ墳樹_一也、今之兆域非_レ舊隴、五十年前、鄉民請_レ釋_レ天嶺_一、此碑背銘大業妙典之數字、勒_レ而爲_レ今碑、而舊隴有_二今地_一之、弔_レ亡魂_一、追_レ悼_レ死亡_一之、元前死_レ元或國名、本前死者元寇之戰死有_二前後_一也、大日本國史卷六十元前死_レ三曰、弘安四年六月四日、元兵侵_二太宰府_一、十三日大破_二元兵_一、殺獲千餘人、是可_レ謂_二元前死_一也、又國名、次後殞矣、元史卷二百八隱括爲_レ辭、意許_二顯露_一之忌諱_一也、破_レ船、五日、文虎等諸將、各自擇_二堅好船_一、乘_レ之、棄_二士卒十餘萬_一于山下、衆議推_二張百戶_一爲_二主帥_一、號_レ之曰_二張總官_一、聽_二其約束_一、方伐_レ木作_レ船、欲_レ還、七日、日本人來_レ戰_二盡死_一、餘_二三萬_一爲_二其虜_一、去九日至_二八角島_一、盡殺_二蒙古高麗漢人_一、謂_二新附軍_一、爲_二唐人_一、不_レ殺_レ而奴_レ之、

閱量是也、蓋行省官議事不_レ相不_レ故、皆棄_レ軍籍、久之莫_レ與_二矣萬五者_一、亦逃還、十萬之衆得_レ還者、三人而耳、弘安第五天、皇朝後字多天皇御宇當_二玄戰敦胖_一、爾雅曰、大歲在_レ壬曰_二元世祖_一、至元十九年也、玄戰敦胖、_レ玄戰在_レ干曰_二敦胖_一、仲秋彼岸、梵語波羅比翻云、到彼岸論曰、依_レ彼_一、里末清俊謹拜、五家爲_レ鄰五鄰爲_レ里末者端也、草野里端之編處對_二叢林_一之大利、則爲_二謙辭_一、碑額刻_二梵文羅字_一、以_二代小浮圖_一、大日經九字祕譯云、羅字金剛大、大成日輪觀、復次譯、若觀_二日月輪_一、凡夫成佛救_二迷途枉魄_一者要、有_二此一字_一矣、

擬集古録卷之十

小松内府墓

豎一尺奇、横八寸、

己 治承三年

小松内府證空公

亥 八月朔日

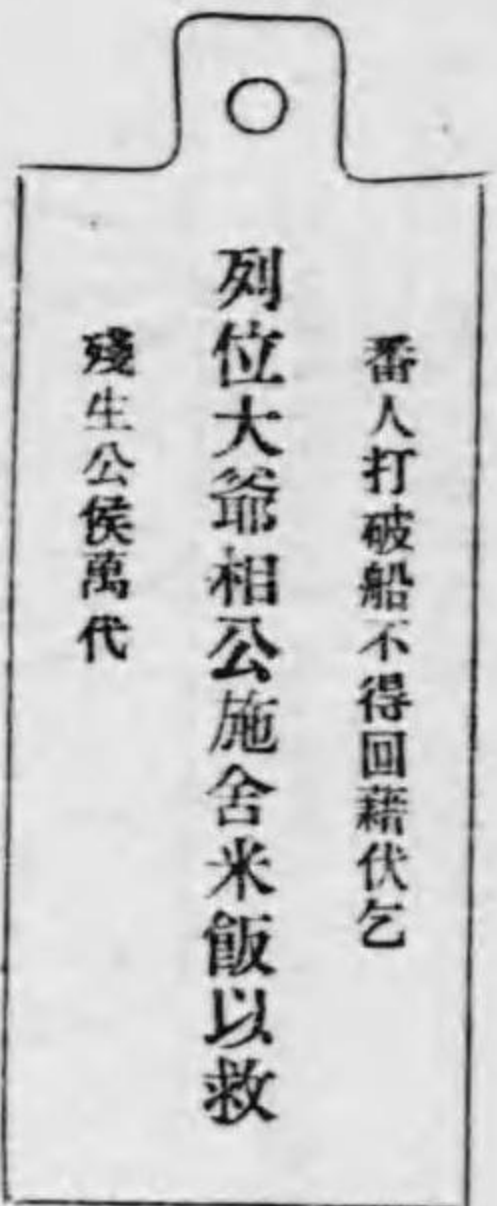
伊藤長胤志

享保亥のとし、堀習齋氏と一士人の家に邂逅す、習齋子の物語に、大坂の北にあたり田邊といふ村あり、平野にちかし、こゝに一寺あり、むかしは阿彌陀堂不動院といふ、黄檗の末寺になりて普門寺といふ、此頃圍爐古びたるにより造りかへんとて開しに、爐の下に一尺ほどの方石あり、それを取のけ爐をしつらひ、

方石を庭に出し置けり、年久しく土にうづもれ、はじめは文字の跡も見へざりしが、數日の後雨にかゝりて土少し落ければ、小松の二字隱然とあらはる、寺僧ふしぎに思ひよく洗ひ瀧ぎ見れば、小松内府證空公とあり、堀氏歸りて平家物語を考れば、重盛は法名を淨蓮と號し、證空とはなし、いかなる故にや此所にをさめ置、法名も斯のごとくなる事はかりがたし、是も亦訂古の一端ならずや、

擬集古録附

遠人木牌之圖



番人打破船不得回藉伏乞
列位大爺相公施舍米飯以救
殘生公侯萬代

長五寸餘、幅一寸五分、

正徳二年の冬奥州荒濱相馬二邑の船頭、人數八人米を積て舟にのり、江戸へはこびけるに、颶風はげしきに逢て、はてしもなく吹流され、中國南海の地へ至る、其艱難いふべからず、吹上る時は青天へのぼるかと疑はれ、吹落す時は金輪へ陥るかと思ふ、兎角して南海へ吹付しに、其所の人遠國の人の漂流せしをあれみ、肉飯等をあたへ舟の破たるを修復して、圖する所の牌を腰に帶せしめ送り出しぬ、それより廣東省

の地に至りぬ、此所よりは年々長崎へ船の通路あるゆへ、賣船に伴はれ、十三ヶ月を経て故郷へ歸るといへり、

赤馬御印之圖 定字は墨書他は朱書

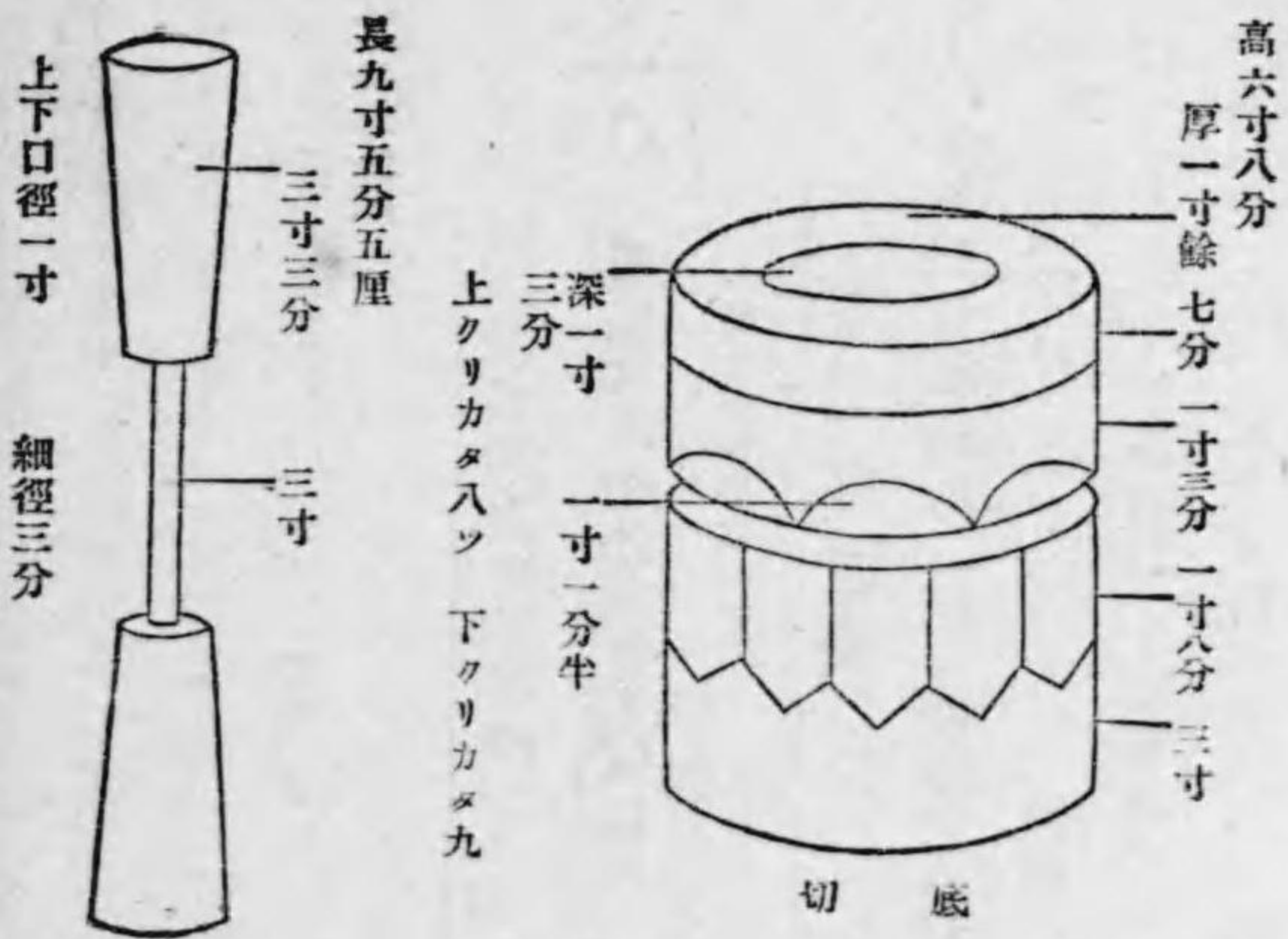


右之御朱印なくては可不出御傳馬者也、仍如件、慶長六年正月 何驛へ

按ずるに此御朱印所持の驛少し、文武帝慶雲四丁未の年三月甲子、給鐵印于攝津伊勢等二十三箇國、使

印ニ牧駒贖ニ云々、國史に見へたり、赤馬の御印もその遺風ならん歟、

御白圖



御杵二本、白造材未詳、御杵以檜造、十月亥日嘉祝者、和漢之歲事、古今之禮典也、況吾邦禁闕之儀式、具在子方策焉、謹考日次紀、元和御製年中行事宸儀親春饗供ニ

神明之事、乃謂之都久都久乃唱歌、曰、
神名月志具禮乃雨乃足於土爾吾於毛布事加奈光
都久都久

夫白杵者、五穀磨精之寶器、日用不可缺之要物也、故太神宮舊記鎮之、稱宇須能賣命、而以白配女神、則以杵配男神也、可知焉、蓋以日用續命之寶器、爲御白殿、靈體者良有以哉、玄豬小白杵、亦大古之遺象不可疑矣、雖然、是臺閣帳內之所、在、非人間所敢輒見也、爰予友櫻井在屋者、有故而藏之家、甲辰孟攜來某亭、予幸在其席、請摸寫、在屋諾、乃盟嗽再拜摸之、

天明四年

平高潔誌

梅柳短策

梶井宮盛胤法親王

こととはん鳥だにすまでいとしく

都にとほきすみたがはかな

盛胤シミアリ

水無瀬前中納言

角田川にいたりて

なにしおふたよりおもはば都鳥

われに事とへとはばこたへん

氏成

山本前中納言

すみた川いまますまなんみやこどり

おもふみやこのことやかたると

實富

四條參議

いざといはんなれがその名のみやこどり

すみた川にすすみなるゝとも

隆音

鳥丸前亞相光廣卿

われも又手にとる筆のすみた川

そめてあだなる名やながすべき

鳥有子

二條攝政殿

きてみればうへし柳のしるしのみ

春風わたるすみた河原に

康道

水瀬殿

梅光寺にて

哀てふ昔おもへばわが袖の

うへにもはれぬ梅の雨哉

氏成

松平伊豫守殿

やよひのすゑつかた梅寺にまうでて

おもかげの霞にきえし隅田川

ながれての世も花に戀しき

綱政

なつの月淺茅がはらにかけさして

よりくる浪の角田河哉

風來

五條前亞相爲範卿

やよひの二十日あまりの頃侍りて